

# 境町地域防災計画

---

## 資料編

---

令和5年3月31日

境町防災会議



# 目次

<b>1</b>	<b>組織関係</b> .....	<b>資-1</b>
1-1	防災会議条例 .....	資-1
1-2	災害対策本部条例 .....	資-3
1-3	消防組織の体制 .....	資-4
1-4	自主防災組織等 .....	資-13
<b>2</b>	<b>応援・協定関係</b> .....	<b>資-14</b>
2-1	災害応援協定一覧 .....	資-14
2-2	災害時の相互応援に関する協定及び同実施細目 .....	資-18
2-3	茨城県広域消防相互応援協定書 .....	資-20
2-4	茨城県防災ヘリコプター応援要綱 .....	資-23
2-5	災害救助に必要な物資の調達に関する協定（流通在庫備蓄） .....	資-24
2-6	自衛隊への災害派遣関係 .....	資-25
<b>3</b>	<b>避難情報等の基準</b> .....	<b>資-29</b>
3-1	気象情報発表の基準 .....	資-29
3-2	水位観測所の位置 .....	資-30
3-3	緊急地震速報 .....	資-31
<b>4</b>	<b>情報・通信関係</b> .....	<b>資-32</b>
4-1	通信拠点 .....	資-32
4-2	防災行政無線関係 .....	資-32
4-3	特設公衆電話設置場所 .....	資-34
4-4	その他の情報・通信手段 .....	資-35
4-5	【様式】放送申込書 .....	資-36
<b>5</b>	<b>避難所及び緊急避難場所</b> .....	<b>資-37</b>
5-1	指定避難所兼指定緊急避難場所 .....	資-37
5-2	指定緊急避難場所（町内） .....	資-39
5-3	協定に基づく民間の緊急避難場所 .....	資-40
5-4	指定広域避難所 .....	資-41
5-5	指定広域緊急避難場所 .....	資-41
5-6	広域避難所及び広域緊急避難場所の位置関係 .....	資-42
5-7	福祉避難所 .....	資-42
<b>6</b>	<b>防災設備・施設及び防災拠点等</b> .....	<b>資-43</b>
6-1	防災設備等 .....	資-43
6-2	防災施設 .....	資-46

6-3	防災拠点	資-51
6-4	防災関係施設等位置図	資-58
<b>7</b>	<b>危険箇所関係</b>	<b>資-59</b>
7-1	路面冠水危険箇所	資-59
7-2	危険物・火薬類等関連施設の現況	資-60
<b>8</b>	<b>輸送・交通関係</b>	<b>資-61</b>
8-1	緊急輸送道路	資-61
8-2	特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	資-62
8-3	茨城県バス協会貸切バス委員会県西支部の支援体制	資-63
8-4	【様式】災害応急対策車両指定の報告様式	資-64
8-5	【様式】災害応急対策車両ステッカー（第1順位、第2順位）	資-65
8-6	臨時ヘリコプター離発着場及びレスキューポイント	資-66
<b>9</b>	<b>救急・救助関係</b>	<b>資-67</b>
9-1	医師会	資-67
9-2	第3次医療機関	資-67
9-3	救急車保有台数	資-67
9-4	給水拠点及び給水能力	資-68
9-5	給水車等配備状況	資-68
9-6	町所有車両	資-68
<b>10</b>	<b>備蓄関係</b>	<b>資-69</b>
10-1	備蓄倉庫の位置及び備蓄品の保管状況	資-69
<b>11</b>	<b>ごみ焼却・し尿処理・火葬場等の施設関係</b>	<b>資-70</b>
11-1	さしま環境管理事務組合の組織	資-70
11-2	さしま環境管理事務組合の業務	資-70
11-3	各施設の位置	資-71
11-4	「さしま環境センター」内処理施設の概要	資-72
11-5	「さしまクリーンセンター寺久」内処理施設の概要	資-73
<b>12</b>	<b>文化財関係</b>	<b>資-74</b>
12-1	県指定文化財	資-74
12-2	町指定文化財	資-74
12-3	町の文化財の所在地位置図	資-75
<b>13</b>	<b>災害救助法関係</b>	<b>資-76</b>
13-1	災害救助法の適用基準	資-76
13-2	被害認定基準	資-77
13-3	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	資-79

13-4	災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用	資-83
13-5	災害時における人的被害情報の公表方針	資-85
13-6	【様式】被害状況報告表	資-88
13-7	【様式】災害概況即報	資-89
13-8	【様式】被害状況即報	資-90
13-9	【様式】災害救助法適用申請書	資-92
13-10	【様式】災害救助法の住宅の応急修理申込書	資-93
13-11	【様式】資力に関する申出書	資-94
13-12	【様式】修理見積書	資-95
13-13	【様式】応急修理依頼書	資-96
13-14	【様式】応急修理実施連絡書	資-97
13-15	【様式】請書	資-98
13-16	【様式】工事完了報告書	資-99
13-17	【様式】「住宅の応急修理」申込チェックシート	資-100
<b>14</b>	<b>要配慮者対策関係</b>	<b>資-101</b>
14-1	洪水避難確保計画策定対象の社会福祉施設等（水防法第15条）	資-101
<b>15</b>	<b>町に被害をもたらした主な災害の統計資料関係</b>	<b>資-102</b>
15-1	大規模地震：平成23年3月11日 東日本大震災	資-102
15-2	大規模内水氾濫対応：平成27年9月 関東・東北豪雨	資-106
15-3	広域避難：令和元年10月 東日本台風	資-117
15-4	感染症対応：令和2年～ 新型コロナウイルス感染症	資-127
<b>16</b>	<b>除雪体制関係</b>	<b>資-139</b>
16-1	境町ふるさとまつり協力会雪害時災害連絡網	資-139
16-2	町道除雪対象路線及び協力会の担任	資-139
16-3	塩化カルシウム散布箇所	資-140
16-4	除雪対象路線の担任及び塩カル散布位置図	資-141
<b>17</b>	<b>台帳</b>	<b>資-142</b>
17-1	罹災証明書	資-142
17-2	避難所収容日誌	資-143
17-3	避難所用物品受払簿	資-144
17-4	避難所及び収容状況	資-145
17-5	炊き出し受給者名簿	資-146
17-6	食料品現品給与簿	資-147
17-7	炊き出しその他による食品給与物品受払簿	資-148
17-8	炊き出し用物品借用簿	資-149
17-9	飲料水供給簿	資-150
17-10	物資受払簿	資-151
17-11	応急危険度判定の実施決定に関する連絡書	資-152

17-12	応急危険度判定実施班及び判定拠点の設置連絡書	資-153
17-13	応急危険度判定支援 要請書（県知事宛）	資-154
17-14	応急危険度判定支援 要請書（県判定支援班長宛）	資-155
17-15	応急仮設住宅台帳（建設型応急仮設住宅）	資-156
17-16	応急仮設住宅台帳（借上型応急仮設住宅）	資-157
17-17	住宅応急修理記録簿	資-158
17-18	応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳	資-159
17-19	医療救護班診療記録	資-160
17-20	医療救護班医薬品衛生材料使用簿	資-161
17-21	医療救護班の編成及び活動記録	資-162
17-22	医療衛生材料受払簿	資-163
17-23	病院、診療所医療実施状況	資-164
17-24	助産台帳	資-165
17-25	被災者救助状況記録簿	資-166
17-26	障害物除去の状況記録簿	資-167
17-27	埋葬台帳	資-168
17-28	遺体搜索状況記録簿	資-169
17-29	遺体搜索用機械器具燃料受払簿	資-170
17-30	遺体搜索用機械器具修繕費	資-171
17-31	遺体処理台帳	資-172
17-32	被害状況報告書	資-173
17-33	防疫活動状況報告書	資-174
17-34	災害防疫業務完了報告書	資-175
17-35	学用品の給与状況	資-176
17-36	搜索者名簿	資-177

# 1 組織関係

## 1-1 防災会議条例

### ○境町防災会議条例

昭和 38 年 2 月 12 日  
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき境町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 境町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 境町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充る。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は 30 人以内とし、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 茨城県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから町長が任命する者
- (9) その他特に必要と認め、町長が任命する者

6 前項第 7 号及び第 9 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、境町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、昭和 38 年 2 月 12 日から施行する。

付 則(昭和 60 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 12 年条例第 5 号)抄

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## 令和4年度 防災会議委員名簿

区分	境町防災会議条例 第3条に規定する者 (30人以内)	防災会議委員
会長	町長	境町長
1号	指定地方行政機関の職員	① 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 所長
2号	茨城県知事の部内の職員	② 茨城県古河保健所 所長 ③ 茨城県境工事事務所 所長
3号	茨城県警察の警察官	④ 茨城県境警察署 署長
4号	部内の職員	⑤ 副町長 ⑥ 総務部長 ⑦ 企画部長 ⑧ 町民生活部長 ⑨ 福祉部長 ⑩ 建設農政部長
5号	教育長	⑪ 境町教育長
6号	消防団長	⑫ 境町消防団 団長
7号	指定公共機関又は指定地方 公共機関の職員	⑬ NTT東日本栃木支店 支店長 ⑭ 東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社古河事務所 所長 ⑮ 茨城西南医療センター病院 施設課長 ⑯ 境町社会福祉協議会 会長 ⑰ 茨城県建設業協会境支部 支部長
8号	茨城西南地方広域市町村組 合消防本部の職員	⑱ 茨城西南広域消防本部 坂東消防署 署長 ⑲ 茨城西南広域消防本部 坂東消防署 境分署長
9号	自主防災組織を構成する者 又は学識経験者のある者の うち町長が任命する者	⑳ 令和4年度 境町区長会 会長 (松岡町1区長) ㉑ 東京大学大学院 情報学環 片田 敏孝特任教授 (防災アドバイザー)
10号	その他特に必要と認め町長 が任命する者	㉒ 境町議会 議長 ㉓ 長井戸沼土地改良区 理事長 ㉔ 陸自第102施設直接支援大隊 大隊長 (境町担任部隊長) ㉕ 境町商工会 会長 ㉖ 茨城むつみ農業協同組合 代表理事組合長 ㉗ 境町民生委員児童委員協議会 会長 ㉘ さしま環境管理事務組合 事務局長 ㉙ 茨城県境町国際交流協会 会長 ㉚ 境町ボランティア連絡協議会 会長

## 1-2 災害対策本部条例

### ○境町災害対策本部条例

昭和 41 年 3 月 25 日  
条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、境町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長・災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 消防組織の体制

令和5年3月31日現在

## (1) 境町消防団

境町消防団は、昭和30年3月16日に、境町、長田村、猿島村、森戸村、静村の1町4村の合併に伴い発足（本部：41個分団、定数1,336名）し、以来、当時の情勢等に併せ組織の再編に取り組み、分団の統廃合を経て、平成27年4月1日の条例改正により現在の体制（本部：10個分団、定数169名）となった。この間、町の消防・防災組織の中核として活躍し、火災発生時等をはじめ、平成27年の関東・東北豪雨における救助・行方不明者の捜索や、令和元年の東日本台風においては、避難者輸送支援や、避難の呼びかけなど地域に根差した防災活動により、多大な貢献をした。

出典：茨城西南広域消防本部「茨城西南の消防（令和3年度版）」

## ① 組織

所在地：〒306-0495 境町 391-1

電話番号：0280-81-1308 F A X 0280-87-5872

分団数	10分団	部数	0部
方面隊	0隊	班数	30班

## ② 各分団の位置及び出勤エリア

区分	所在地	各分団の出勤エリア
第1分団詰所	境町 422-3	境町全域（建物、その他、車両すべて）
第2分団詰所	境町 2181-1	境町全域（建物、その他、車両すべて）
第3分団詰所	境町塚崎 2686-1	建物火災（全域、古河市高野、水海）その他火災（境一中区域）
第4分団詰所	境町志鳥 329	建物火災（全域、古河市高野、久能、谷貝、葛生）その他火災（境一中区域）
第5分団詰所	境町長井戸 66-35	建物火災（全域）その他火災（境一中区域）
第6分団詰所	境町蛇池 80-3	建物火災（全域、古河市谷貝、小立野）その他火災（境一中区域）
第7分団詰所	境町山崎 2227-1	建物火災（全域、坂東市逆井、菅谷）その他火災（境二中区域）
第8分団詰所	境町染谷 499-5	建物火災（全域）その他火災（境二中区域）
第9分団詰所	境町伏木 727-1	建物火災（全域、坂東市生子、寺久）その他火災（境二中区域）
第10分団詰所	境町若林 3994-1	建物火災（全域、坂東市長須、寺久）その他火災（境二中区域）

## ③ 団員数及び構成

団員数（人）		
条例定数		169
実員数		167
	男性団員数	158
	女性団員数	9
基本団員数		168
大規模災害団員数		0
その他の機能別団員数		0

職業構成別団員数（人）		
国家公務員		0
地方公務員	都道府県職員	0
	市町村等職員	22
特殊法人等公務員に準ずる職員		0
	農協職員	3
日本郵政グループ		3
その他		139
計		167

階級別内訳（人）	
団長	1
副団長	2
分団長	15
副分団長	10
部長	0
班長	30
団員	109
計	167

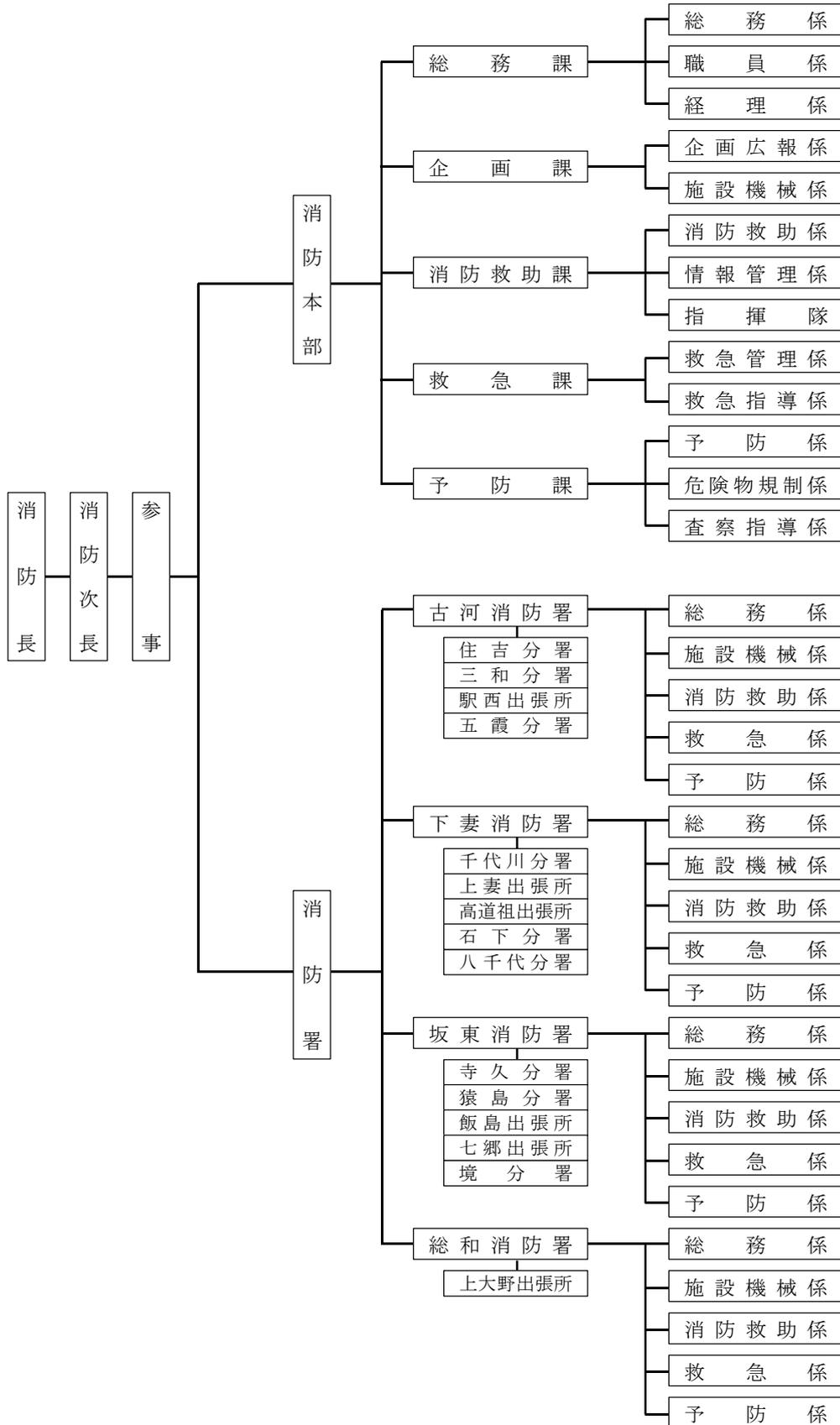
④ 備品

区分	ポンプ自動車	無線機		
		車載無線機	携帯無線機	受令機
台数	10 台	10 台	13 台	0 台
計	10 台	23 台		

(2) 茨城西南広域消防本部（令和4年に改名）

境町における常備消防は、昭和49年4月1日に古河市、下妻市、岩井市、八千代町、石下町、総和町、猿島町、三和町、境町、千代川村、五霞村の3市6町2村で構成される茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部（本部、3署1分署、定数246名）として発足し、幾度かの市町村合併により古河市、下妻市、坂東市、常総市（旧石下町）、八千代町、五霞町、境町の7市町構成となり、平成30年4月1日の機構改革により、現在の体制（本部、4署9分署5出張所）となった。境町には現在、坂東消防署に属する1個分署（境分署）が所在している。この間、広域にわたる消防・救急活動のほか、災害においては、県内で発生した昭和61年の小貝川の決壊や、平成27年の関東・東北豪雨災害の鬼怒川の決壊などにおいて、救助・捜索活動を実施し、更に平成7年の阪神・淡路大震災に隊員6名派遣するとともに、緊急消防援助隊として平成16年の新潟中越沖地震に10名、平成23年の東日本大震災においては、延べ27名の隊員を派遣した。

① 組織



出典：茨城県消防協会「自治体消防制度 70 周年記念誌」を基に作成



## ③ 隊員数及び構成

令和4年4月1日現在

	総計	消防正監	消防監	消防司令長	消防指令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他職員
境分署	19	-	-	1	4	2	2	7	3	-

## ④ 消防車両配置状況

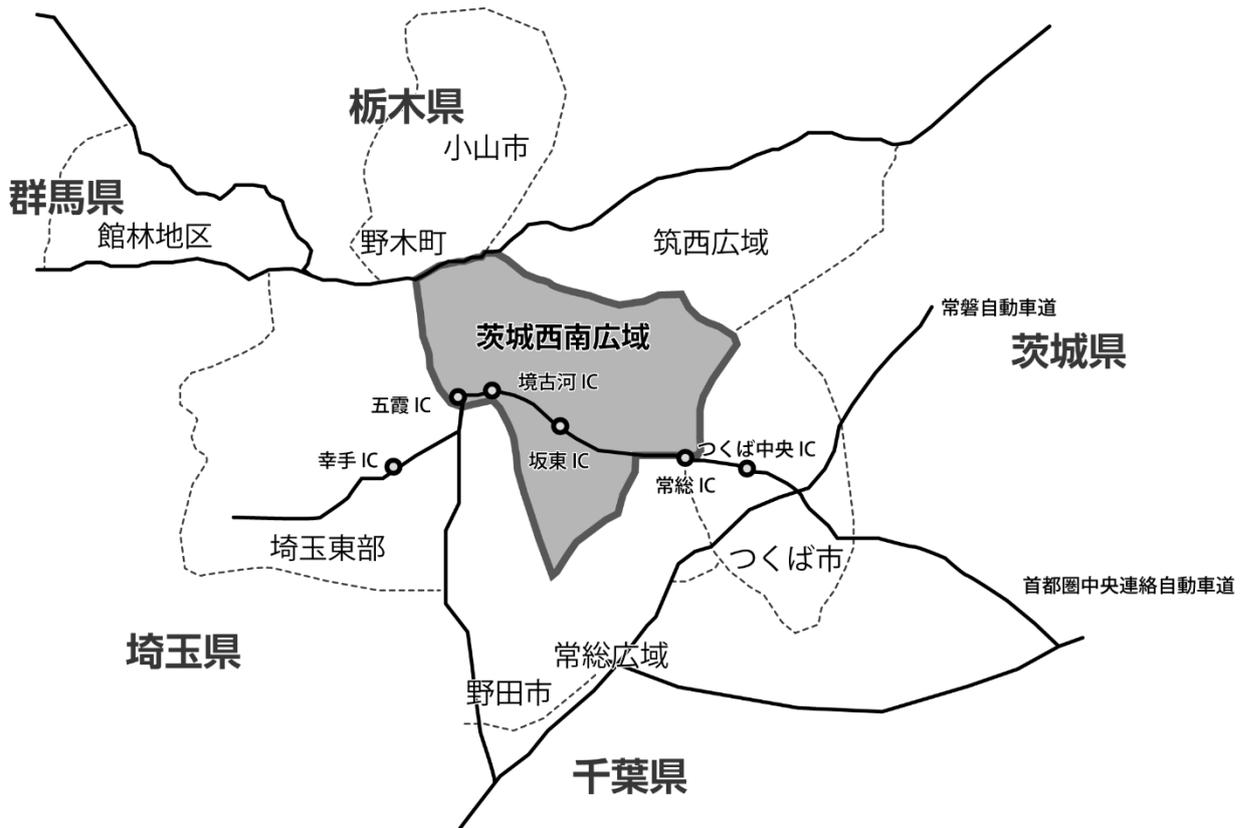
令和4年4月1日現在

	消防車						高規格救急車	その他の車両								水上バイクトレッラー	救助艇	水上バイク	
	水槽付ポンプ車	普通ポンプ車	特殊車			屈折車		指揮車	連絡車	広報車	査察車	資材搬送車	人員輸送車	支援車	拠点機能形成車				合計
			化学車	救助工作車	梯子車														
境分署	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-

## ⑤ 消防相互応援協定

締結年月日	締結先	内容
昭和54年6月6日	筑西広域市町村圏事務組合	火災・救急・その他の災害
昭和56年5月1日	つくば市	火災・救急・その他の災害
昭和56年5月1日	常総地方広域市町村圏事務組合	火災・救急・その他の災害
昭和60年4月1日	栃木県小山市	火災・救急・その他の災害
平成16年4月1日	千葉県野田市	火災・救急・その他の災害
平成24年1月1日	館林地区消防組合	火災・救急・その他の災害
平成25年4月1日	埼玉東部消防組合	火災・救急・その他の災害
平成27年2月16日	埼玉東部消防組合	首都圏中央連絡自動車道幸手・五霞間 火災・救急・その他の災害
平成29年2月26日	県内19団体、県外4団体	茨城県高速自動車道等 火災・救急・その他の災害
平成29年3月6日	茨城県下・市町村・事務組合 ※平成17年1月1日の協定は廃止	茨城県広域消防相互応援協定書 大規模災害等

⑥ 協定関係応援区域の配置



出典：茨城県消防協会「自治体消防制度 70 周年記念誌」を基に作成

(3) 消防水利施設

① 消火栓

地区	本数
境	167
猿島	173
長田	165
静	101
森戸	125
計	731

② 防火水槽

地区	数	20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満	40 m <sup>3</sup> 以上
境	27	11	16
猿島	23	15	8
長田	18	9	9
静	13	9	4
森戸	29	27	2
計	110	71	39

## &lt; 防火水槽設置場所 &gt;

No.	番号	地区	目標（水槽）	住所	設置区分 （水槽）名	容量・ 湧水量 （t）
1	2434	境	常陽銀行駐輪場内	境町 1546-1	公設	20
2	2435	境	吉祥院参道道路上	境町 974	公設	20
3	2436	境	鈴木畳店敷地内	境町 1064	公設	20
4	2437	境	野口肉店西側Y字路	境町 1106-5	公設	20
5	2438	境	町営浅間団地入口	境町 1071	公設	40
6	2439	境	平井自動車北側 100m	境町 633-1	公設	20
7	2440	境	旭町公民館敷地内	境町 563	公設	20
8	2441	境	さしまや製菓南側出入口	境町 217	公設	20
9	2442	境	住友生命敷地内	境町 463-1	公設	20
10	2443	境	境小学校正門入口脇	境町 293	公設	20
11	2444	境	松岡町公民館敷地内	境町 67	公設	20
12	2445	境	東京セキサン社宅敷地内	境町 2164-7	公設	20
13	2526	境	茨城西南医療センター病院南側敷地内	境町 2190	公設	44
14	2527	境	茨城西南医療センター病院北側敷地内	境町 2190	公設	40
15	2528	境	境 T-PLACE 北側敷地内	境町 122	私設	40
16	2529	境	境 T-PLACE 西側敷地内	境町 122	私設	40
17	2530	境	境 T-PLACE 東側敷地内	境町 122-	私設	40
18	2531	境	境小学校グラウンド南側	境町 293	公設	100
19	2532	境	サンキ駐車場内	境町 927-2	私設	40
20	2533	境	八つ井方南側	境町 702-5	私設	40
21	2534	境	境町役場敷地内	境町 393-1	公設	40
22	2535	境	さかいショッピングモール敷地内	境町 1156-1	公設	49
23	2536	境	さかいショッピングモール敷地内	境町 1156-1	公設	49
24	2537	境	さかいショッピングモール敷地内	境町 1156-1	公設	49
25	3037	境	ホームック境店北側	境町 1164-9	私設	40
26	3038	境	ホームック境店北側	境町 1164-9	私設	40
27	3039	境	マツモトキヨシ境町店南側	境町 1156-1	私設	40
28	2455	長田	成島宅南側	境町猿山 482	公設	20
29	2456	長田	秋田宅南側	境町猿山 333	公設	20
30	2457	長田	(株)クイックサービス東部境工場	境町猿山 166	公設	20
31	2458	長田	関宅南側	境町猿山 155-2	公設	20
32	2459	長田	菅谷宅南側	境町長井戸 1032	公設	20
33	2460	長田	石川宅東側	境町長井戸 1533-1	公設	20
34	2461	長田	麻生宅敷地内	境町西泉田 817	公設	20
35	2513	長田	グリーンサービス敷地内	境町下砂井 632-1	公設	40
36	2514	長田	長田小学校グラウンド南西側	境町蛇池 409	公設	60
37	3202	長田	JA 茨城むつみ品質管理センター	境町蛇池 785-3	私設	40
38	3296	長田	旭化成建材(株)ネオマフォーム	境町旭化成建材(株)ネオマフォーム	私設	21
39	3297	長田	旭化成建材(株)ネオマフォーム工場	境町旭化成建材(株)ネオマフォーム工場	私設	72
40	3298	長田	旭化成建材(株)ネオマフォーム工場	境町旭化成建材(株)ネオマフォーム工場	私設	30
41	3299	長田	旭化成建材(株)ネオマフォーム工場	境町旭化成建材(株)ネオマフォーム工場	私設	40
42	3300	長田	旭化成建材(株)ネオマフォーム工場	境町旭化成建材(株)ネオマフォーム工場	私設	40
43	3306	長田	日野自動車(株)第1境町寮内	境町日野自動車(株)第1境町寮内	私設	40

No.	番号	地区	目標（水槽）	住所	設置区分 （水槽）名	容量・ 湧水量 （t）
44	3351	長田	境古河 IC 交差点北西側	境町長井戸青果市場東側約 160m	公設	40
45	3352	長田	境古河 IC 交差点南西側	境町長井戸青果市場南東側約 255m	公設	40
46	2463	猿島	内門本田集落センター北側	境町内門 358-1	公設	20
47	2465	猿島	染谷公民館入口脇	境町染谷 782	公設	40
48	2466	猿島	ヤマヤ園製茶工場南側	境町染谷 735	公設	20
49	2468	猿島	野口宅南側 Y 字路	境町下小橋 392-1	公設	20
50	2469	猿島	富張宅東側	境町下小橋 355	公設	20
51	2470	猿島	安澤宅南側	境町下小橋 356	公設	20
52	2471	猿島	榎場宅東側	境町下小橋 83	公設	20
53	2472	猿島	野ロスタンド前 20m	境町下小橋 103	公設	20
54	2473	猿島	田沼宅敷地内北側	境町浦向 587-5	公設	20
55	2474	猿島	稲垣さく泉資材置場北側	境町金岡 377	公設	20
56	2475	猿島	稲垣宅南側	境町金岡 329	公設	20
57	2476	猿島	八竜神塚古墳南側 中村哲久宅南東側	境町金岡 251	公設	20
58	2515	猿島	パークゴルフ場敷地内東側	境町栗山 812	公設	40
59	2516	猿島	さくらの丘公園北駐車場	境町山崎 2588	公設	40
60	2517	猿島	地域生活支援センター煌き敷地内	境町内門 718-1	公設	40
61	2521	猿島	旭化成工業 C 置場	境町染谷 106	公設	40
62	2522	猿島	さしま食品加工協同組合敷地内	境町大歩 1551-1	公設	40
63	2523	猿島	猿島小学校グラウンド南東側	境町大歩 245	公設	60
64	3308	猿島		境町旭化成建材境工場敷地内 No. 5	私設	24
65	3309	猿島		境町旭化成建材境工場敷地内 No. 4	私設	24
66	3310	猿島		境町旭化成建材境工場敷地内 No. 3	私設	23
67	3311	猿島		境町旭化成建材境工場敷地内 No. 2	私設	23
68	3312	猿島		境町旭化成建材境工場敷地内 No. 1	私設	40
69	2477	森戸	田村宅西側	境町伏木 2998-1	公設	20
70	2478	森戸	大野工務店東 20m	境町伏木 1363	公設	20
71	2479	森戸	加藤宅東側	境町伏木 1260-2	公設	25
72	2481	森戸	染谷宅西側	境町伏木 102	公設	26
73	2482	森戸	倉持電機裏旧道	境町伏木 646-7	公設	20
74	2483	森戸	間中宅北 20m	境町伏木 3129	公設	20
75	2484	森戸	JA 茨城みつみ森戸支店敷地内南側	境町伏木 490	公設	20
76	2485	森戸	妙安寺敷地内北東	境町一ノ谷 498	公設	20
77	2486	森戸	香取神社北西側	境町一ノ谷 245	公設	20
78	2487	森戸	斎藤宅北側	境町一ノ谷 50	公設	30
79	2488	森戸	桑原合板敷地内南	境町若林 2395	公設	20
80	2492	森戸	台宅南側	境町若林 2244	公設	20
81	2493	森戸	須長宅東側	境町老林 2809	公設	20
82	2494	森戸	山源重機北側	境町若林 3744	公設	20
83	2495	森戸	染谷宅北側	境町若林 2116	公設	28
84	2497	森戸	倉持商店北側	境町若林 1801	公設	20
85	2498	森戸	吉岡宅南側	境町老林 1627	公設	20
86	2499	森戸	鈴木宅西側	境町若林 1659	公設	20

No.	番号	地区	目標（水槽）	住所	設置区分 （水槽）名	容量・ 湧水量 （t）
87	2500	森戸	倉持宅北東側約 10m	境町若林 2926	公設	20
88	2501	森戸	荒井宅南側	境町戸戸 520	公設	20
89	2502	森戸	香取神社敷地内	境町百戸 651	公設	28
90	2503	森戸	中山豆腐店北側	境町百戸 699-1	公設	25
91	2504	森戸	百戸公民館北側	境町戸戸 1791-2	公設	20
92	2505	森戸	大野方西側 30m	境町百戸 431	公設	20
93	2506	森戸	稲垣方北東側約 10m	境町新田戸 1350-2	公設	20
94	2507	森戸	上原宅南側	境町桐ヶ作 2151-1	公設	20
95	2508	森戸	上原宅南側	境町桐ヶ作 2401	公設	24
96	2524	森戸	関根自動車工場敷地内	境町伏木 4074-3	公設	42
97	2525	森戸	森戸小学校グラウンド東側	境町百戸 1252	公設	60
98	2446	静	篠塚宅北側	境町塚崎 652	公設	20
99	2447	静	後藤方東側	境町横塚 486	公設	20
100	2448	静	島野方敷地内	境町横塚 74	公設	20
101	2449	静	境町公民館志鳥分館北側	境町志鳥 330	公設	20
102	2450	静	栗原方南側	境町志鳥 1120	公設	20
103	2451	静	金久保方敷地内	境町志鳥 1511-2	公設	20
104	2452	静	桜井宅南側	境町稲尾 543	公設	20
105	2453	静	栗田建築工業東側	境町稲尾 706	公設	20
106	2454	静	CUT SPEAC タナカ北側	境町稲尾 698	公設	20
107	2510	静	積水ハウス株式会社グラウンド内	境町地内	公設	40
108	2511	静	積水ハウス関東第二工場敷地内	境町地内	公設	40
109	2512	静	静小学校グラウンド南側	境町塚崎 704	公設	60
110	3359	静	ファミリー境南側	境町遊徳保育園	私設	40
設置数 計						110

## ③ 耐震性貯水槽

耐震性貯水槽については、「6-1 防災設備等 (1)耐震性貯水槽」を参照

### 1-4 自主防災組織等

町の自主防災組織は、行政区を結成単位とし、現在は54行政区のうち、結成数は48（結成率約89%）で、下表のとおりである。なお、平成7年の阪神淡路大震災以降、「共助」（自主防災組織）の重要性がクローズアップされたことから、県では「自主防災組織活動育成事業費補助金」制度を設け、町では、その適用期間（平成7年から14年まで）に結成が集中している。未結成の行政区は、世帯数が少なく、高齢者世帯が多数を占めるなど自主防災組織という体制にはないものの、行政区長を中心としたコミュニティがおおむね形成されている。

また、町では、「自らの命は自ら守る」を推奨し、行政区町会と連携し、自主防災組織の自発的意思の発揚による実効性の向上を目的とした防災訓練を推進している。行政区長を中心とした実行委員組織を中心に平成29年度以降、境地区、長田地区（荒天のため中止）の水害を想定した総合防災訓練を経て、平成31年度（令和元年度）に全町を挙げて初の広域避難訓練を半年にわたり計画・準備していたところ、東日本台風が発生し、利根川氾濫の危機に接して実際に広域避難を実施した。本災害においては、各行政区長による要配慮者の輸送支援への呼びかけや避難促進、率先避難等により、町の避難率44%、うち広域避難者83%で半数以上の約53%が自主避難先へ避難するなど、自主防災組織が有効に機能した。

#### < 自主防災組織の現況 >

令和3年4月1日現在

管内世帯数 (住民基本台帳) $\alpha$	自主防災組織数	組織されている 地域の世帯数 $\beta$	組織率 $\beta / \alpha$ (%)
9,889	47	9,013	91.1

#### < 自主防災組織の結成状況及び結成率 >

地区 区分	行政 区数	自主防災組織結成年度									合計
		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	R4	
境	19		3/3 (16%)	4/7 (37%)			3/10 (53%)	2/12 (63%)		1/13 (68%)	13 (68%)
長田	8	1/1 (16%)	1/2 (25%)	1/3 (38%)	2/5 (63%)	1/6 (75%)			2/8 (100%)		8 (100%)
猿島	13	1/1 (8%)	1/2 (25%)	1/3 (23%)	2/5 (38%)	1/6 (46%)	1/7 (54%)	3/10 (77%)	3/13 (100%)		13 (100%)
森戸	9	1/1 (11%)		1/2 (22%)	2/4 (44%)	2/6 (67%)			3/9 (100%)		9 (100%)
静	5	1/1 (20%)			1/2 (40%)	1/3 (60%)	1/4 (80%)	1/5 (100%)			5 (100%)
合計	54	4/4 (7%)	5/9 (17%)	7/16 (30%)	7/23 (43%)	5/28 (52%)	5/33 (61%)	6/39 (72%)	8/47 (87%)	1/48 (89%)	48 (89%)
備考	1 結成数／結成数累計 2 結成率(%)：各地区の行政区数に対する結成数累計の占める割合（小数点以下四捨五入）										

## 2 応援・協定関係

### 2-1 災害応援協定一覧

No.	協定書(覚書)名	応援の種類	協定締結先	連絡先	締結年月日
1	災害時等の相互応援に関する協定	市町村間相互応援	県内全市町村 (87市町村)	各自治体防災担当	H6. 4. 1
2	消防相互応援協定	消火活動	西南広域圏内	各自治体防災担当	H7. 12. 1
3	災害時における境町・茨城境郵便局間の協力に関する覚書	相互応援	郵政省 茨城境郵便局	茨城境郵便局 0280(87)0901	H9. 10. 3
4	消防相互応援協定	消火活動	千葉県野田市	野田市消防本部 04(7124)119	H16. 4. 1
5	災害対策活動協力に関する協定	災害対策活動 (人員, 資材, 重機等)	・境町防災連絡協議会 ・境町ふるさとまつり 協力会		H20. 12. 24
6	非常用飲料水の提供・協力に関する協定	飲料水の提供 (500ml24本入り 105箱)	E Xサービス(株)	フードサービス部 部長 04(7124)5132	H22. 9. 1
7	災害時の情報交換に関する協定	情報収集伝達	国土交通省 関東地方整備局長		H23. 1. 5
8	災害時の道路上における緊急通行妨害車両障害物等の排除業務に関する協定	道路上等における車両等排除業務	(有)サカイレッカーサービス	0297(30)1511	H24. 3. 26
9	災害時の応援に関する協定	応急対策・応急復旧	野田市、五霞町	各自治体防災担当	H24. 9. 3
10	災害時における相互応援に関する協定	食料・生活必需品の提供等	八千代町、五霞町	各自治体防災担当	H25. 1. 17
11	災害時等の相互応援に関する協定	食料・生活必需品の提供等	茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、五霞町、利根町、八千代町	各自治体防災担当	H25. 1. 30
12	災害時相互応援に関する協定	食料・生活必需品の提供等	古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町	各自治体防災担当	H25. 2. 19
13	境町防災行政無線の活用に関する協定	電力需給に係る大規模事故発生時の住民に対する情報伝達等	東京電力(株) 茨城支店	下館支社 0296(47)1601 時間外(宿直者) 0296(47)1180 携帯 080(9815)8803 080(9815)8804	H25. 3. 21
14	災害時における緊急救援輸送等の協力に関する協定	物資の輸送・配送、 人員派遣等	茨城県トラック協会 西支部	支部長 0297(44)2157	H25. 12. 4
15	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	緊急一時避難所としての受入れ	民間事業者(9事業所)		H25. 12. 16
16	災害時における生活必需品の供給協力に関する協定	生活必需品の調達 及び安定供給等	生協パルシステム茨城	029(227)2225 災害時緊急電話 029(227)2224	H26. 1. 22
17	災害救助に必要な物資	応急生活物資の調達	いばらきコープ生協	理事長	H26. 1. 22

No.	協定書(覚書)名	応援の種類	協定締結先	連絡先	締結年月日
	の調達に関する協定	及び安定供給等		0299(35)7828	
18	災害時における棺桶及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	ご遺体処理に係る支援	茨城中央葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	理事長 0296(75)4066 会長 03(5769)8701	H26. 3. 26
19	災害時の歯科医療救護についての協定	歯科医療チーム派遣等	社団法人茨城西南歯科医師会	会長 029(252)2561	H26. 5. 23
20	災害時の医療救護についての協定	医療チーム派遣等	茨城県猿島郡医師会	会長 0280(87)6634	H26. 5. 23
21	災害時における相互応援協定	相互応援	古河市、坂東市、五霞町建設業界	各自治体防災担当	H26. 6. 3
22	災害時における支援・協力に関する協定	道路・倒壊建物の復旧撤去	猿島土建一般労働組合	委員長 0280(23)4773	H26. 9. 26
23	災害時における支援・協力に関する協定	災害時の飲料水提供等	(株)伊藤園	総務部長	H28. 3. 3
24	茨城県情報ネットワークシステムの端末局に関する協定	ネットワークの運用等	茨城県知事	危機管理課 029(301)2880	H28. 4. 1
25	災害時における各行政区間の応援協力に関する協定	災害時の支援協力	消防団第一分団及び管轄行政区	消防団第一分団長及び各関係区長	H28. 4. 7
26	災害時におけるLPガス等の提供に関する協定	災害時のLPガス提供等	茨城県高圧ガス保安協会猿島地方支部	支部長 0280(31)2421	H28. 4. 14
27	災害時における境町民の町外広域避難に関する協定	災害時の町外広域避難所の指定	茨城県立坂東総合高校	事務長、教頭 0280(88)1011	H28. 6. 17
28	災害時における法律相談業務に関する協定	災害時の法律相談窓口の開設	茨城県弁護士会	会長 029(387)5155	H28. 9. 1
29	災害時における支援協力に関する協定	災害時相談窓口の開設	茨城県行政書士会	事務局 029(387)5155	H28. 9. 1
30	災害時における広域避難に関する協定	原子力災害時の広域避難受入れ	水戸市	防災・危機管理課 029(232)9152	H28. 10. 21
31	災害時における相互応援に関する協定	相互応援	北茨城市	総務課防災安全係 0293(43)1111	H28. 10. 21
32	防災行政無線の使用に関する協定	地域住民の安全確保のための放送	境警察署	境警察署 0280(86)0110	H29. 1. 12
33	地域貢献型電柱広告に関する協定	電柱広告の無償提供	東電タウンプランニング株式会社茨城総支社	029(387)5155	H29. 2. 10
34	立教大学社会デザイン研究所と境町との研究連携に関する覚書	調査研究の連携	立教大学社会デザイン研究所	所長	H29. 6. 13
35	災害時における緊急通行妨害車両等の排除に関する協定	災害時の緊急通行妨害車両等の排除	全国車載車レッカー協同組合	東京協同組合 代表理事、事務局長 03(3547)0123	H29. 7. 18
36	災害時における施設使用に関する協定	災害時の施設使用	境警察署	警備課 0280(86)0110	H29. 10. 11
37	防犯カメラの設置及び運用に関する協定	防犯カメラの設置及びデータ等の共同運用	境警察署	生活安全課 0280(86)0110	H29. 10. 11
38	洪水災害における境町民の広域避難に関する	災害時の町外広域避難所としての指定	茨城県立総和工業高校	事務長、教頭 0280(92)0660	H29. 10. 24

No.	協定書(覚書)名	応援の種類	協定締結先	連絡先	締結年月日
	協定				
39	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	原子力災害時の広域避難受入れ	福島県いわき市	総合政策部 原子力対策課 0246(22)1204	H30.1.29
40	災害時における相互応援に関する協定	町間の相互応援	群馬県邑楽郡大泉町	総務部安心安全課 0276(55)0333	H30.12.17
41	災害時における物資の供給に関する協定	段ボールベット等の段ボール製品の供給	王子コンテナ株式会社	平日・昼間 営業部長 0280(78)0211	H31.3.27
42	茨城県被災者生活再建システムの運営等に関する協定	罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成機能を有するシステムの使用	茨城県	県防災危機管理課 029-301-2880	H31.4.1
43	大規模災害時における広域避難輸送等に関する協定	災害発生時等におけるバスによる広域避難	茨城県バス協会貸切委員会県西支部	サワキ観光(株) 取締役部長 0296-48-2311	R1.10.3
44	境町と北良(株)及び(一社)協働プラットフォームとの包括連携協定	まちづくり及び災害時の各種対応等	北良株式会社協働プラットフォーム	北良(株) 社長 0197-73-7222 協働プラットフォーム代表理事 080-8873-3119	R1.11.22
45	災害時における応急仮設住宅(移動式仮設住宅)の建設に関する協定	応急仮設住宅(移動式仮設住宅)の建設	(一社)日本ムービングハウス協会	日本ムービングハウス協会理事長 0123-28-8811 FAX0123-28-8820	R1.12.3
46	災害に係る情報発信等に関する協定	災害情報等をヤフーサービス上に掲載	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社 03-6898-5312 SR推進統括本部	R2.6.18
47	住友林業(株)及び(一社)協働プラットフォームとの包括連携協定	CLT技術、モバイルオフグリッド技術を活用した移動式応急仮設住宅の開発	住友林業株式会社協働プラットフォーム	住友林業(株) 03-3214-3947 03-6841-4615 新事業戦略開発室	R2.8.24
48	大規模洪水災害における町外広域避難に関する覚書	坂東市内公園及び宗教法人所有駐車場の緊急避難場所指定	坂東市浄土宗常繁寺	坂東市交通防災課 0297-21-2180 常繁寺住職 0280-88-1329	R2.9.2
49	地域防災力の向上並びに地方創生に関する包括連携協定	企業版ふるさと納税による移動式木造住宅の社会的備蓄と全国的展開	(株)一条工務店(一社)協働プラットフォーム	協働プラットフォーム代表理事 080-8873-3119	R3.3.31
50	災害相互応援協定	富士山の噴火及び利根川の氾濫時等における相互応援	神奈川県山北町	山北町総務防災課 0465-75-3643	R3.5.25
51	防犯カメラ設置表示板取付協定	東電PGの設置する電柱に対する防犯カメラ設置表示板の取付	東京電力パワーグリッド(株)下館支社	東京電力PG(株)下館支社古河事務所 0280-67-3101.	R3.6.10
52	災害時等における停電の早期復旧連携協定	災害等による大規模停電に早期復旧に資する連携協定	東京電力パワーグリッド(株)下館支社	東京電力PG(株)下館支社古河事務所 0280-67-3101.	R3.6.10
53	安全なまちづくりに関する協定	自動販売機と防犯カメラによる防犯活動	ダイドードリンコ(株)境警察署	ダイドードリンコ(株)首都圏第2営業部つくばオフィス 029-839-0525	R3.6.16

No.	協定書（覚書）名	応援の種類	協定締結先	連絡先	締結年月日
54	大規模洪水災害における境町民の町外広域避難に関する覚書	利根川等の氾濫に伴う広域避難所（場所）の使用 ・八千代高校 ・安達運輸駐車場 ・八千代高校東側洗車場跡地	八千代町 八千代高校 安達運輸 氏橋勝利	八千代町消防交通課 0296-48-1111 八千代高校 0296-48-1836 安達運輸 0297-27-3831 氏橋 宅 0280-76-1328	R3. 6. 21
55	地域防災力の向上並びに地方創生に関する包括連携協定	境町の防災力の向上に係る各種の連携	日本モバイル建築協会	日本モバイル建築協会事務局 070-4063-0083	R3. 7. 8
56	災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定	災害時における応急仮設住宅のあっせん	日本モバイル建築協会	日本モバイル建築協会事務局 070-4063-0083	R3. 7. 8
57	新型コロナウイルス感染症と診断された自宅で療養される患者に関する個人情報の提供及び保護に関する覚書	新型コロナウイルス陽性者（自宅療養者）の個人情報提供	茨城県	茨城県保健福祉部感染症対策課 029-301-5134	R3. 11. 17
計					57協定

## 2-2 災害時の相互応援に関する協定及び同実施細目

### 災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫・施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2号の規定に

より締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口通过电话等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

## 2-3 茨城県広域消防相互応援協定書

# 茨城県広域消防相互応援協定書

## 第一章 総 則

### (目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

### (協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等(以下「協定市町等」という。)の全域とする。

### (対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

## 第二章 相 互 応 援

### (応援要請)

第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等（以下「被災地市町等」という。）の長又は消防長（以下「被災地市町等の長」という。）は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるところによるものとする。

### (応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

### (消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

### (応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、

緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

### 第三章 経費負担

(経費の負担)

第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員含む。以下同じ。）が応援業務による負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

### 第四章 雑 則

(他協定との関係)

第11条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑義)

第12条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

## 付 則

この協定は、平成 29 年 3 月 6 日から効力を生ずる。

従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

水 戸 市 長	高 橋 靖
日 立 市 長	小 川 春 樹
土 浦 市 長	中 川 清
石 岡 市 長	今 泉 文 彦
常 陸 太 田 市 長	大 久 保 太 一
高 萩 市 長	小 田 木 真 代
北 茨 城 市 長	豊 田 稔
笠 間 市 長	山 口 伸 樹
取 手 市 長	藤 井 信 吾
つ く ば 市 長	五 十 嵐 立 青
常 陸 大 宮 市 長	三 次 真 一 郎
那 珂 市 長	海 野 徹
か す み が う ら 市 長	坪 井 透
小 美 玉 市 長	島 田 穰 一
東 茨 城 郡 茨 城 町 長	小 林 宣 夫
東 茨 城 郡 大 洗 町 長	小 谷 隆 亮
久 慈 郡 大 子 町 長	綿 引 久 男
鹿 島 地 方 事 務 組 合 管 理 者	保 立 一 男
茨 城 西 南 地 方 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 管 理 者	針 谷 力
筑 西 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 管 理 者	須 藤 茂
常 総 地 方 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 管 理 者	松 丸 修 久
鹿 行 広 域 事 務 組 合 管 理 者	原 浩 道
稲 敷 地 方 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 管 理 者	中 山 一 生
ひ た ち な か ・ 東 海 広 域 事 務 組 合 管 理 者	本 間 源 基
東 茨 城 郡 城 里 町 長	上 遠 野 修

## 2-4 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

### 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県防災・危機管理部消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めるときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 2-5 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（流通在庫備蓄）

### 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次に掲げる物とする。

- (1) ○○○○（品目名）
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ当該職員（被災市町村等の職員を含む。）を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ乙から引き渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。

（代金の支払）

第7条 甲は、引き取った物資の代金を、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

（物資の保有数量の報告）

第8条 乙は、毎年3月31日及び9月30日現在の物資の保有数量を別紙様式の「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、甲乙いずれかからのこの協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

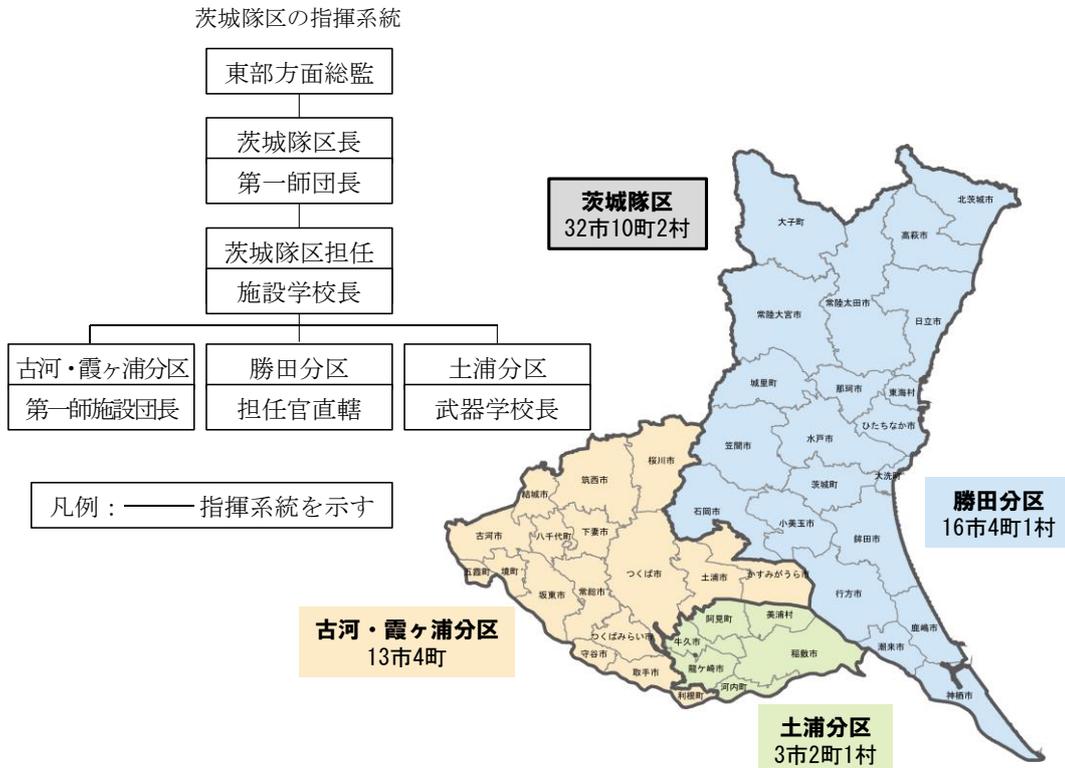
甲 水戸市笠原町978番6  
茨城県知事

乙

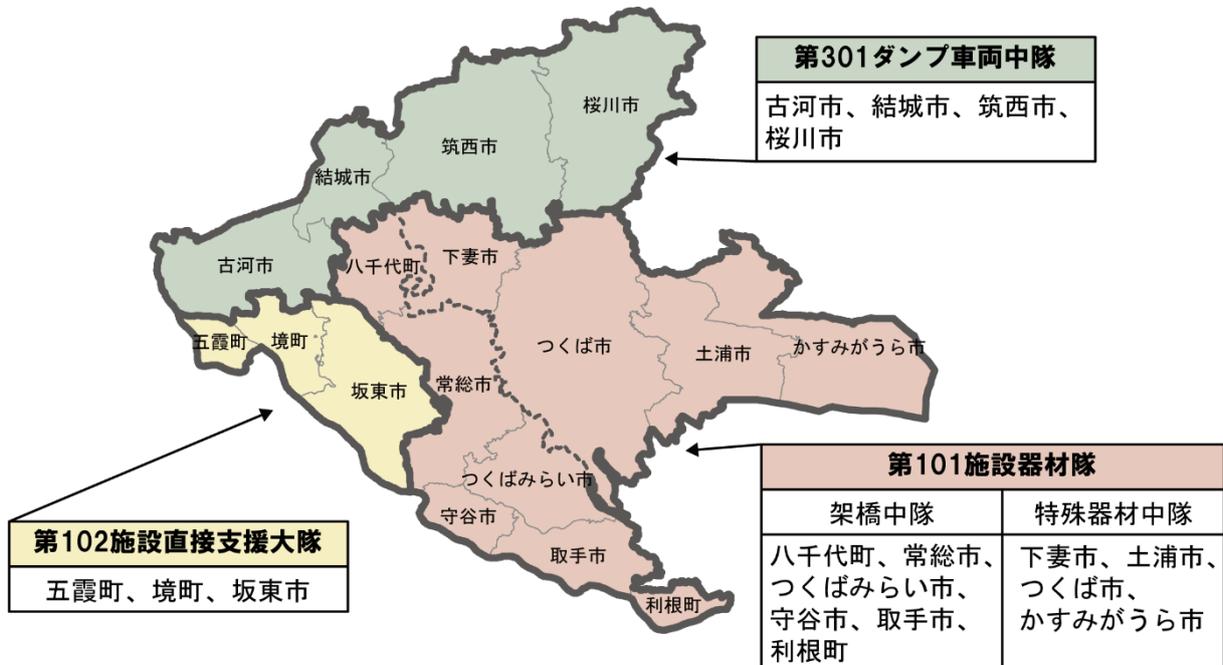
## 2-6 自衛隊への災害派遣関係

### (1) 茨城県の災害隊区等担任部隊

#### ① 茨城県の災害隊区の指揮系統及び地域担任区分

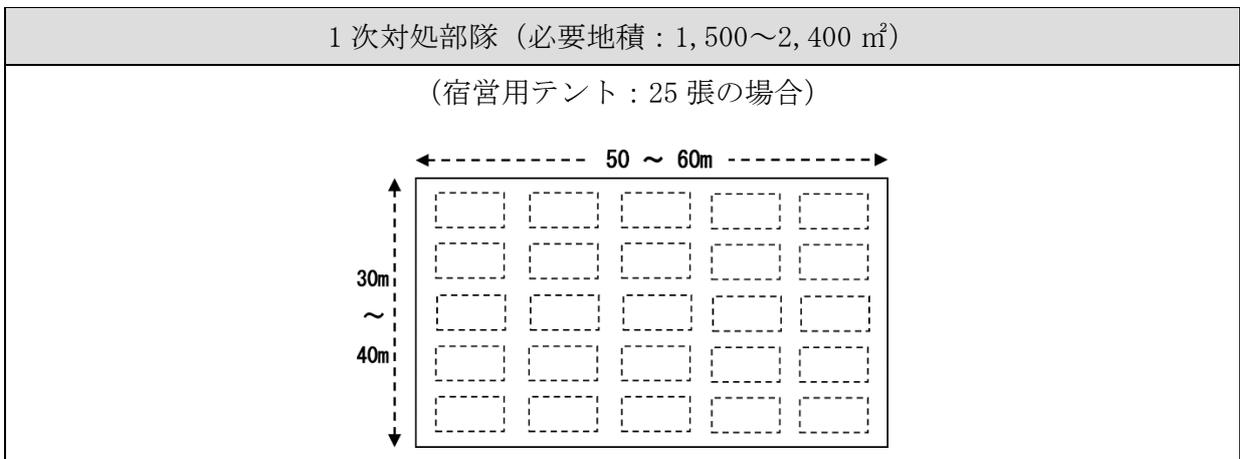
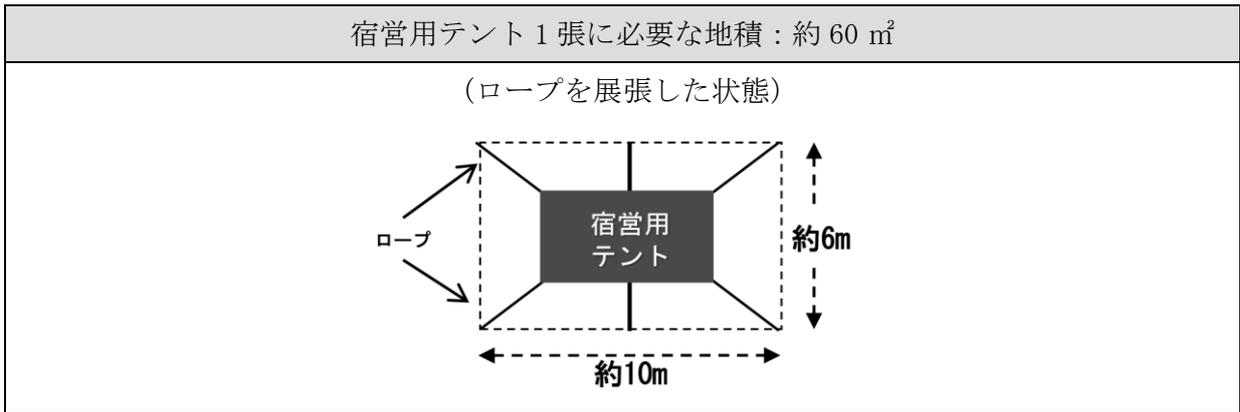


#### ② 古河・霞ヶ浦分区担任区分

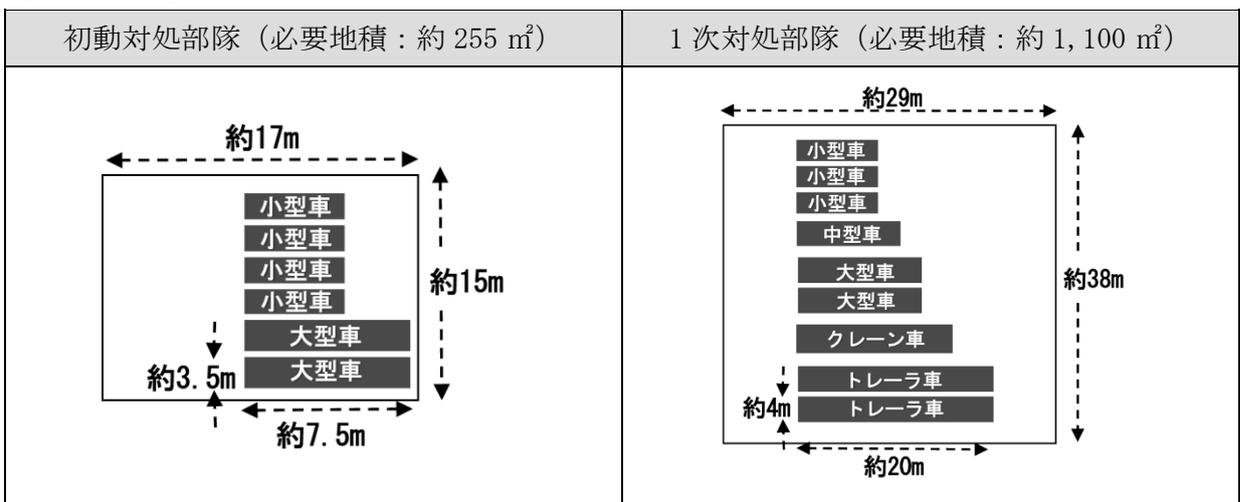


(2) 自衛隊の活動拠点に必要な地積

① 宿営地積の一例 (1次対処部隊)



② 駐車地積の一例 (1次対処部隊)



注) なお、上記は、あくまでも一例であり、災害の規模等により派遣部隊の規模も増大する。また、大規模水害時は町内での確保が困難であるため、細部は偵察に基づく調整となる。その際は、町と近隣自治体と借上施設・場所等について調整する。この際、自衛隊は自己完結型組織であることを踏まえ、あくまでも被災者が優先となることに留意する。

(3) 【様式】自衛隊災害派遣要請依頼書

文 書 番 号  
年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類

水害, 地震, 津波, 風害, 火災, 土砂崩れ, 遭難, 交通事故, その他 ( )

(2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分

(3) 場 所

(4) 被害状況

(5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分  
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域 市 町  
県 郡 村

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体, 人員, 機材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概況

(5) その他

(4) 【様式】自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

文 書 番 号  
年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

### 3 避難情報等の基準

#### 3-1 気象情報発表の基準

令和4年5月26日現在

区分		発表内容（基準）		
注意報	大雨	大雨により災害が起こるおそれがあり、具体的には次の基準のいずれかを超えると予想される場合		
		表面雨量指数基準 <sup>※1</sup>	13	
		土壌雨量指数基準	111	
	洪水	降雨による洪水によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、大雨注意報と同一の基準のいずれかを超えると予想される場合		
		流域雨量指数基準 <sup>※2</sup>	宮戸川流域=11.6, 染谷川流域=4, 鶴戸川流域=7.6	
		複合基準 <sup>※3</sup>	宮戸川流域= (10, 9.3), 染谷川流域= (6, 3.3), 鶴戸川流域= (6, 7.6)	
		指定河川洪水予報による基準	利根川上流部[栗橋], 利根川中流部[芽吹橋]	
	強風	平均風速	主として強風による被害が予想され、平均風速が陸上で12m/s以上の場合	
	風速	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	雷	落雷等により被害が予想される時		
	濃霧	濃霧により交通機関等に著しい支障を生じるおそれがあり、視界が陸上で100m以下の場合		
	乾燥	空気が乾燥し、火災の危険があり、最小湿度40%以下、実効湿度60%以下の場合 <sup>※4</sup>		
	低温	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
警報	大雨	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には次の基準を超えると予想される場合		
		浸水害	表面雨量指数基準	25
		土砂災害	土壌雨量指数基準	—
	洪水	降雨による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、大雨警報と同一の基準を超えると予想される場合		
		流域雨量指数基準	宮戸川流域=14.5, 染谷川流域=5.1, 鶴戸川流域=9.6	
		複合基準 <sup>※3</sup>	染谷川流域= (10, 3.7)	
指定河川洪水予報による基準	利根川上流部[栗橋], 利根川中流部[芽吹橋], 渡良瀬川下流部[古河・乙女]			

区分		発表内容（基準）	
	暴風	平均風速	暴風により、重大な災害が起こるおそれがあり、平均風速が陸上で 20m/s 以上の場合
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
特別警報	大雨	台風や集中豪雨等により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【境町における 50 年に一度の値】 48 時間降水量：326 mm、3 時間降水量：144 mm、土壌雨量指数：211	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※<sup>1</sup> 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

※<sup>2</sup> 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標

※<sup>3</sup> （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※<sup>4</sup> 湿度は水戸地方気象台の値

### 3-2 水位観測所の位置



### 3-3 緊急地震速報

緊急地震速報とは、地震発生後、初期微動といわれる小刻みなP波（縦波）と大きな揺れを引き起こす主要動のS波（横波）の到達時間差から発生時刻・規模を推定し、大きな揺れが到達する数秒から数十秒前に警報を発することを目的とした地震早期警戒システムの一つで、気象庁等が発表している。なお、令和5年2月1日発表以降、発表条件に長周期地震動階級<sup>\*1</sup>の予測値を追加して提供が開始された。

<sup>\*1</sup>長周期地震動階級：

規模の大きい地震が発生した場合、周期の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）が発生し、その地震波の周期と、建物、橋等の固有周期が一致すると共振して大きな揺れを生じ、遠く離れていても被害が発生する。特に高層階において共振しやすく、このような地震動のことを長周期地震動といい、揺れに対する指標として、気象庁長周期地震動階級表（令和2年気象庁告示第6号）で定めた1～4までの階級を指す。（令和5年2月1日から観測情報のオンライン配信を開始）

#### < 緊急地震速報の発表基準等 >

区分	緊急地震速報(警報)		緊急地震速報(予報)
	地震動特別警報	地震動警報	地震動予報
発表者	気象庁（法令により義務化）		気象庁及び予報業務許可業者
対象	一般住民を対象 （不特定多数、広い地域に自動配信）		高度利用者を対象 （特定の利用者・地域）
手段	Jアラート、TV、ラジオ、携帯電話、スマホ等		専用端末・防災アプリ等
条件	2つの観測点で震度6以上を予測又は長周期地震動階級4以上を予想した場合	2つの観測点で震度5以上を予測又は長周期地震動階級3以上を予想した場合	震度3以上、M3.5以上を予測又は長周期地震動階級1、2以上を予想した場合
内容	1 発生時刻 2 震源の位置（経緯度と震源の深さ） 3 震度4以上の揺れが予測される「地域名」		4 登録地点の予想震度 5 地震の規模（マグニチュード） 6 到達予測時刻
	—		
回数	原則1回		精度をあげつつ複数回
特徴	1 精度を優先し、大きな地震のみ発表 2 発表時には、警報と特別警報の区分はない。 3 データ配信料：無料		1 迅速性を優先し、小さな地震でも発表 2 データ配信料：発生

## 4 情報・通信関係

町は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の改正等に伴う無線機等のデジタル化への移行に伴い、令和 3 年度、防災行政無線のデジタル化改修を行い、同報系基地局を 3 F 放送室のほか、2 F 防災安全課執務室に卓上用基地局を整備するとともに、支局を 2 局（静小学校及び森戸小学校）に増設した。なお、基地局は、防災アプリとの連動が可能であり、茨城西南広域消防坂東消防署からの火災発生情報は、自動的に連動して配信される。また、野外拡声子局を従来の 6 局（5 個小学校及び境第 1 中学校）から 11 局を増設して全 17 局とし、町内の全エリアをおおむねカバーしている。更に、町民の全世帯を対象として戸別受信機（録音機能付）を無償貸与したほか、難聴者のために文字表示機能付戸別受信機を 20 台導入した。

### 4-1 通信拠点

#### (1) 消防無線局

消防本部名	呼出符号
茨城西南広域消防本部	せいなんしょうぼうこが

#### (2) 非常・緊急通話受付用指定電話番号

市町村名	電話番号
境 町	0280-81-1300

#### (3) 消防分署

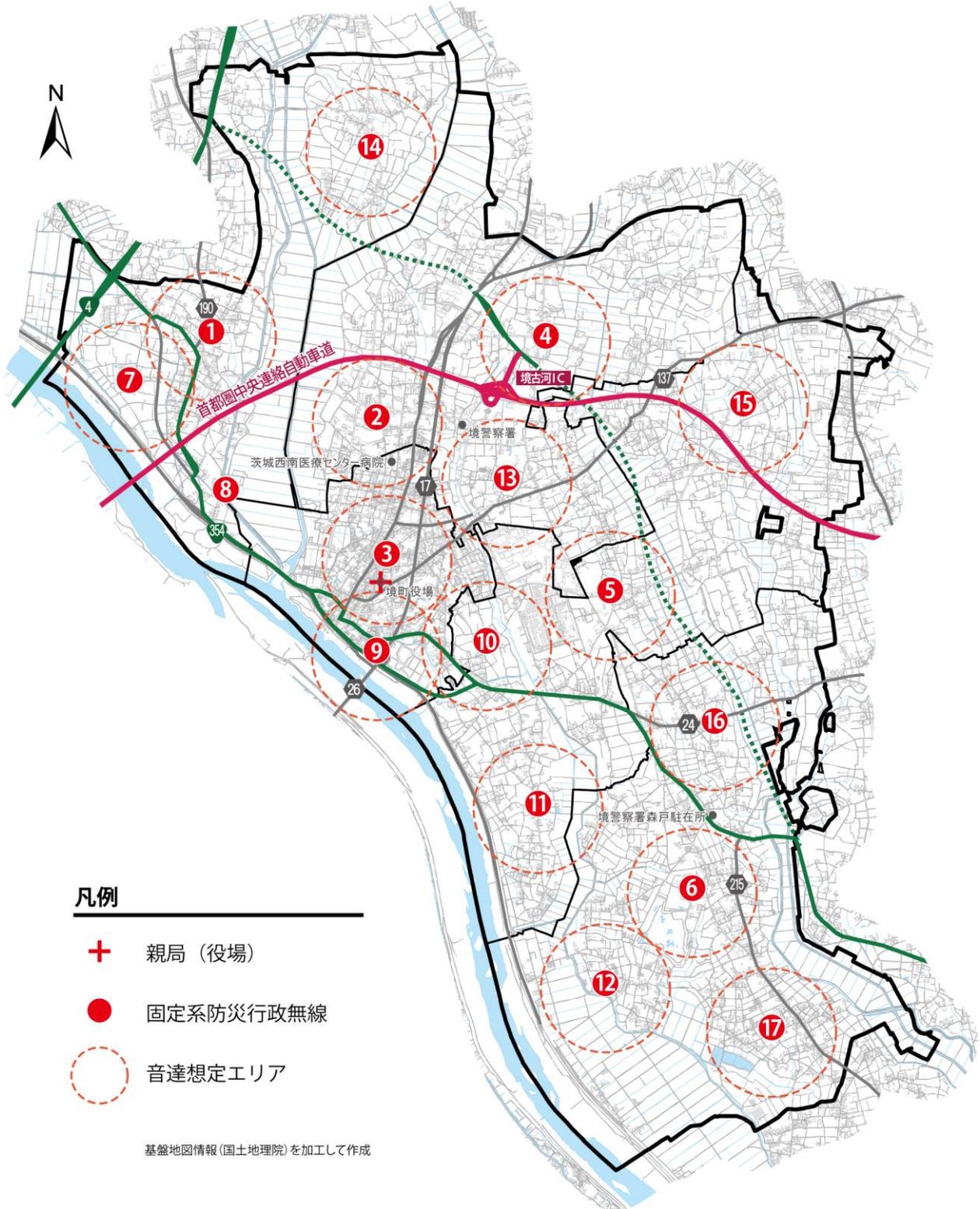
消防分署名	所在地	電話番号
茨城西南広域消防本部坂東消防署境分署	境町 422-64	0280-87-2992

### 4-2 防災行政無線関係

#### (1) デジタル同報系無線（基地局及び子局）

	呼出名称	所属	配置場所	備考
基地局	ぼうさいさかい	総務課	庁舎 3 階	
	ぼうさいさかい	防災安全課	庁舎 2 階	1 卓上用基地局 2 3 階防災無線室に移設可能 3 防災アプリと連動可能
子局 1	-	防災安全課	森戸小学校	R4 新設
子局 2	-	防災安全課	静小学校	R4 新設

(2) デジタル同報系無線（野外拡声子局）設置位置及び音達想定範囲



(3) 遠隔制御装置（器）

所属	設置場所	備考
総務課	境町庁舎	移動系
茨城西南広域消防本部	坂東消防署	同報系

### 4-3 特設公衆電話設置場所

町は、N T T東日本と連携し、災害時の優先電話として使用できる特設公衆電話の設置に必要な回線・端子盤等の設備を、次の指定避難所 13 か所に 36 回線を整備し、避難所等で使用される場合は、電話機を接続ジャックに繋げることにより発信専用の固定電話として使用できる。

令和4年9月末現在

No.	区分	建物名	場所	設置台数（台）	
				小計	計
1	小学校	境小学校	境町 293	3	15
2		長田小学校	境町蛇池 409	3	
3		猿島小学校	境町大歩 333	3	
4		森戸小学校	境町百戸 1252	3	
5		静小学校	境町塚崎 704	3	
6	中学校	境第一中学校	境町長井戸 1682	3	6
7		境第二中学校	境町伏木 1310-1	3	
8	公立高校	茨城県立境高等学校	境町 175	3	3
9	特別支援学校	茨城県立境特別支援学校	境町塚原 2170	2	2
10	公共施設等	文化村公民館	境町上小橋 540	6	15
11		勤労青少年ホーム	境町長井戸 1689-1	3	
12		境町社会福祉会館	境町長井戸 1681-1	3	
13		中央公民館	境町 395-1	3	

出典：N T T東日本

#### 4-4 その他の情報・通信手段

##### ① 地域衛星通信ネットワーク（衛星電話）

町は、地域衛星通信ネットワーク（一般の通信が途絶した場合でも通信が可能な通信衛星を介して音声やFAX通信等により伝送を行うシステム）により、非常通信手段として2Fの防災安全課執務室に設置している。なお、弾道ミサイルの発射等の国民保護法に基づく緊急情報や、災害情報などの国からの全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）からの発信は、本ネットワークを活用することにより町の防災行政無線を自動起動し、町を介さず、国から直接住民へ伝達するようになっている。

##### ② 防災アプリ「Sakaiinfo（さかいんふお）」

町は、スマートフォンなどの普及に伴い、平成30年度にインターネット回線を利用した防災アプリ「Sakaiinfo（さかいんふお）」を導入し、自動配信により音声や文字で緊急情報などを配信し、また、被災時などは、救助依頼返信者の位置情報が電子マップ上に表示される安否確認機能を有している。なお、Jアラートも自動連動し、配信操作は、防災安全課の管理用タブレットにより軽易、かつ場所を選ばず可能であり、専用のパソコン（固定）を使用し、防災行政無線に連動し、配信させることも可能である。

##### ③ 茨城県防災情報ネットワークシステム

町は、県の防災情報ネットワーク（地上系回線に衛星回線を加えた通信を2ルート化した情報伝達手段）により、県、各市町村及び消防等の防災機関と気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を共有し、災害時における確実な通信手段として2F防災安全課執務室に設定し、操作している。なお、インターネット環境にあれば、ノート型パソコンにより、非常時は移設が可能である。

##### ④ 茨城県災害情報共有システム（Lアラート）

町は、災害情報等を確実、かつリアルタイムで住民へ伝達するための共通基盤として、県の災害情報共有システム（発災時、避難指示、避難所開設、被害状況等の災害情報をテレビ、ラジオ、スマートフォン、インターネット等の多様なメディアを通じて一斉配信するシステム）を2F防災安全課執務室で設定し、操作している。なお、インターネット環境にあれば、ノート型パソコンにより、非常時は移設が可能である。

##### ⑤ 緊急情報ネットワークシステム（エムネット）

町は、国による緊急情報ネットワークシステム（緊急情報を、国と自治体間の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、双方向通信を行うシステム）により、国民保護法に基づく緊急情報のメッセージを電子メールにより強制的に送受信させ、自治体間等に確実な情報を伝える手段として、2F防災安全課で設定し、操作している。なお、入手した住民に必要な情報は、他の手段により間接的に配信する。

##### ⑥ デジタル式移動局無線装置（携帯型）

町は、防災行政無線の整備に併せ、携帯型のデジタル式移動局無線装置を50台導入し、災害時はもとより、平常時においても有効な通信手段として活用している。なお、基地局として2F防災安全課執務室用（3F放送室へ移設可能）、及び車載用の計2台を保有し、屋上に設置した専用アンテナにより通話距離が3km～5km程度まで確保でき、町内の主要地点をおおむねカバーすることが可能である。

4-5 【様式】放送申込書

放送申込書

放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	

年 月 日

殿

境町危機管理部防災安全課長

氏名

印

注) 本申込書は正副の複写とし、防災安全課長氏名印は正のみとする。

## 5 避難所及び緊急避難場所

### 5-1 指定避難所兼指定緊急避難場所

町の指定避難所兼指定緊急避難場所が全部で61か所あり、施設区分は次のとおりである。

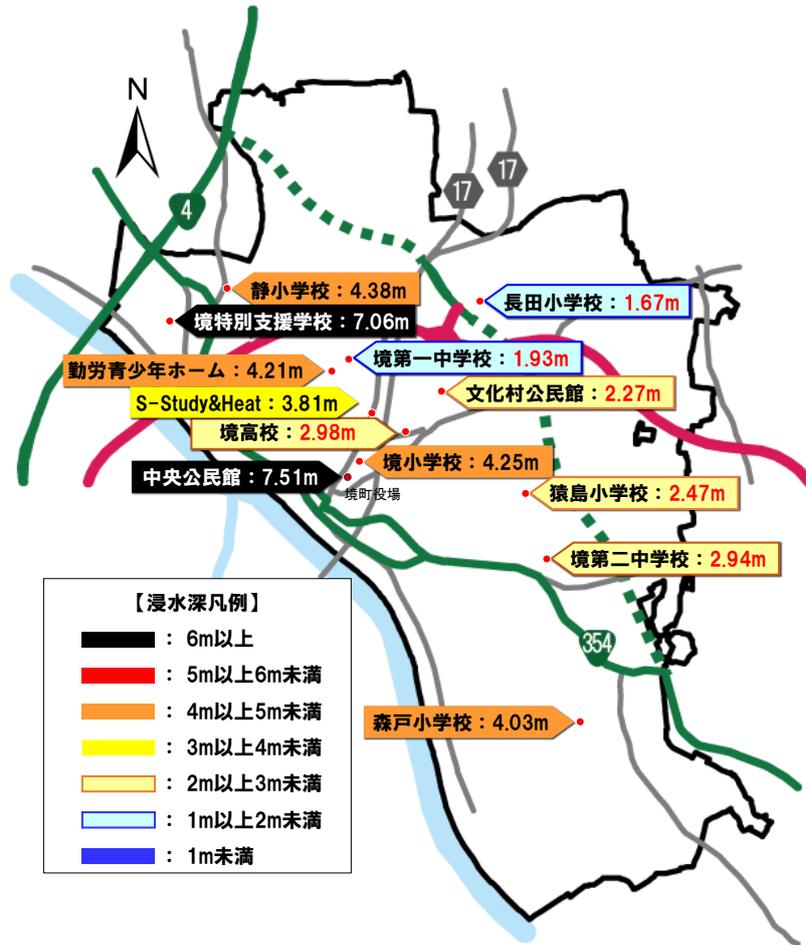
なお、当町は、大規模水害においては、一部<sup>※1</sup>を除き、全ての指定避難所が浸水域に所在するため主に地震等を対象としており、大規模水害に備え古河市、坂東市、八千代町に広域避難所（公立高校）、及び緊急避難場所（公園等）を確保しているが、「自らの命は自ら守る」の方針のもと、自主避難先の確保・避難を推奨している。また、各行政区の公民館等は、当該行政区の住民を対象とし、自主防災組織により、開設・運営することを基本としている。

※1一部の浸水域外の公民館：喜五郎集落センター及び七軒集落センター

#### (1) 町指定施設

No.	所在 地区	名称	所在地	使用予定施設	災害対応区分		洪水時 利用可能階
					洪水	地震	
1	境	境小学校	境町 293	体育館等	○	○	3階
2		茨城県立境高等学校	境町 175	体育館等	○	○	3階以上
3		中央公民館	境町 395-1	行動、 研修室等	×	○	-
4		境町研修センター	境町 965-29	研修室等	×	○	-
5		境町 S-Gallery 肅祭寶美術館	境町 1455-1	ギャラリー等	×	○	-
6		S-Study&Heart	境町 2173-8	2階教室等	○	○	2階
7	長田	文化村公民館	境町上小橋 540	講堂、会議室等	○	○	2階
8		町民体育館	境町上小橋 540	アリーナ等	○	○	2階
9		武道館	境町上小橋 540	柔道・剣道場等	○	○	2階
10		長田小学校	境町蛇池 409	体育館等	○	○	2階以上
11		境第一中学校	境町長井戸 1682	体育館等	○	○	2階以上
12		勤労青少年ホーム	境町長井戸 1689-1	多目的ホール等	×	○	-
13		ふれあいの里	境町栗山 815	広間、ギャラリー等	×	○	-
14	猿島	猿島小学校	境町大歩 333	体育館等	×	○	-
15		モバイル建築さかい研究センター	境町内門 600-1	セミナールーム等	○	○	-
16	森戸	森戸小学校	境町百戸 1252	体育館等	○	○	3階
17		境第二中学校	境町伏木 1310-1	体育館等	○	○	3階
18	静	静小学校	境町塚崎 704	体育館等	○	○	3階以上
19		茨城県立境特別支援学校	境町塚崎 2170	体育館等	×	○	-
計							19か所

< 指定避難所（公共施設）の位置及び利根川洪水想定浸水深（L2） >



(2) 公民館等<sup>※1</sup>

No.	名称	所在地	災害対応区分	
			洪水	地震
1	上町公民館	境町 1512-3	×	○
2	住吉町公民館	境町 301-1	×	○
3	宮本町公民館	境町 2048-5	×	○
4	新吉町公民館	境町 990	×	○
5	山神町公民館	境町 1070-5	×	○
6	旭町公民館	境町 541-5	×	○
7	松岡町公民館	境町 67-1	×	○
8	蛇池田園都市センター	境町蛇池 408	×	○
9	長井戸集落センター	境町長井戸 992-2	×	○
10	猿山集落センター	境町猿山 493-4	×	○
11	下砂井営農担い手センター	境町下砂井 771-3	×	○
12	栗山集落センター	境町栗山 163	×	○
13	西泉田集落センター	境町西泉田 707-2	×	○
14	上小橋集落センター	境町上小橋 555-3	×	○
15	上野原集会場	境町西泉田 1303-2	×	○
16	金岡営農研修センター	境町金岡 186	×	○
17	浦向公民館	境町浦向 190	×	○
18	下小橋集落センター	境町下小橋 411	×	○
19	染谷集落センター	境町染谷 782-5	×	○
20	大歩集落センター	境町大歩 335-2	×	○

No.	名称	所在地	災害対応区分	
			洪水	地震
21	中大歩営農担い手センター	境町大歩 1278-2	×	○
22	内門本田集落センター	境町内門 358-1	×	○
23	内門新田公民館	境町内門 922-1	×	○
24	井草公民館	境町山崎 1768	×	○
25	七軒集落センター※ <sup>2</sup>	境町山崎 1544-4	○	○
26	喜五郎集落センター※ <sup>2</sup>	境町大歩 1512	○	○
27	山崎南集落センター	境町山崎 526	×	○
28	山崎北公民館	境町山崎 307-3	×	○
29	伏木北部公民館	境町伏木 2831-2	×	○
30	伏木中部営農担い手センター	境町伏木 3524-3	×	○
31	伏木南部公民館	境町伏木 37	×	○
32	一ノ谷営農研修センター	境町一ノ谷 245	×	○
33	百戸公民館	境町百戸 1791-2	×	○
34	桐ヶ作新田戸構造改善センター	境町桐ヶ作 2367-3	×	○
35	若林蓮台公民館	境町若林 408	×	○
36	若林新田営農担い手センター	境町若林 1488	×	○
37	若林本田公民館	境町若林 1926	×	○
38	塚崎一区集落センター	境町塚崎 2682	×	○
39	塚崎二区農村集落センター	境町塚崎 809-1	×	○
40	稲尾集落センター	境町稲尾 571	×	○
41	境町公民館志鳥分館	境町志鳥 330	×	○
42	横塚公民館	境町横塚 319	×	○
計	42 か所（洪水利用可：2 か所、地震利用可：42 か所）			

※<sup>1</sup>各行政区で必要な場合に行政区の計画で開設する避難所

※<sup>2</sup>利根川等氾濫時の浸水想定区域外の施設

## 5-2 指定緊急避難場所（町内）

No.	所在 地区	名称	所在地	使用予定 施設	災害対 応区分		洪水時 利用可能階
					洪 水	地 震	
1	境	水害避難タワー	境町 391-1	タワー 2階・3階	○	-	2階・3階
2		アイレットハウス モクセイ館	境町 888	屋上	○	-	屋上のみ
3		アイレットハウス さくら館	境町 2225-1	屋上	○	-	屋上のみ
4	長田	アイレットハウス ひまわり館	境町長井戸 1648- 12	屋上	○	-	屋上のみ
5		さくらの森パーク	境町長井戸 2874	公園	×	○	-
6	-	境リバーサイドパーク(さかい河岸)	境町利根川河川 敷(本船町地先)	河川敷	×	○	-
計							6 か所

### 5-3 協定に基づく民間の緊急避難場所

町は、平成 25 年 12 月 16 日に 3 階を有する 9 事業所 10 施設（当時）と大規模水害を想定した「災害時における一時避難所（現在の緊急避難場所）としての使用に関する協定書」を締結している。しかしながら、各施設は全て浸水域にあるため、大規模水害時には当該事業者自らも避難しなければならず、開設・誘導のための拘束、及び保全の観点から施設を開錠したままの避難など、協定に縛られて自らの避難を躊躇させてはならない。

そのため、これらを前提とし、当該施設に頼ることなく「自らの命は自ら守る」ため、早めの率先避難（立ち退き避難）に努める必要がある。ただし、逃げ遅れた場合等で、命を守る行動としてやむを得ない場合（「緊急避難」刑法第 37 条<sup>\*1</sup>に該当する場合）には、当該施設の利用を妨げるものではない。

<sup>\*1</sup>刑法第 37 条「緊急避難」:

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危機を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り罰しない。

<民間の協定締結者>

平成 25 年 12 月 16 日当時

No.	所在地	名称	施設名称	階数	使用床面積	収容人数	所在地
1	境	新菱農機株式会社	物置	3 階	56 m <sup>2</sup>	28 名	境町 1409-2
2	境	有限会社長沢デンキ商会	倉庫	3 階	33 m <sup>2</sup>	16 名	境町 1407-6
3	境	株式会社 ブリリアントフューチャー	事務所 兼車庫	3 階	75 m <sup>2</sup>	37 名	境町 2123-4
4	境	株式会社開明	教習所	3 階	92 m <sup>2</sup>	46 名	境町 1534-4
5	境	早稲田教育ゼミナール	教習所	3 階	40 m <sup>2</sup>	20 名	境町 2199-10
6	長田	株式会社平川モータース <sup>*1</sup>	工場兼事務所	3 階	106 m <sup>2</sup>	53 名	境町長井戸 730-16
7	長田	角光化成株式会社	工場	3 階	160 m <sup>2</sup>	80 名	境町上小橋 174-1
8	長田	ライニングコンテナ株式会社	工場兼倉庫 兼事務所	3 階	120 m <sup>2</sup>	60 名	境町下小橋 867-11
9	長田	大丸鉄興株式会社（境工場）	倉庫（境工場）	3 階	100 m <sup>2</sup>	50 名	境町下小橋 867-8
10	長田	大丸鉄興株式会社（分工場）	倉庫（分工場）	3 階	102 m <sup>2</sup>	51 名	境町下小橋 810-1
計							10 か所

<sup>\*1</sup>令和 4 年に移転したため当該施設はなし

## 5-4 指定広域避難所

No.	名称	所在地	役場からの距離	使用可能施設（基準）
1	(旧)茨城県立 坂東総合高校※ <sup>1</sup>	坂東市逆井 2833-115	約 5km	体育館 格技場 大会議室（校舎 1 階） 家庭科特別教室棟（東側、西側）
2	茨城県立 総和工業高校	古河市葛生 1004-1	約 5km	1 号館西側玄関 体育館 格技場 小体育館 2 号館 3 階（予備） 3 号館 2 階（予備）
3	茨城県立 八千代高校	八千代町平塚 4824-2	約 12km	体育館 合宿棟（1 階、2 階）
計				3 か所

※<sup>1</sup>学校跡地の管理者は、茨城県立坂東清風高等学校 校長

## 5-5 指定広域緊急避難場所

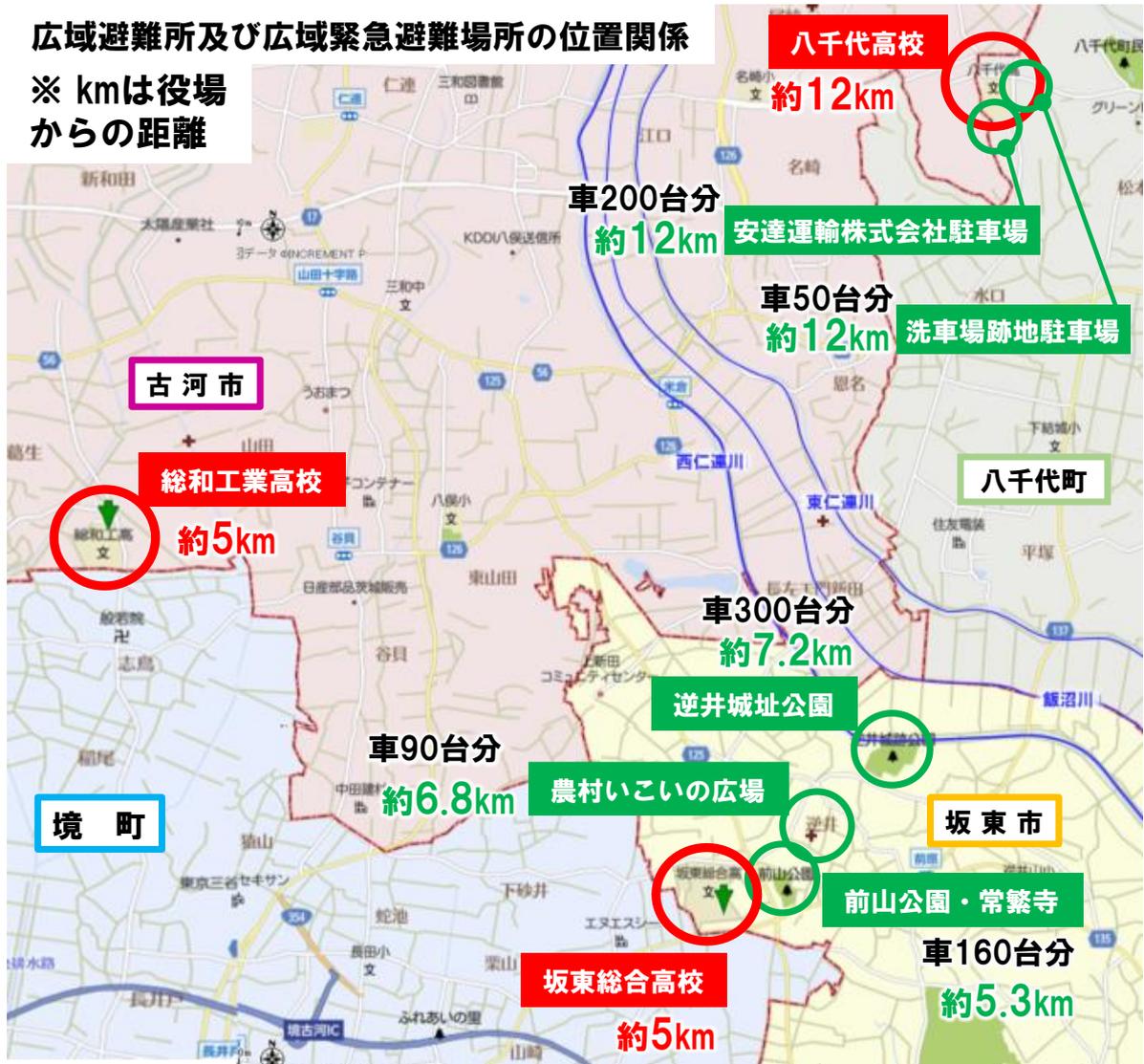
No.	名称	所在地	役場からの距離	使用施設	駐車可能台数
1	逆井城址公園※ <sup>1</sup>	坂東市逆井 1262	約 7.2km	駐車場	300 台
2	逆井地区農村いこいの広場	坂東市逆井 1047-17	約 6.8km	駐車場	90 台
3	前山公園	坂東市逆井 2841	約 5.3km	駐車場	45 台
4	浄土宗常繁寺駐車場※ <sup>2</sup>	坂東市逆井 883	約 5.3km	駐車場	115 台
5	安達運輸株式会社 コンテナ用駐車場※ <sup>3</sup>	八千代町平塚 4824- 150	約 12km	駐車場	200 台
6	八千代高校東側洗車場跡地	八千代町平塚 4824- 190	約 12km	駐車場	50 台
計					800 台 / 6 か所

※<sup>1</sup>豪雨時、西側駐車場は冠水するため、一部使用不可

※<sup>2</sup>駐車場は 3 か所あり、境内等の駐車場以外は立入禁止

※<sup>3</sup>大型トレーラーが出入りするため、安全のため誘導員を配置

5-6 広域避難所及び広域緊急避難場所の位置関係



5-7 福祉避難所

No.	所在地区	名称	所在地	使用予定施設	災害対応区分	
					洪水	地震
1	長田	境町社会福祉会館	境町長井戸 1681-1	施設管理者所定	×	○
2		おおぞら保育園	境町長井戸 1688-1	施設管理者所定	×	○
3		ひまわり保育園	境町西泉田 1328-5	施設管理者所定	×	○
4	森戸	介護老人保健施設 夢彩の舎	境町若林 2269-1	施設管理者所定	×	○
5	静	介護老人保健施設 境町メディカルピクニック	境町塚崎 2555-1	施設管理者所定	×	○
6		特別養護老人ホーム ファミリー境	境町塚崎 4864	施設管理者所定	×	○

## 6 防災設備・施設及び防災拠点等

### 6-1 防災設備等

#### (1) 耐震性貯水槽

① 町内の5か所の各小学校の校庭隅のマンホール（3か所）下には、地震・火災など非常時における耐震性の貯水槽が埋設されている。

ア 平常時は、上下水道管と連結して循環

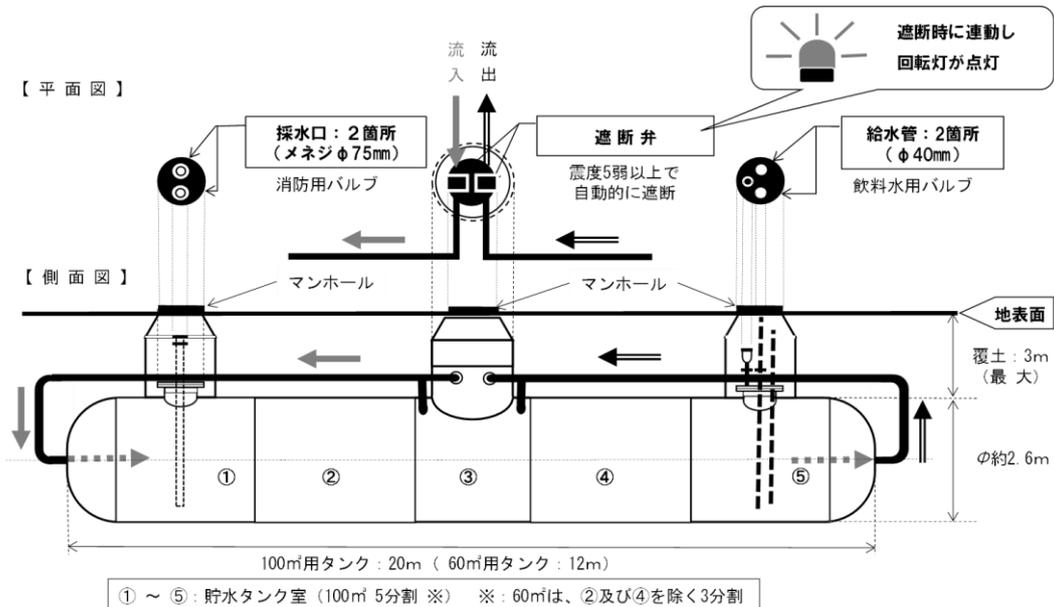
イ 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に遮断弁が閉じ、かつ近くに設置された回転灯（赤色）が点灯し、専用バルブから取水することにより非常用水として利用が可能

・飲料水：1人1日3ℓとした場合、全町民の4日分の供給が可能

（利用する場合は、防災倉庫内の付帯設備（取出し用の蛇口など）を使用）

・消火用水：消防車の消火用水として利用が可能

#### ② 耐震性貯水槽の概要図



#### ③ 耐震性貯水槽設置場所一覧

No.	名称	住所	貯水量(t)
1	境小学校	境町 293	100
2	長田小学校	境町蛇池 409	60
3	猿島小学校	境町大歩 333	60
4	森戸小学校	境町百戸 1252	60
5	静小学校	境町塚崎 704	60
計			340

備考

- 1 学校の校庭隅の地下に埋設（マンホール3か所から取出口開放）
- 2 飲料水とした場合は、境町全人口の4日分を貯水（3ℓ/日とした場合）
- 3 平素：水道に管に接続され水が循環
- 4 災害時：震度5弱以上の地震でタンクのバルブが自動的に閉まり、取出し口から飲料水、又は消防用バルブに接続し消火用水として利用が可能

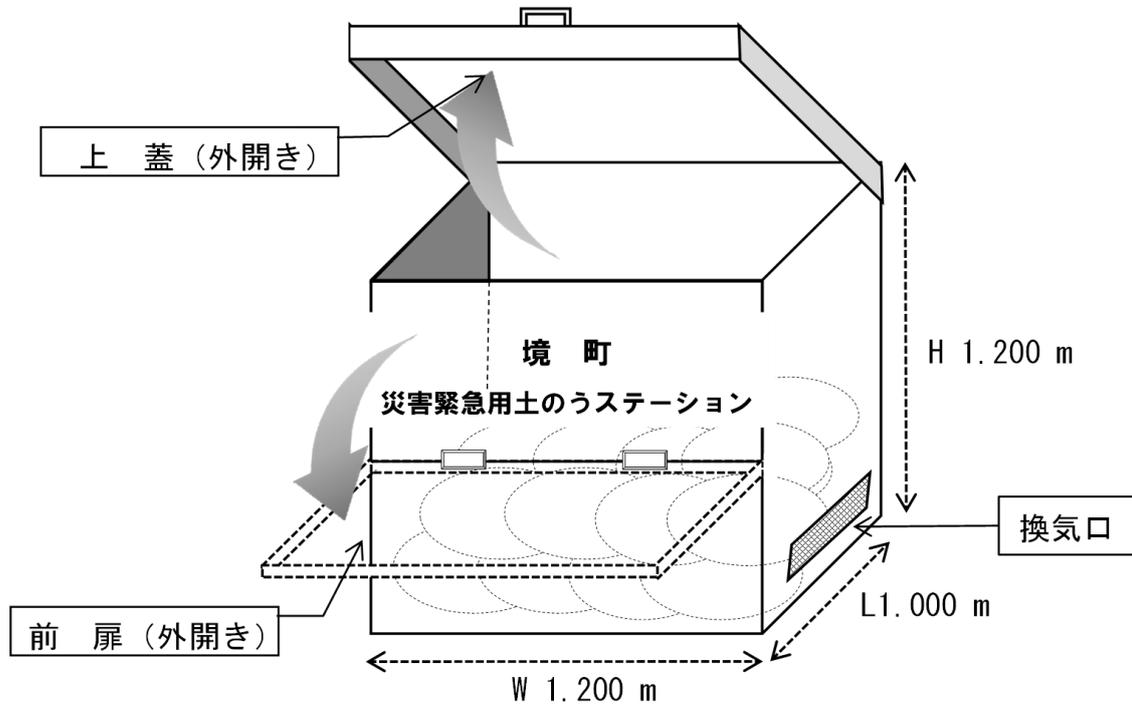
(2) 土のうステーション

① 町内 15 か所 (16 箱)、特に浸水被害の蓋然性が高い地域にステンレス製の土のうステーションを設置し、必要な場合は、誰でも使用できるようになっている。

ア 蓋は上開きで、女性・高齢者でも取り出しやすいように前開き扉の取付け

イ 土のう：約 100 袋の収納が可能

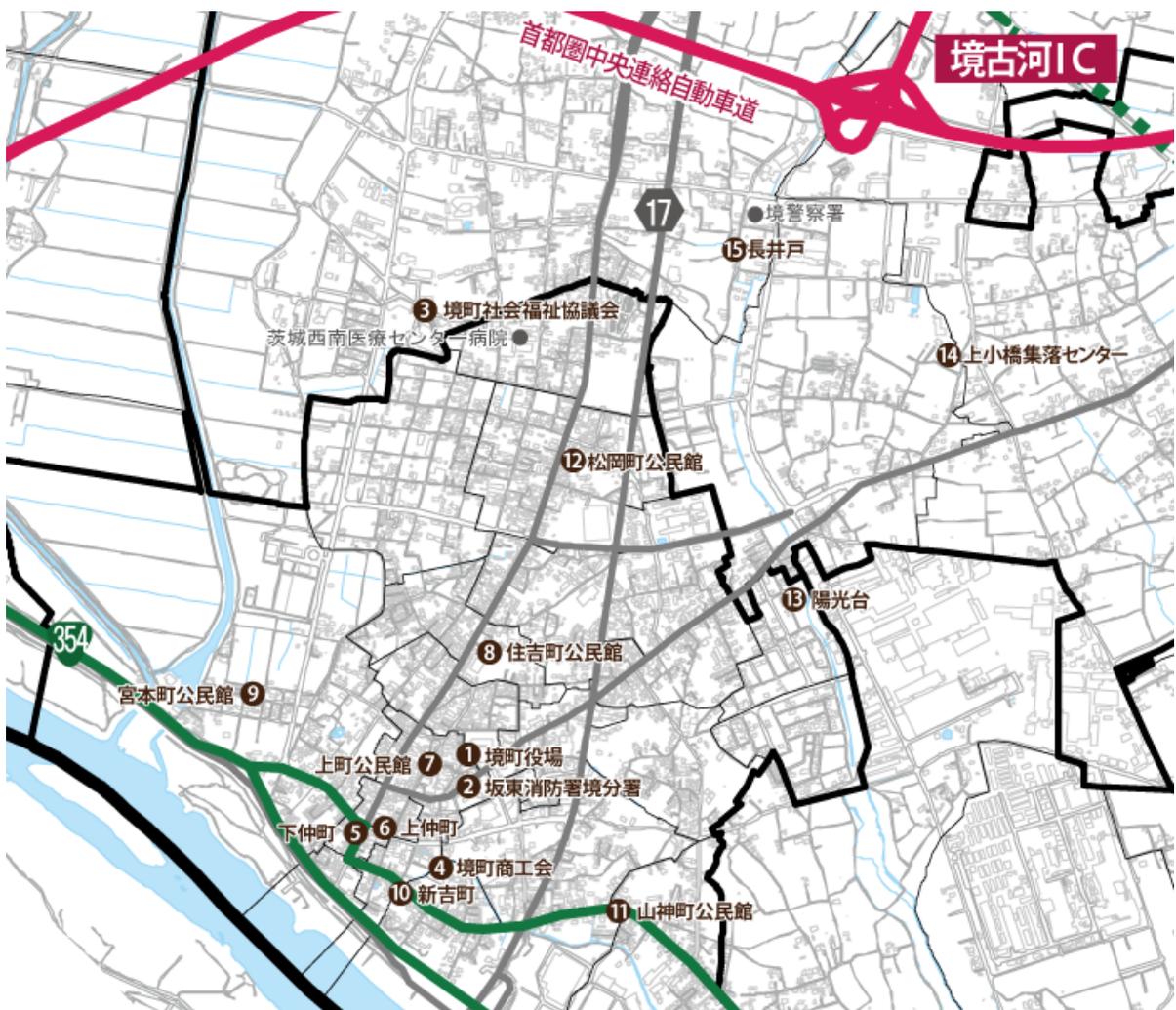
② 土のうステーション保管 BOX の概要図



## ③ 土のうステーション設置場所一覧

No.	設置行政区	設置場所	設置数
1	境町役場	役場西側ごみ集積所裏側	1
2	坂東消防署境分署	正面玄関左側ブロック沿い	1
3	社会福祉協議会バス車庫	バス車庫敷地右側	1
4	境町商工会館敷地	研修センター前物置小屋脇	2
5	下仲町	深津おもちゃ協町営駐車場奥	1
6	上仲町	常陽銀行敷地内自転車置場屋根下	1
7	上町	上町公民館敷地内	1
8	住吉町	公民館玄関向かって左	1
9	宮本町	公民館前物置小屋脇	1
10	新吉町	光風貴楼入口付近	1
11	山神町	公民館物置小屋脇	1
12	松岡町	公民館右奥の木の下	1
13	陽光台	けやき公園敷地内（下妻街道側）	1
14	上小橋	公民館自転車 車庫屋根下	1
15	長井戸	原田鍼灸院敷地内	1
設置数 計			16

## ④ 土のうステーション配置図



## 6-2 防災施設

## (1) 水害避難タワー

① 町では、平成27年の関東・東北豪雨災害の教訓、利根川氾濫時の国のシミュレーション結果に基づき、大規模水害時の逃げ遅れ者のため、平成30年に庁舎の西側に水害時の緊急避難場所として建設した。

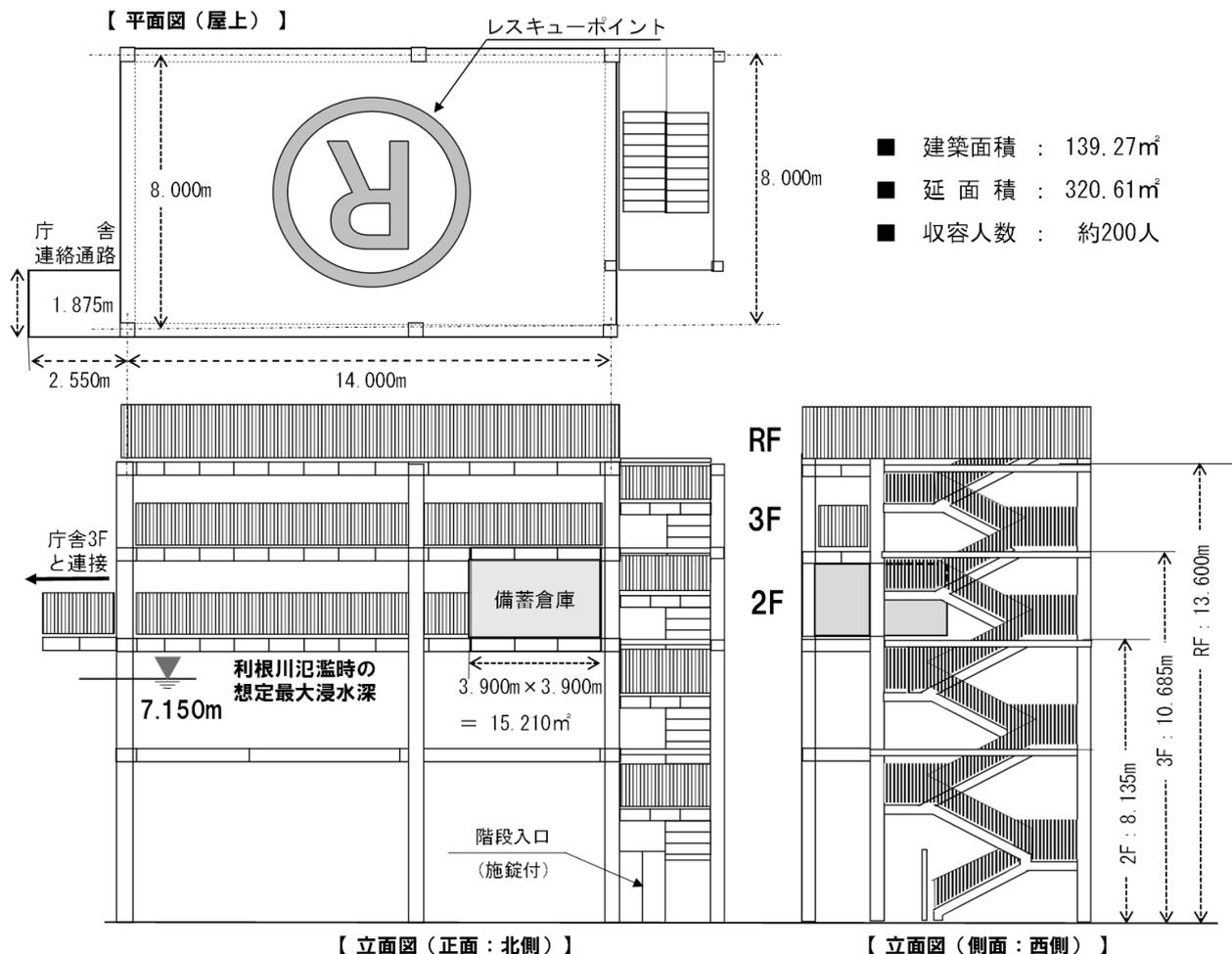
ア 利根川氾濫時の想定最大浸水深（庁舎：7.15m）以上の2F及び3Fに避難用フロアを設定し、一時的に200人（1㎡/1人算定）の収容が可能

イ 庁舎の3Fフロアと連絡通路で接続され、緊急時は庁舎と併せて一時的に1,000人の収容が可能

ウ 2F避難用フロアに、災害用備蓄倉庫（2日分/200人の食料、水、毛布、トイレ等）を設置

エ 屋上に緊急救助用スペースとして救難ヘリ等によるレスキューポイントを設定

## ② 水害避難タワーの概要図

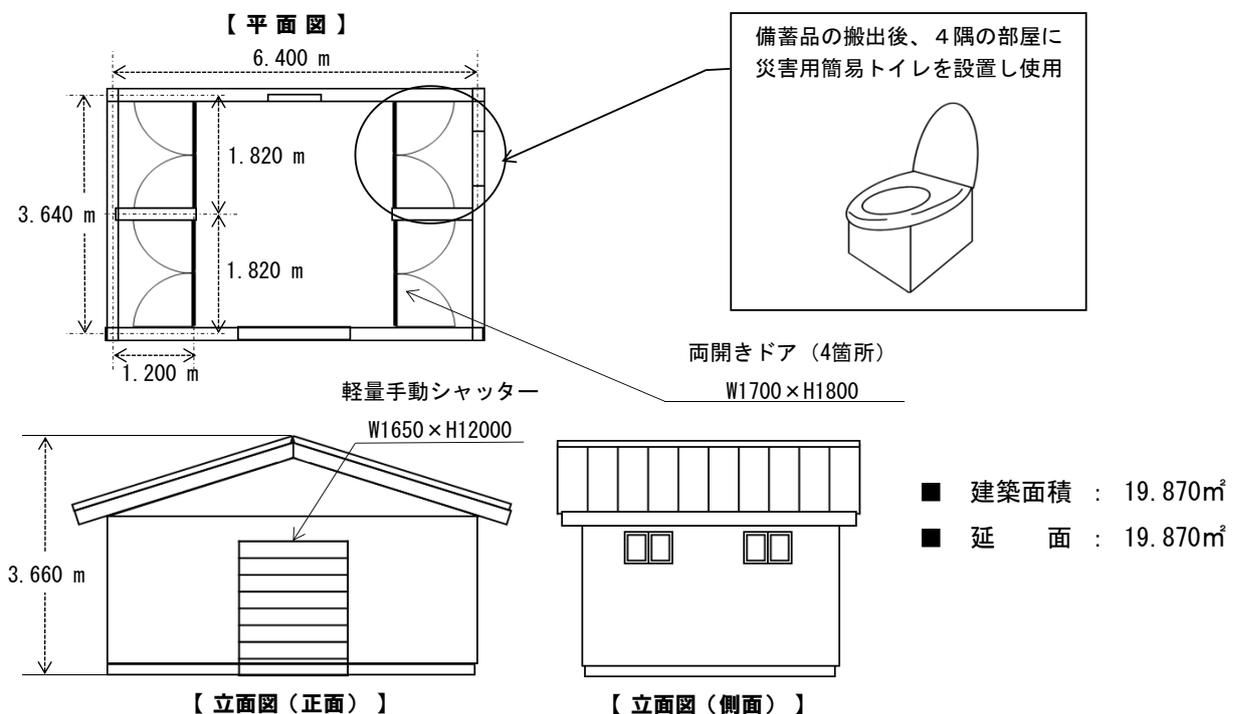


RF : 緊急救助用スペース（レスキューポイント）  
 3F : 避難用スペース（避難可能数：110人）  
 2F : 避難用スペース（避難可能数：90人）＋備蓄倉庫

## (2) 防災倉庫（各小学校）

- ① 町内の5か所の各小学校の校庭隅に、地震などの災害時における備蓄品の備蓄用として倉庫が建設されている。
- ア 平常時は、災害用の備蓄品を保管（入口鍵は、学校及び防災安全課で保管）
- イ 災害時は、備蓄品を搬出した後、四隅にドアがついており、簡易トイレを設置することによりプライベート空間のある災害用のトイレとして使用が可能
- ウ 利根川氾濫等の大規模水害時は、全ての小学校が浸水域にあるため、本倉庫の使用は、基本的に地震等の災害を想定
- エ 保管されている備蓄品については、資料編 10-1 「備蓄倉庫の位置及び備蓄品の保管状況」を参照

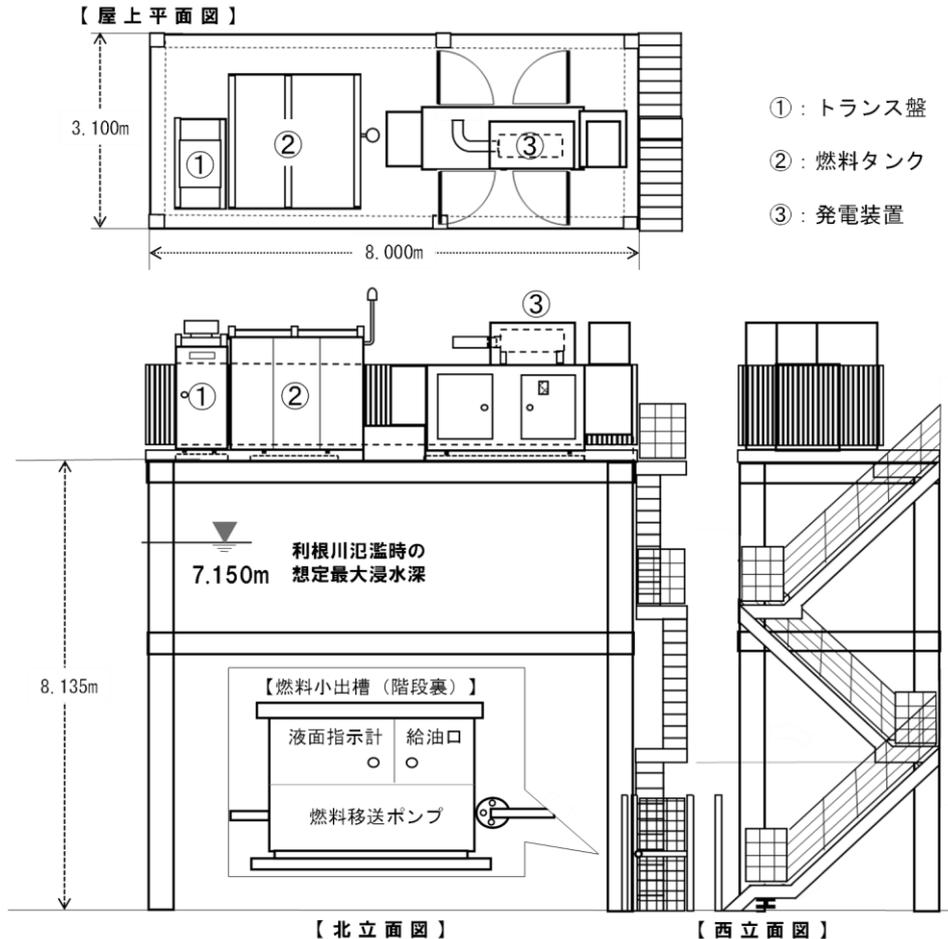
## ② 防災用備蓄倉庫の概要図



## (3) 役場庁舎の予備電源

- ① 町では、平成27年の関東・東北豪雨災害における他自治体の水害の教訓（1階の予備発電機が水没）から、地下にある既存の予備発電機のほかに、水害避難タワーの建設に併せ、タワー北側に予備発電機棟を併設した。
- ア 利根川氾濫時の想定最大浸水深（庁舎：7.15m）以上に発電機用フロアを設定
- イ 発電機はディーゼル式で、燃料タンク満タン（95ℓ）で36時間（1.5日）可動（平常時の給油口は地上に設置）
- ウ 非常時は、地下の予備発電機が作動しなくなった段階で、自動的に起動（停電から始動まで約40秒）
- エ 3階以上の3分の1の照明・電気を供給（空調設備を除く。）

## ② 予備発電機棟の概要図



## ③ 発電装置の性能・諸元

発電機		ディーゼルエンジン	
形式	保護型	形式	立型水冷4サイクルディーゼルエンジン
出力	100kVA	出力	107kW
電圧	200V	冷却方式	ラジエーター式
周波数	50Hz	燃料	軽油
回転速度	1500mln	燃料消費量	26.3ℓ/hr
力率	80%	始動方式	電気始動方式
励磁方式	ブラシレス励磁	充電方式	全自動トランジスター方式

## (4) モバイル建築ユニット

- ① 町では、各種ハウスメーカー、モバイル建築関係の協会等と災害協定を締結し、大規模災害が発生した場合には、避難所、応急仮設住宅、防災拠点の基本ツールとしてモバイル建築ユニットを整備し、また、町のみならず国難級の災害に備え、社会的備蓄<sup>\*1</sup>による全国自治体支援ネットワーク構築に向け、情報を発信している。

<sup>\*1</sup>社会的備蓄：

モバイル建築を整備し、PFI（民間資金活用による施設整備・公共サービス提供）・PPP（官民連携）等により官民が連携し、平素は宿泊・管理施設等として収益を上げ、災害時には災害救助法に基づき相互に貸し出しあるいは被災地へ全国の自治体から集中するシステムを境町モデルとして発信

## ② モバイル建築ユニットの運用

## ア 平常時の運用

町の観光・スポーツ拠点の管理施設等など地方創生・振興の場として、また、モバイル建築関係の協会と連携し、モバイル建築に係る研究・開発拠点を展開

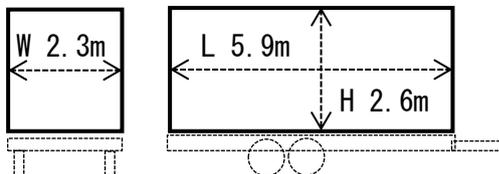
## イ 災害時の運用

- ・町民の避難施設として、緊急避難場所等に展開
- ・原子力災害、首都直下地震等の災害時の受入施設として被災自治体を支援
- ・被災地へ速やかに派遣し、応急仮設住宅など被災地を支援
- ・町の被災時における応援職員、関係機関等の受入施設として防災拠点に展開

## ③ 基本となるモバイル建築ユニットの概要

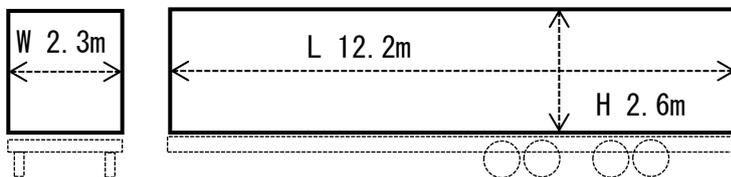
海上用コンテナ規格がベースであるが、各メーカーにより若干サイズ等は異なる。

## &lt;20ft タイプ&gt;



寸法：W2.3m×L5.9m×H2.6m  
 容量：約 33 m<sup>3</sup>  
 自重：約 2.2 t  
 移動：トレーラ、又はトラックに積載

## &lt;40ft タイプ&gt;

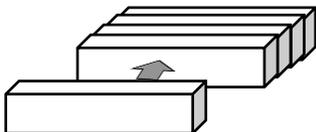


寸法：W2.3×L12.2m×H2.6m  
 容量：約 68 m<sup>3</sup>  
 自重：約 3.8 t  
 移動：基本はトレーラに積載

## ④ モバイル建築ユニットの連結の例

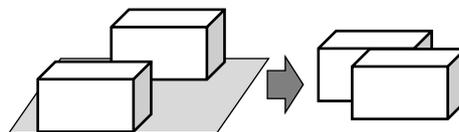
モバイル建築ユニットは、単体で宿泊施設等として使用するほか、用途・目的に応じて縦・横の各種連結の組合せが可能

## &lt;40ft 型平屋 5 連結&gt;



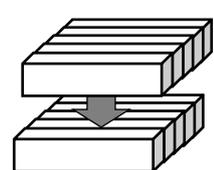
例：児童クラブ  
 スポーツ施設管理棟

## &lt;20ft 型平屋 2 連結&gt;



例：グランピング型宿泊施設

## &lt;40ft 型 2 階建横連結&gt;



例：ホテル  
 クラブハウス

## ⑤ 境町所有の主なモバイル建築ユニットの設置場所・種類等（令和4年12月1日現在）

番号	設置場所	用途	ユニットの種類及び設置数
①	境町利根川左岸河川防災ステーション (建設中)	■ 研修・避難・受入施設	
②	静小学校駐車場	■ 児童クラブ	
③	パークホテルさかい敷地内	■ ホテル	40ft型：8連結2階建×2棟（全47室）
		■ グランピング宿泊施設	20ft型：単体×2棟（木造集成材造）
		■ 宿泊施設	20ft型トレーラハウス単体×5台
④	フィールドホッケー場	■ クラブハウス	40ft型：5連結2階建×1棟
⑤	境町文化村	■ スポーツ施設管理棟	40ft型：平屋建5連結×1棟
		■ 機能別管理施設	40ft型：単体×4棟 (キッチン、医療、トイレ・シャワー、多目的)
		■ 高速バス運転手控室	20ft型トレーラハウス単体×1台
⑥	さくらの丘防災公園 (仮称：建設中)	■ 宿泊・避難・受入施設	建設予定：検討中
⑦	さかいR&Dセンター (仮称：建設中)	■ 本館（事務所）	40ft型：7連結2階建×1棟予定
		■ 分館A～D（試験場）	40ft型：単体又は2連結×5棟予定
		■ 展示・実験用施設	20ft型トレーラハウス等
備考	1 その他、20ft型単体をテレワーク施設として3か所に展開 2 ①、⑥、⑦の細部は「6-3防災拠点」を参照		

<モバイル建築ユニットの展開場所※<sup>1</sup>>

※<sup>1</sup>将来的に、町の運用構想に基づき展開場所・種類・数量等は変化

### 6-3 防災拠点

#### (1) 防災拠点設定の考え方

① 町では、大規模災害が発生した場合は、町民の避難所・緊急避難場所としてのみならず、関係機関等の活動拠点、物流拠点、他の被災地からの避難者や応援の受入れなどの防災拠点等としての機能を考慮し、整備している。

#### ② 設定のための考慮事項

##### ア 防災拠点としての立地条件

- ・ 著明な目標となり、広い地積（駐車場等）及び収容施設を保持
- ・ 幹線道路や高速道路 I C とのアクセスが容易
- ・ 努めてへりの緊急離発着場の設定が可能、又は近傍

##### イ 平常時の有効利用

平常時は、町民の文化・地域交流施設として、また、モバイル建築等を展開し、宿泊、管理施設など観光・スポーツ拠点とするなど町の振興の場や、研究・開発・研修の場として整備

##### ウ 大規模水害への対応

町の既存の拠点は、大規模水害時には浸水域にあるため、現在、新たに建設を予定している防災拠点は、大規模水害に備え、想定浸水域外の地域や想定浸水深以上の地盤高を確保し、独立性を保持させ生き残る拠点として整備予定

#### (2) 防災拠点等の全般位置図

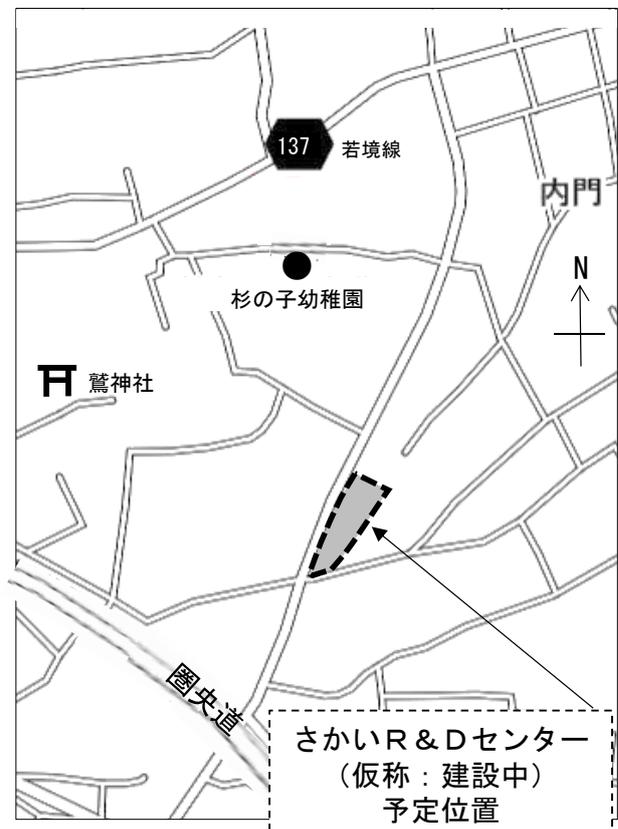


(3) 主要な防災拠点適地位置関係

① 境古河 I C 周辺



② 境町利根川左岸河川防災ステーション (建設中) 及びさかい R & D センター (仮称：建設中)



## (4) 境町文化村

- ① 文化村は、体育館やサッカー場、国際規格の屋内外テニスコートやアーバンスポーツパークなどの各種スポーツ施設を展開し、平常時は町民の文化交流、スポーツの中核的な拠点であり、災害時は原子力災害など他自治体の避難者の受入拠点として、又は広域避難におけるバスターミナル等として活用
- ② 文化村施設及び駐車場配置図



## ③ 避難所として利用可能な施設の概要

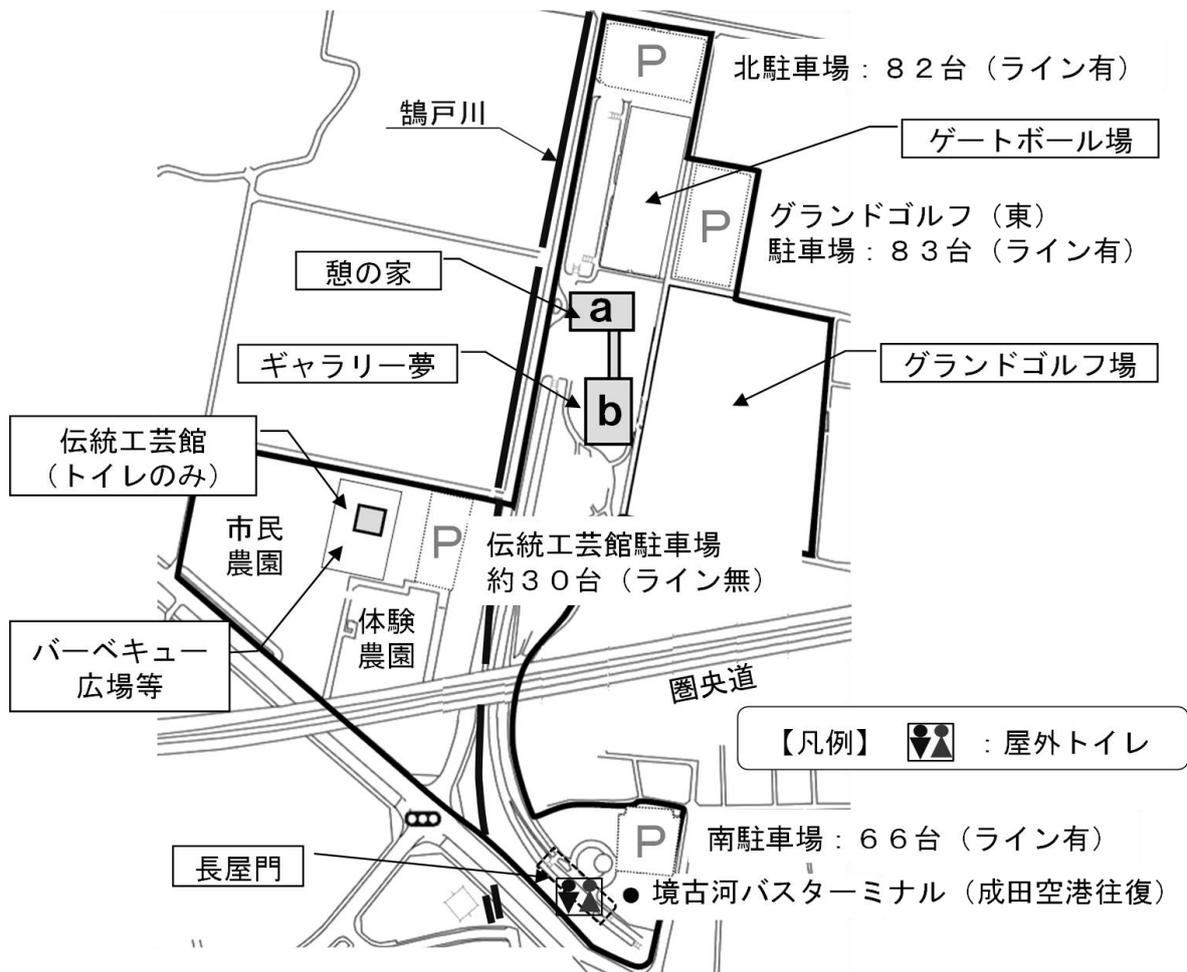
図	施設名	階	区分	収容可能面積・人数		トイレ			最大浸水想定	
				m <sup>2</sup>	人 <sup>*1</sup>	男	女	障	m	水害
a	文化村 公民館	1F	談話コーナー	66	26	1	1	1	2.40	×
			講堂	165	66					○
		2F	講義室	45	18	1	1	-		○
			会議室	36	14					○
			和室	34	14					○
b	町民 体育館	1F	アリーナ	1120	448	1	1	-	2.49	×
			会議室	50	20					×
		2F	ギャラリー	317	128	-	-	-		○
			控室×2	55	20					○
c	武道館	1F	剣道場	432	173	1	1	-	2.40	×
			柔道場	256	102					×
		2F	エアロビホール	158	63	-	-	-		○
備考	1 浸水深：国土交通省「地域別浸水シミュレーション検索システム」による利根川氾濫時の想定浸水深（最大）									

\*<sup>1</sup>人数は、2 m<sup>2</sup>/1人に通路部等を考慮し、0.8倍した数

(5) ふれあいの里

- ① 平常時は、子どもからお年寄りまで利用できるふれあい空間として生涯学習機能を有する地域交流施設であり、災害時は防災拠点、緊急避難場所等として、他被災地からの受入拠点として活用

② ふれあいの里施設及び駐車場配置図



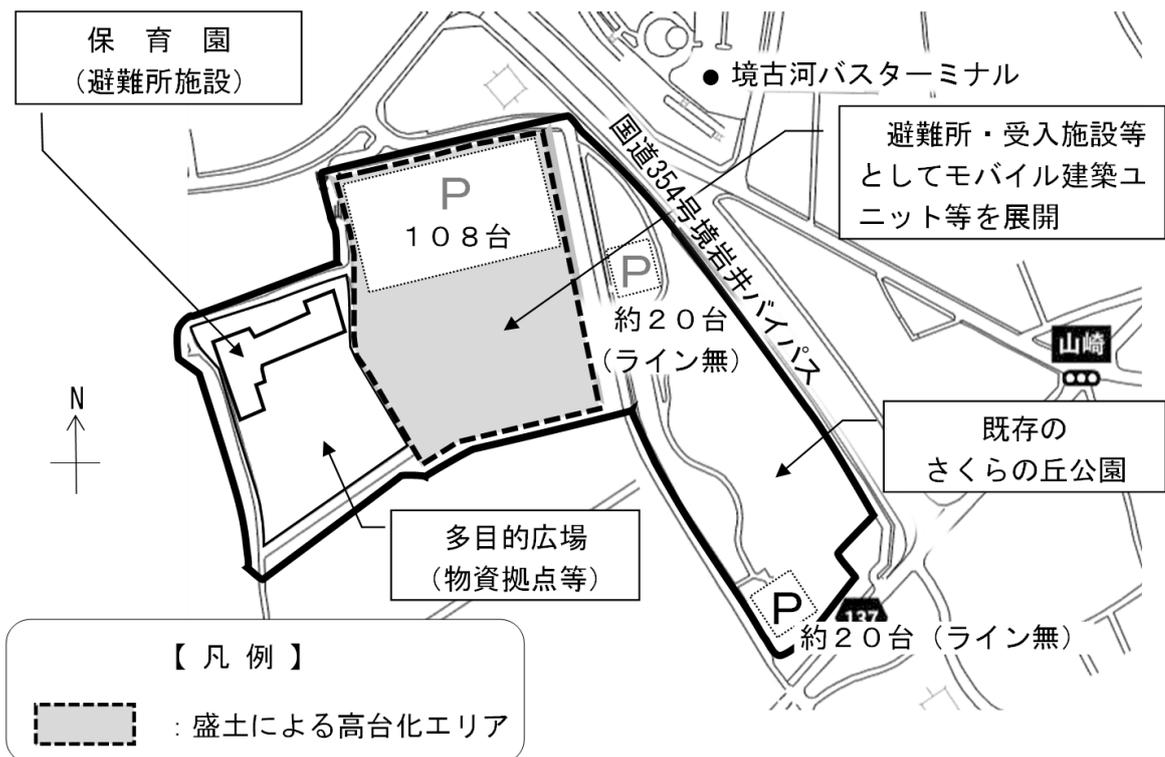
③ 避難所として利用可能な施設の概要

図	施設名	階	区分	収容可能面積・人数				トイレ			最大浸水想定	
				m <sup>2</sup>		人 <sup>*1</sup>		男	女	障	m	水害時
a	憩の家	1F	広間(和)	110	110	44	44	1	1	1	4.2 ~ 4.6	×
b	ギャラリー夢	1F	ギャラリー	288	560	115	224	1	1	1		×
			和室×2	26		10						×
		2F	実習室	72		29		1	1	-		×
			会議室	36		14						×
			小会議室	28		11						×
備考	1 浸水深：国土交通省「地域別浸水シミュレーション検索システム」による利根川氾濫時の想定浸水深（最大）											

\*1 人数は、2 m<sup>2</sup> / 1 人に通路部等を考慮し、0.8 倍した数

## (6) さくらの丘防災公園（仮称：建設中）

- ① ふれあいの里に接続した浸水域内にある「さくらの丘公園」の道路西側 2.8ha を高台化（4.5m 嵩上げ）し、併せてライフライン関連の防災設備を整備して独立性を保持させ、平常時は住民の憩いの場として、災害時は大規模水害に対応しうる新たな防災拠点、緊急避難場所等として整備する。
- ② モバイル建築等の展開  
モバイル建築や大型遊具を展開し、災害時の避難所や、応援者・関係機関の受入施設、被災地への派遣など状況に応じ多用途に運用できるよう社会的備蓄予定
- ③ 避難所施設  
防災公園エリアに所在する保育園を、災害時には避難所として運用予定
- ④ 緊急避難場所  
車中避難者用の緊急避難場所として、駐車場を整備予定
- ⑤ 防災設備の整備  
災害時、ライフラインが途絶した場合においても、拠点として独立性を保持して機能しうる水、トイレ、電気等に係る防災設備について整備予定
- ⑥ さくらの丘防災公園（仮称：建設中）のイメージ



## (7) 境町利根川左岸河川防災ステーション（建設中）

- ① 町は、国と共同で整備する境町利根川左岸河川防災ステーション（建設中）※<sup>1</sup>のうち、町の緊急避難場所や、水防活動等における防災拠点として水防センター等を整備する。

※<sup>1</sup>境町利根川左岸河川防災ステーション（建設中）：

利根川中流域左岸で堤防が決壊した場合の迅速な応急復旧のため、復旧資材を事前に備蓄し、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するため、利根川と圏央道交点の上流側に整備する国と共有する拠点

## ② モバイル建築等の展開

モバイル建築を展開し、災害時における避難所や、応援者・関係機関の受入施設など状況に応じ多用途に運用できるよう社会的備蓄予定

## ③ 水防センター

平常時は研修や、河川を活用した文化拠点等として活用するほか、災害用の備蓄品を保管し、災害時は消防団や関係機関等の水防活動の拠点として運用予定

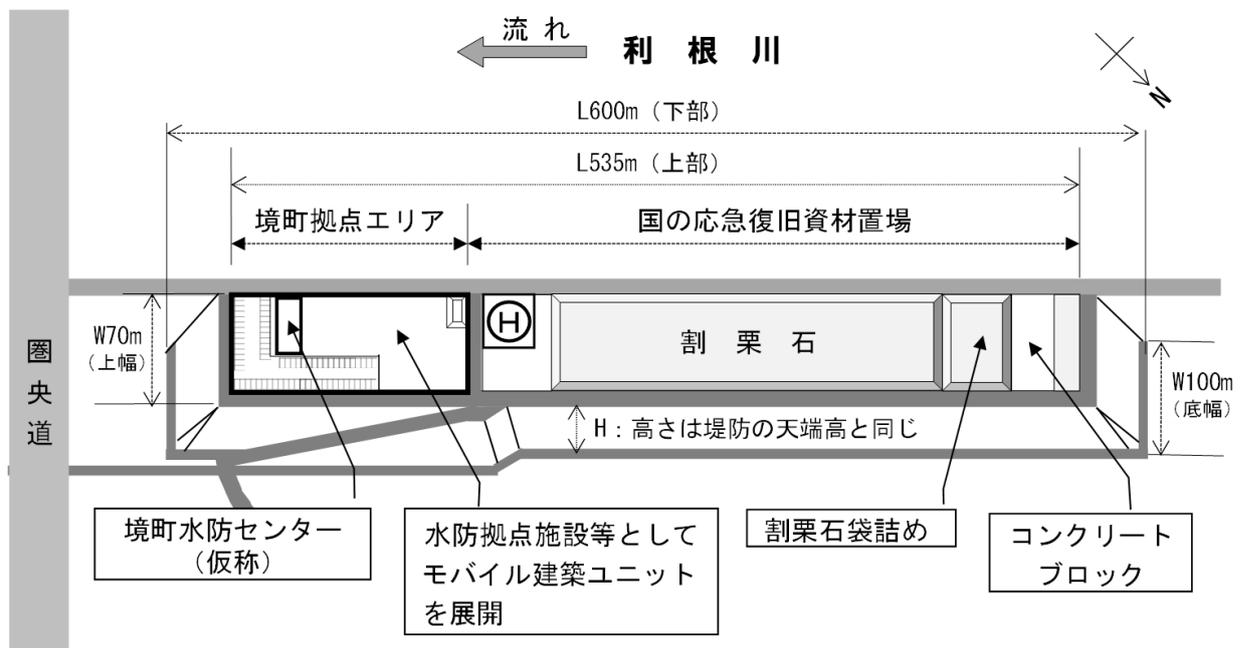
## ④ 緊急避難場所

水防活動用車両の駐車場（整備予定）は、車中避難者用の緊急避難場所としても利用可能

## ⑤ 防災設備の整備

災害時、ライフラインが途絶した場合においても、拠点として独立性を保持して機能する水、トイレ、電気等に係る防災設備について整備予定

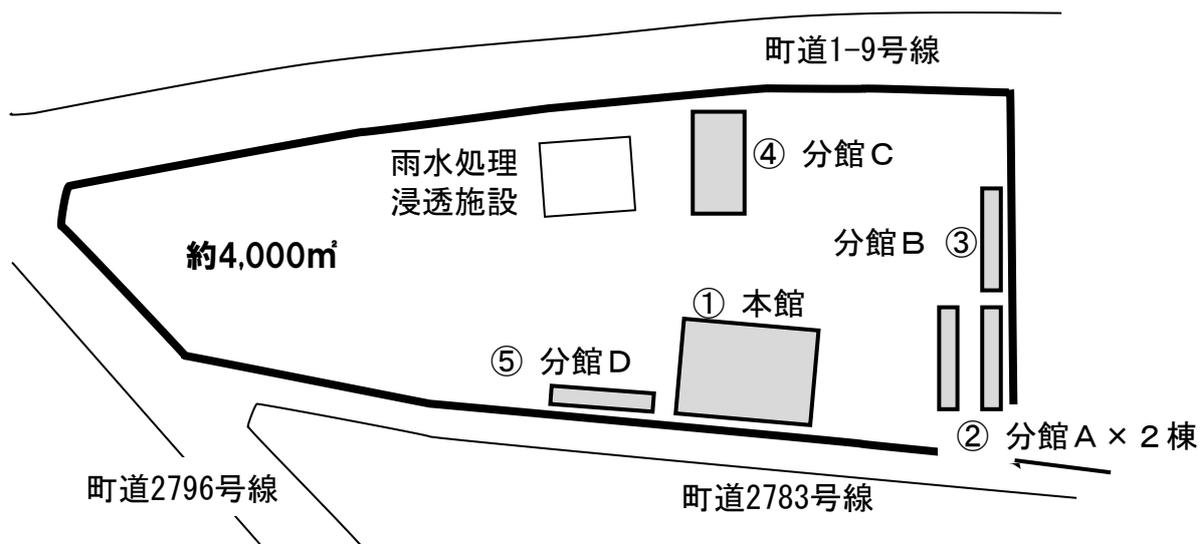
## ⑥ 境町利根川左岸河川防災ステーション（建設中）のイメージ



## (8) さかいR&amp;Dセンター（仮称：建設中）

- ① 町は、町の浸水域外の地域（約 4,000 m<sup>2</sup>）にモバイル建築関連の協会等と連携して研究開発のための施設を整備し、モバイル建築を境町から情報発信して全国に普及するとともに、災害時には緊急避難場所、防災拠点等として活用する。
- ② 平常時の活用（モバイル建築関係の協会による研究・開発）予定
  - ア 社会制度的な研究や技術開発、社会実験施設として運用
  - イ 地方創生や人材育成、起業支援等の研修施設として運用
  - ウ モバイル建築の社会的備蓄に関する普及・情報発信拠点として活用
- ③ 災害時の活用予定
  - ア 町が被災した場合の防災拠点・避難施設、緊急避難場所
  - イ 応援・関係機関等の受入施設・防災拠点
  - ウ 被災地に供給するための指揮調整施設（モバイル建築関連の協会等）
- ④ 防災設備の整備
 

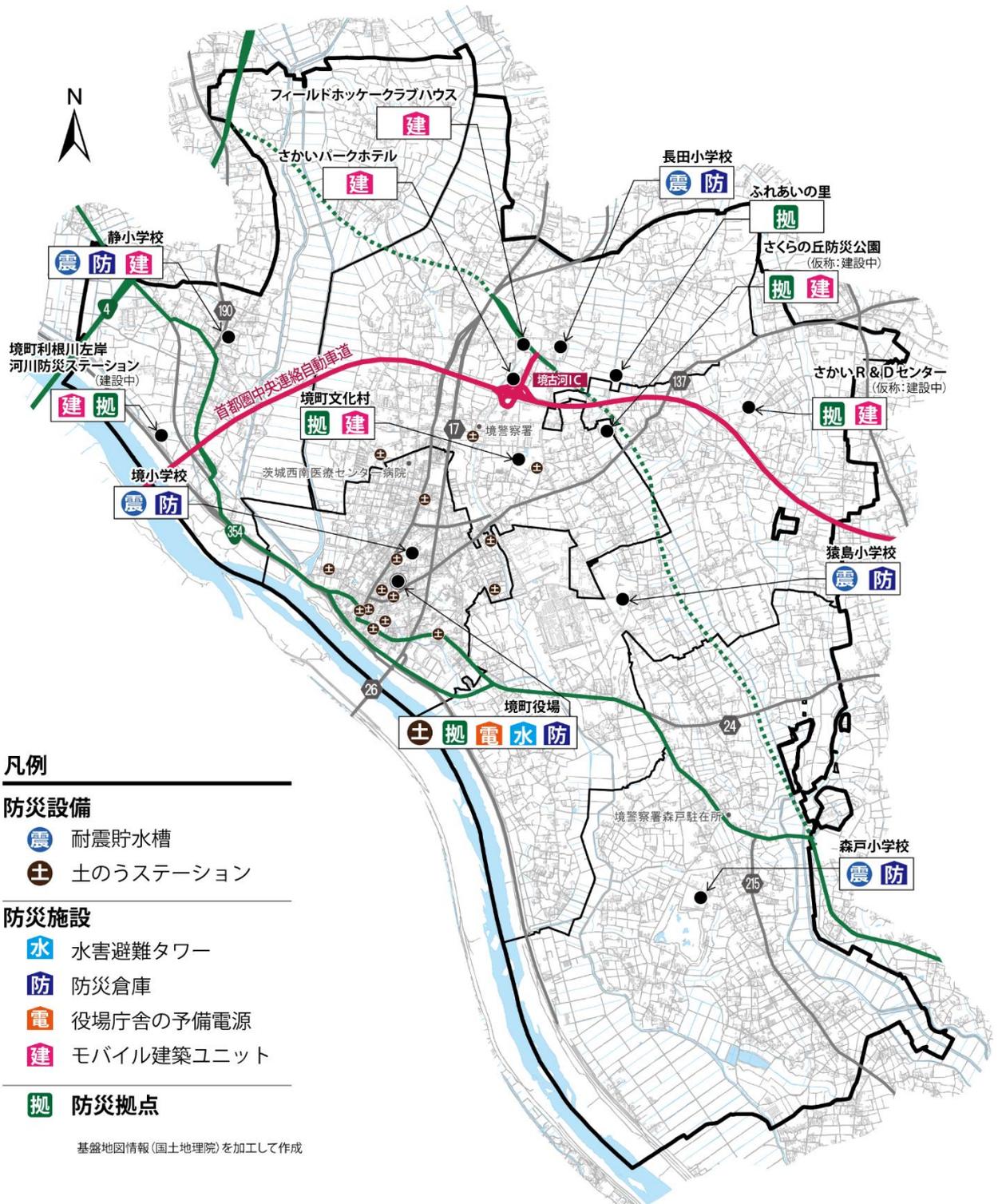
災害時、ライフラインが途絶した場合においても、拠点として独立性を保持して機能する水、トイレ、電気等に係る防災設備について整備予定
- ⑤ さかいR&Dセンター（仮称：建設中）のイメージ



## ⑥ 設置予定のモバイル建築

区分	用途	ユニットの種類	階数	設置数	延床面積	合計
① 本館	事務所	40ft型：7連結	2階	1棟：14個ユニット	約 202 m <sup>2</sup>	約 562 m <sup>2</sup>
② 分館A	試験場	40ft型：単体	1階	2棟：2個ユニット (渡廊下で接続)	約 52 m <sup>2</sup>	
③ 分館B		40ft型：単体	1階	1棟：1個ユニット	約 26 m <sup>2</sup>	
④ 分館C		40ft型：2連結	1階	1棟：2個ユニット	約 55 m <sup>2</sup>	
⑤ 分館D		40ft型：単体	1階	1棟：1個ユニット	約 26 m <sup>2</sup>	
備考	その他展示・実験用施設として 20ft型トレーラハウスなどを展開予定					

6-4 防災関係施設等位置図



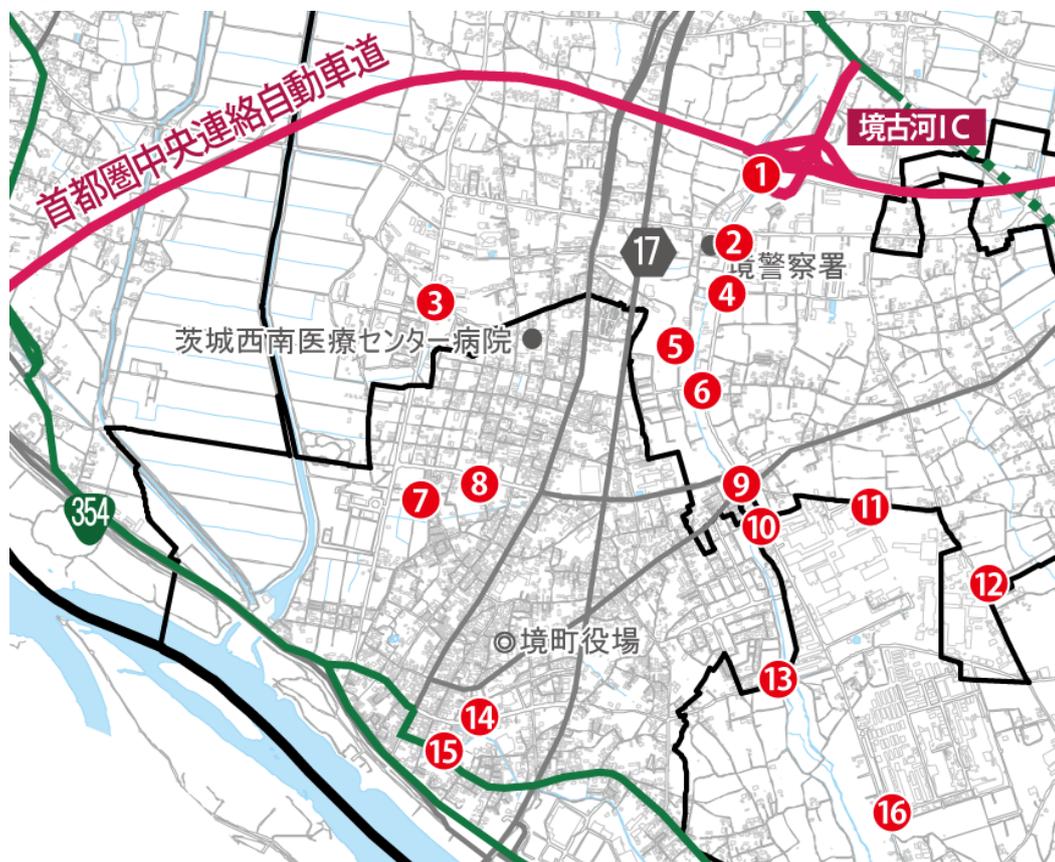
## 7 危険箇所関係

### 7-1 路面冠水危険箇所

町では、平成 27 年の関東・東北豪雨における大規模内水氾濫等の実績から、注意を要する道路冠水箇所は、次の 15 か所である。特に染谷川沿いの町道 1-11 号線（警察署東交差点から染谷交差点）は、ゲリラ豪雨など短時間でも集中した豪雨により道路が冠水しやすく、かつ町内で最初に冠水が始まる傾向にある。また、境地区を流れる都市下水路がオーバーフローした場合には、すり鉢状の地形と相まって町中で広範囲に浸水被害が発生しやすい。そのため、町では道路冠水の解消に向け、令和 2 年度以降、本格的に「都市排水路」のバイパス管設置工事や、染谷川の浚渫・伐採及び排水設備工事を行っている。

No.	冠水注意ポイント	No.	冠水注意ポイント
1	J Aむつみ第 1 集荷場付近	9	上小橋五差路付近
2	境警察署東交差点付近	10	晩翠東側～上小橋五差路～(有)丸善工業付近
3	おおぞら保育園西側付近	11	上小橋五差路～(株)関東メタル
4	文化村公民館西側付近	12	(株)サンバーグ東側付近
5	旭化成グラウンド東側付近	13	日本板金工業(株)西側
6	旭化成社宅～晩翠前付近	14	割烹ひさし南側付近
7	さしまアクアステーション東側	15	関根自動車ガラス店前付近
8	池田産婦人科西側付近	16	旭化成工業(株)～染谷交差点付近

<冠水注意ポイントマップ>



## 7-2 危険物・火薬類等関連施設の現況

### (1) 危険物施設

町には、消防法（昭和23年法律第186号）第2条7項1にある危険物<sup>\*1</sup>関連の施設<sup>\*2</sup>は次のとおりであり、貯蔵所（タンクローリーを含む）は88か所、取扱所（ガソリンスタンド、ボイラー等）は48か所存在し、製造所はなく、合計136か所で次表のようになっている。

<sup>\*1</sup>危険物：

自体が発火、又は引火しやすい物質、他の物質と混在することにより燃焼を促進するもの等で、第1類～第6類に区分される。

<sup>\*2</sup>危険物施設：

消防法で指定された数量以上の危険物を製造・貯蔵・取扱いなどをする施設であり、用途によって「製造所」「貯蔵所」「取扱所」に区分される。

令和5年3月31日現在

計	製造所	貯蔵所								取扱所						
		小計	屋内	タンク屋外	タンク屋内	タンク地下	タンク簡易	タンク移動	屋外	小計	給油		販売		移送	一般
											営業用	自家用	第一種	第二種		
136		88	15	19	2	32		17	3	48	10	15				23

### (2) 火薬類等取締対象施設

町には、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条、第5条及び第12条により火薬類<sup>\*1</sup>の製造販売、貯蔵等の許可を受けた事業者で、販売施設は2か所、火薬庫等貯蔵施設は4か所、また、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条、第16条及び第20条の4により高压ガス<sup>\*2</sup>の製造、貯蔵、販売等の許可・承認を得た事業者で、製造所等が30か所、貯蔵所が5か所、販売所が17か所あり、合計58施設で次表のようになっている。

なお、武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条及び第19条による製造・販売事業者はない。また、境町ではLPガスを使用しているため、製造・販売所が比較的多い。

<sup>\*1</sup>火薬類：法第2条の規定する利用価値のある爆発物で火薬、爆薬、火工品に区分

<sup>\*2</sup>高压ガス：法第2条に規定する圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液体ガスに区分

令和5年3月31日現在

火薬類			猟銃等		火薬庫							高压ガス							
販売	販売 (紙)	製造	製造	販売	一級	二級	三級	煙火	がん具煙火	実砲庫	庫外貯蔵所	製造所				貯蔵所 <sup>*1</sup>	販売所 <sup>*2</sup>	容器検査所	
												製造一種	製造二種	冷凍					計
														一種	二種				
1	1							1			3	4	6	3	17	30	5	17	

<sup>\*1</sup>第1種貯蔵所＋第2種貯蔵所の数

<sup>\*2</sup>一般高压ガスの販売所数

## 8 輸送・交通関係

### 8-1 緊急輸送道路

町では、「茨城県地域防災計画」で指定されている第1次及び第2次緊急輸送道路並びに同計画で指定するAランクの重要拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院）のうち、本町に所在する茨城県西南医療センター病院に至る首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の境古河ICからのアクセス道路を、次のとおり緊急輸送道路として指定を受けている。

なお、国道2路線及び圏央道を結ぶ重要かつ広域的な幹線道路である国道354号線の新バイパスとして、国道4号線（古河市高野）から境町猿山までの古河境バイパス（延長3.2km）が整備され、更はその延線に圏央道境古河ICと国道354号線を結ぶ境岩井バイパス（延長6.3km）の整備が計画的に進められている。

#### （1）第1次緊急輸送道路

令和4年3月現在

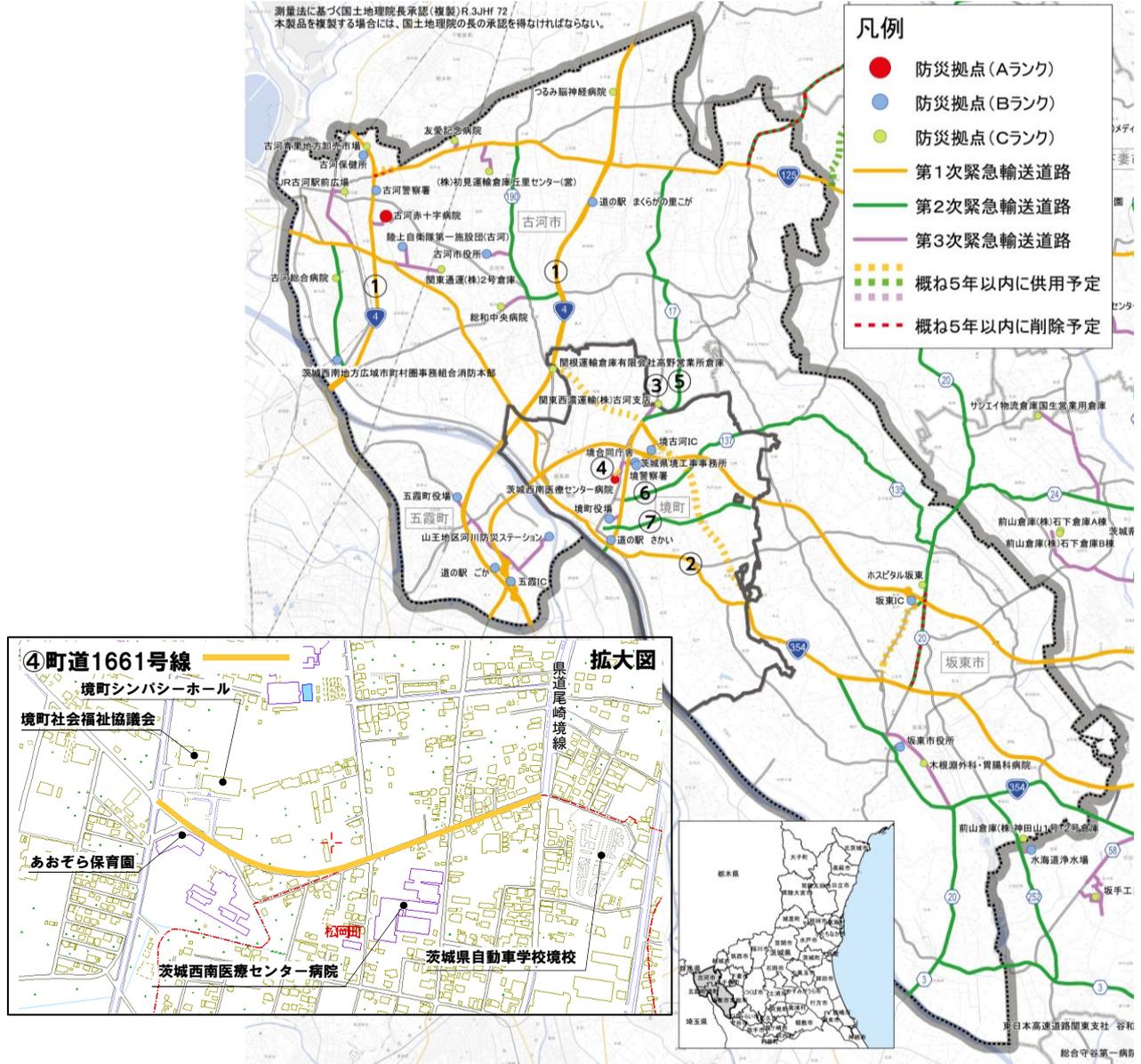
地図上 No.	路線 番号	種類	路線名	起点側	終点側
①	4	一般国道	国道4号	猿島郡五霞町県境（埼玉県）から	古河市県境（栃木県）まで
②	354		国道354号	古河市錦町県境（埼玉県）から	鉾田市汲上国道51号 交差まで
③	126	一般県道	県道126号線（尾崎境線）	猿島郡境町松岡町境町 道交差から	猿島郡境町宮本町国道 354号交差まで
④	862	市町村道	境町道1661号線	猿島郡境町一般県道尾崎境線交差から	茨城西南医療センター

#### （2）第2次緊急輸送道路

令和4年3月現在

No.	路線 番号	種類	路線名	起点側	終点側
⑤	17	主要地方道	県道17号線 （結城野田線）	古河市諸川国道125号 分岐から	猿島郡境町山神町国道 354号交差まで
⑥	137	一般県道	県道137号線 （若境線）	坂東市逆井県道猿島常 総線分岐から	猿島郡境町旭町主要地 方道結城野田線交差ま で
⑦	861	市町村道	境町道1-3号線	猿島郡境町主要地方道 結城野田線から	境土木事務所まで

(3) 緊急輸送道路位置図



出典：茨城県「緊急輸送道路ネットワーク図（令和4年3月）」を基に作成

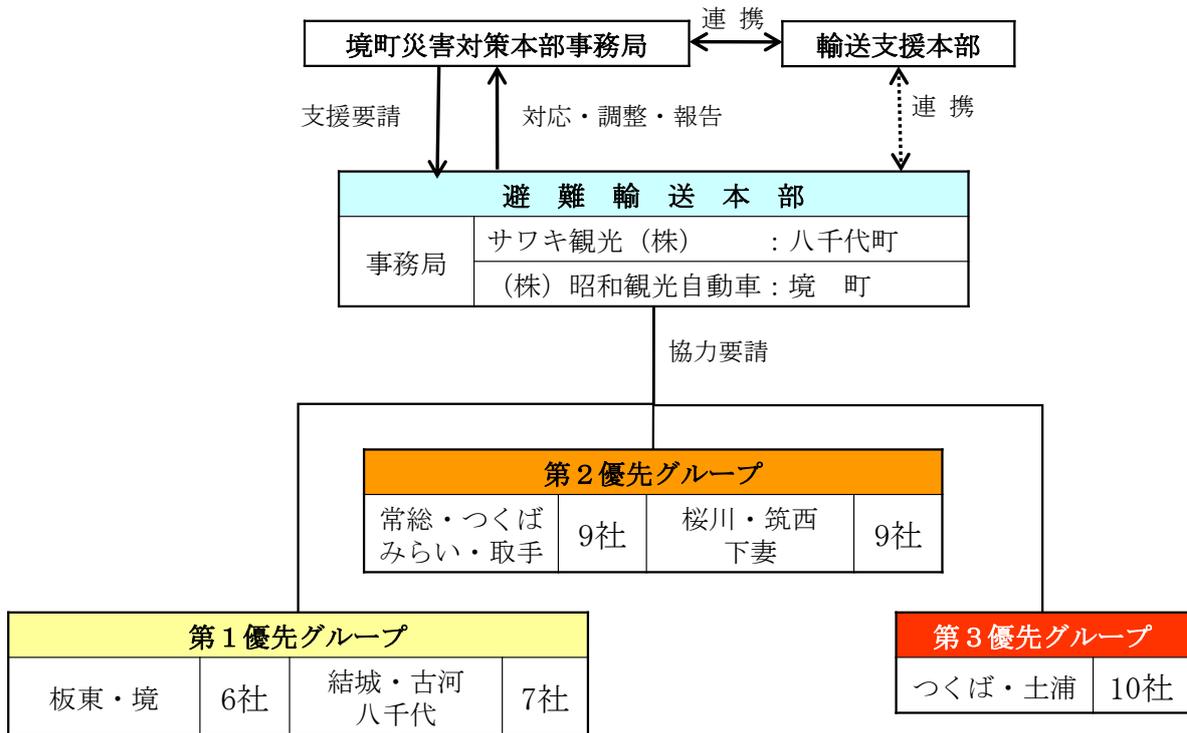
8-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	規制区間		交通量 台/日	規制条件	危険内容	迂回路	道路 情報板	前年度 通行止実績		指定 年度
	箇所	延長						回数	延 時間	
125号	自：古河市西牛谷 至：古河市旭町	0.8	16,916	パトロール により危険 が予想され る場合	道路冠水	(一)境間々田線 (主)つくば古河線 (国)4号	A-1	0	0.0	H6
17号 結城野 田線	自：猿島郡境町長 井戸 至：猿島郡境町住 吉町	0.9	25,208	パトロール により危険 が予想され る場合	道路冠水	(主)つくば古河 線、土浦境線 (国)354号 (一)中里坂東線	なし	0	0.0	H14
228号 原中田 線	自：古河市大堤 至：古河市大堤	1.1	4,170	パトロール により危険 が予想され る場合	道路冠水	(国)4号 (国)354号 (主)つくば古河線	なし	0	0.0	H14

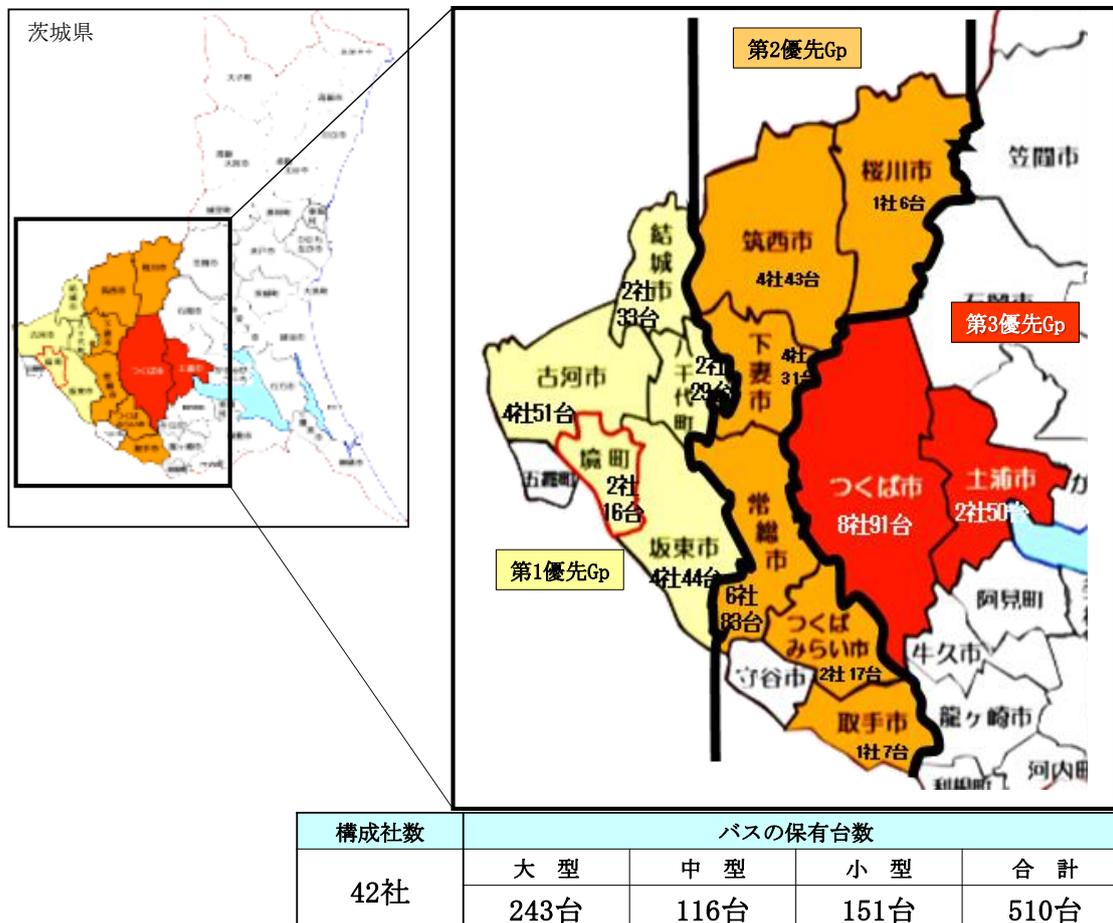
出典：茨城県「茨城県地域防災計画（令和3年3月3日）」を基に作成

### 8-3 茨城県バス協会貸切バス委員会県西支部の支援体制

#### (1) 境町広域避難輸送連絡体制



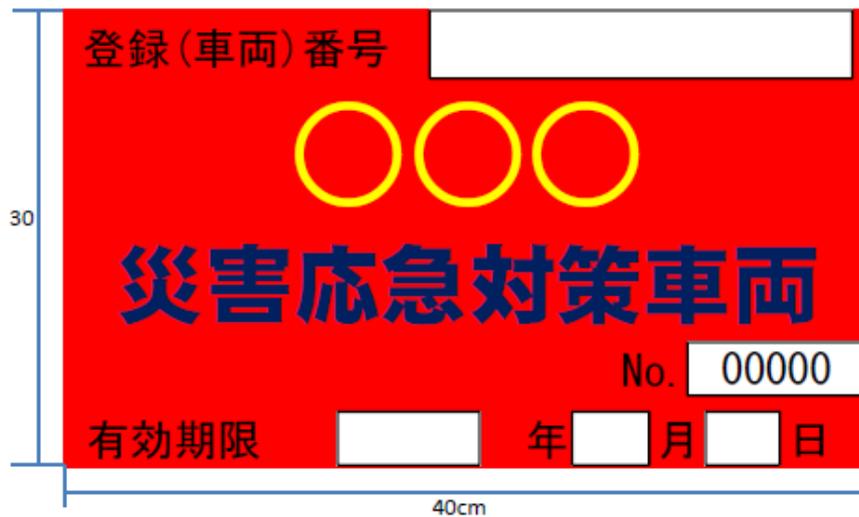
#### (2) 県西支部の配置及び運用可能台数





## 8-5 【様式】災害応急対策車両ステッカー（第1順位、第2順位）

### （1）第1順位



- 備考1 色彩は「〇〇〇」の文字を黄色、「災害応急対策車両」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「管理者」、「No.」、「有効期限 平成 年 月 日」の文字を黒色、登録(車両)番号、通し番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を赤色とする。
- 2 「〇〇〇」としている部分は発行者名（県各部局庁、市町村、指定(地方)公共機関等）に置き換えて作成する。
- 3 裏面を磁石等により車両に貼り付けが可能な形態とする。

### （2）第2順位

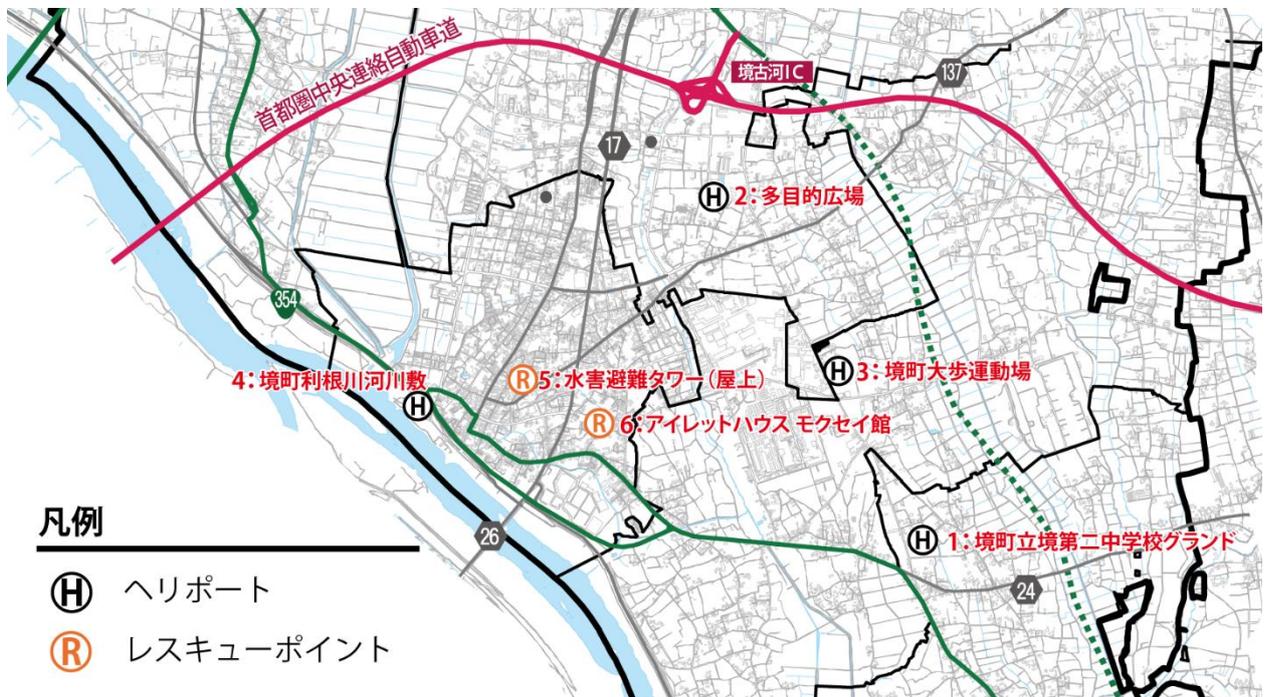


- 備考1 色彩は「〇〇〇」の文字を赤色、「災害応急対策車両」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「管理者」、「No.」、「有効期限 平成 年 月 日」の文字を黒色、登録(車両)番号、通し番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を黄色とする。
- 2 「〇〇〇」としている部分は発行者名（県各部局庁、市町村、指定(地方)公共機関等）に置き換えて作成する。
- 3 裏面を磁石等により車両に貼り付けが可能な形態とする。

出典：茨城県、茨城県石油業協同組合  
「大規模災害発生時における緊急給油の考え方（平成26年1月）」

8-6 臨時ヘリコプター離発着場及びレスキューポイント

No.	区分	名称	所在地	土地の状態	管理者	種別
1	ヘリポート	境第二中学校グラウンド	境町伏木 1310-1	土	境町	緊急
2		多目的広場	境町上小橋 540	土	〃	〃
3		境町大歩運動場	境町大歩 327-1	土	〃	〃
4		境町利根川河川敷	境町宮本町 1695 地先	草地	〃	〃
5	レスキューポイント	水害避難タワー（屋上）	境町 391-1 （庁舎西側併設）	-	〃	〃
6		アイレットハウス モクセイ館	境町（山神町）888	-	〃	〃



## 9 救急・救助関係

## 9-1 医師会

名称	所在地	電話番号	備考
猿島郡医師会	境町 2190	0280-87-6634	茨城西南医療センター病院内

## 9-2 第3次医療機関

病院名	所在地	電話番号	病床数	診療科目	備考
茨城西南医療センター病院	境町 2190	0280-87-8111	325	内科（呼吸器、循環器、腎臓、消火器、神経、リウマチ・膠原病、代謝内分泌、血液）、小児科、外科（呼吸器、消火器、乳腺）、脳神経外科、心臓血管外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、形成外科、放射線治療、病理診断科、精神科、ストーマ外来	救命救急センター人工透析対応 <sup>※1</sup> DMAT指定医療機関

※1 人工透析対応：災害時において通常時の人工透析以外の患者へも人工透析が可能な医療機関

## 9-3 救急車保有台数

令和4年現在

消防署名	所在地	電話番号	台数
茨城広域西南消防本部境分署	境町 422-64	0280-87-2992	1

### 9-4 給水拠点及び給水能力

令和2年4月1日現在

浄水場・浄水場名称	所在地	電話番号	給水能力
境町浄水場	境町長井戸 1694	0280-86-7188	5,540 m <sup>3</sup>
伏木浄水場	境町伏木 3370	—	630 m <sup>3</sup>

出典：茨城県「茨城県地域防災計画（令和3年3月3日）」を基に作成

### 9-5 給水車等配備状況

令和2年4月1日現在

給水車			給水タンク			給水用ポリタンク		
台数	容量(m <sup>3</sup> )	合計容量	台数	容量(m <sup>3</sup> )	合計容量	個数	容量(l)	合計容量
—	—	—	2	1.2	2.4	160	20	3,200
—	—	—	1	1	1.0			

出典：茨城県「茨城県地域防災計画（令和3年3月3日）」を基に作成

### 9-6 町所有車両

町では、公用車を90台保有し、乗用車46台のうち20台（約43%）がハイブリット車であり、また、災害時の予備電源として使用できる車両を4台（電気自動車2台、水素自動車1台、LPガスを併用できるハイブリット車1台）を保有している。また、次表のほか、トレーラ車載のモバイル建築ユニット（20ft型トレーラハウス：宿泊タイプ）8台を保有し、緊急時は牽引車により迅速に移動することが可能である。

<町所有車両の現況>

令和5年3月31日現在

車種	乗用車			貨物車			バス			消防関係車両			道路パトロール車	特殊用途車両		合計
	普通乗用車※ <sub>1</sub>	小型乗用車※ <sub>2</sub>	軽乗用車	普通貨物車	小型貨物車	軽貨物車	大型バス	中型バス	マイクロバス等	指揮車（普通乗用車）	タンク車	ポンプ車		油圧ショベル	災害用トレーラ※ <sub>3</sub>	
計	18	20	8	5	10	10	1	1	3	1	3	7	1	1	1	90
	46			25			5			11			1	2		

※<sub>1</sub>ハイブリット車10台、電気自動車2台、水素自動車1台、LPガス併用ハイブリット車1台を含む。

※<sub>2</sub>ハイブリット車10台を含む。

※<sub>3</sub>普通自動車免許で牽引可能な規格であり、気密性に優れ、冷暖房設備完備かつ100v/1500wが使用可能なトレーラで、災害のほか多用途に運用できる。

## 10 備蓄関係

### 10-1 備蓄倉庫の位置及び備蓄品の保管状況

令和5年1月31日現在

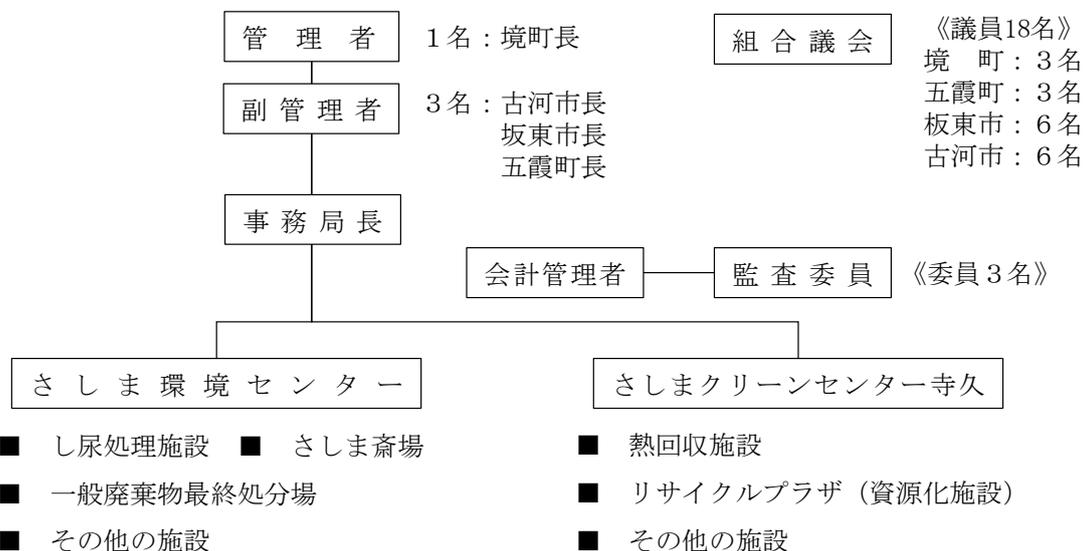
本区分	備蓄品	合計 (単位)	備蓄場所(※)								役場庁舎等
			板東総合高校	総和工業高校	八千代高校	境小学校	長田小学校	猿島小学校	森戸小学校	静小学校	
食料水	レトルトご飯(4種)	7,650食	800	1,300	1,100	800	1,250	600	400	400	●1,400 ●液体ミルク312 ●粉ミルク134
	缶入りパン(4種)	6,908食	960	768	672	960	1,176	672	672	672	●336 ●乾パン360
	飲料水(10年保存・500ml)	11,500本	1,680	1,680	1,200	1,600	1,824	960	1,176	900	●480
生活用 備品等	段ボールベット	143個	30(段)	30(段)	20(折畳)	5	20	5	5	5	■23(段)
	毛布	不織布毛布	3,700枚	500	500	600	500	400	400	400	
		日赤毛布(リバック含む)	1,420枚	300	300			320			500(日赤倉庫)
	ワンタッチトイレニードP型100回Set	12,600回分	17箱1,600回	17箱1,600回	(17箱携行)	2400	2,200回	1,600	1,600	1,600	●6種類4,900回 ●トイレ用テント6張
	携帯トイレフロール(30回分/個)	6,900回分	4箱1,200回	4箱1,200回	6箱3,600回		3箱900回				
	卓上用コンロ	6個									◆6
	ブルーシート(5.4m×5.4m)	174枚	36	30	(30携行)		34				◆80
エンジン 機材等、土 のう	発電機 (エンジン)	ホンダEv28is	5台								◆5台
		ホンダEX6	2台								7台
	排水ポンプ	テラダエンジンポンプ	5台								◆2台
		ツルタ水中ポンプ	3台								◆5台
	投光器等	アースマンLED(60W)	4set								◆5台
		マルチ投光器(白熱)	10個								◆4set(1指揮車)
	土のう	投光器用スタンド	5個								◆10個
		スーパーストのう水ビタ	1,600枚								◆5個
PE土のう袋		400枚								◆12箱600枚 ◆1箱400枚	
	グリーンピズ土のう	2,000個								◆1箱400枚 県税事務所2,000	
看板	道路標識看板(MGシート含む) (P78参照)	30台	(8携行)	(7携行)	(9携行)		(6携行)				建設課倉庫 鋼製道路看板30 ★MG看板30
	避難所用看板	7枚	1(広域)	1(広域)	作成予定	1	1	1	1	1	
コロナ 対策用 備品	災害用テン ト	ベニリ間仕切り	180張	51	51			48			●30
		プライバシー保護テント	150張	40	64	30		16			
	間仕切り用 資材	ダンボールパーティション(5枚/ 1set)	137set	25	25	(12追送)	25	25			■37
		簡易仕切りシステム	20set								町民体育館19 ★1
	検温器	携帯検温器	23個	(3携行)	(3携行)	(3携行)					★20▲3
		スマホ型検温器	8set	(1携行)	(1携行)	(1携行)					★8
		AIサーモグラフィ	2set								★2
	各種マスク 1箱50枚入	351,016枚	(10箱携行)	(10箱携行)	(10箱携行)						■▲351,016
	消毒液(アルコール、エタノール、次亜塩素)	2,000L	(20本携行)	(20本携行)	(20本携行)						■▲2,000
	フェイスシールド 1箱100枚	200枚	(20枚携行)	(20枚携行)	(20枚携行)						■▲200
	各種防護服	1,680着	(50着携行)	(50着携行)	(50着携行)						■▲1,680
使い捨てゴム手袋	1,200着	(2箱携行)	(2箱携行)	(2箱携行)						▲1,200	
受付用卓上シールド	15個	4	4				4			★3	
通信	携帯無線機及び充電器	各50機									★各50
備蓄施設			部室棟1F ・野球部室 ・陸上部室	体育館2階	部室棟2F ・空手部室	防災備蓄倉庫 (非常時は4階に簡易トイレを設置し、野外トイレとして使用可能)				●水害避難タワー ■SBI地下至 ◆公用車駐車場 ★危管理部	

## 11 ごみ焼却・し尿処理・火葬場等の施設関係

町のごみ焼却・し尿の処理、火葬等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条2項に基づく一部組合<sup>\*1</sup>である「さしま環境管理事務組合」により一括処理されている。当該事務組合は、昭和38年5月に猿島郡内の町村を構成団体とする「猿島郡衛生処理組合」として設立され、平成15年4月、現在の2市2町（古河市（総和地区、三和地区）、坂東市（猿島地区）、五霞町、境町を構成団体として改名し、各処理施設は、当該事務組合の施設である「さしま環境センター」及び「さしまクリーンセンター寺久」において運営されている。なお、さしま環境センターは、大規模水害時は浸水域に所在する。

<sup>\*1</sup>一部事務組合：複数の地方公共団体（市町村など）が行政サービスの一部を共同処理することを目的として設置する行政機関

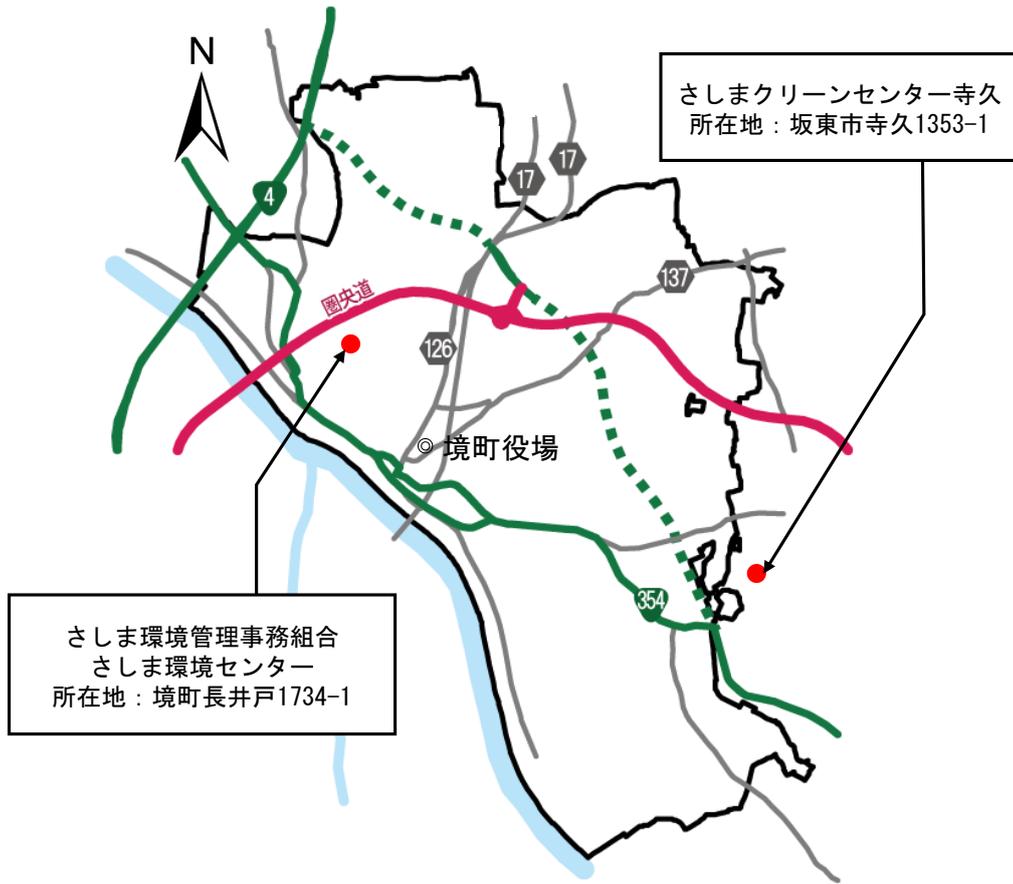
### 11-1 さしま環境管理事務組合の組織



### 11-2 さしま環境管理事務組合の業務

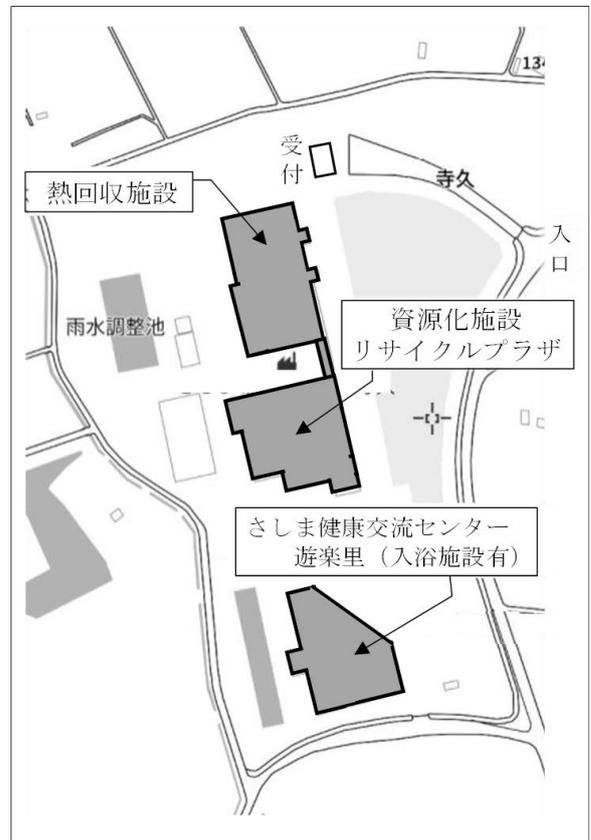
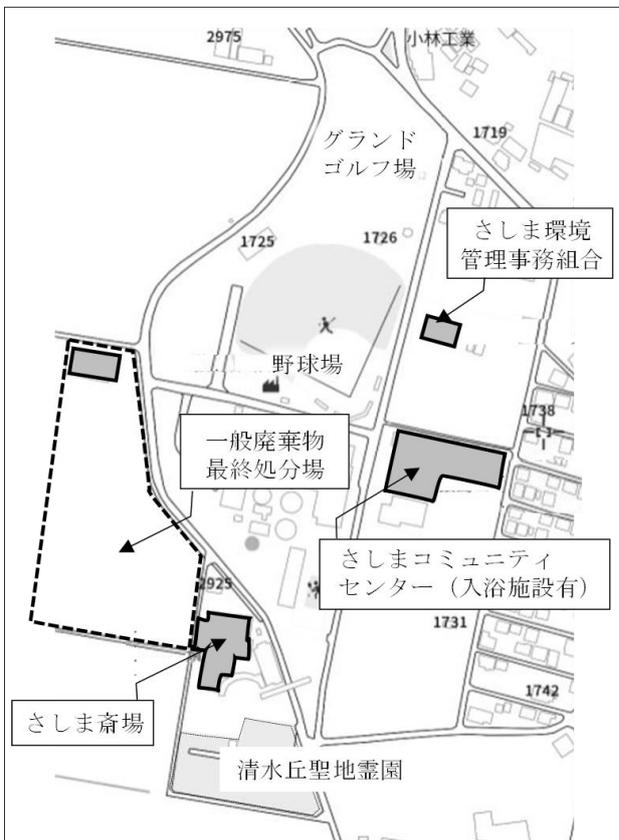
番号	実施業務	運営施設
1	し尿の処理に関する業務（収集・運搬を除く。）	さしま環境センター
2	一般廃棄物最終処分場の管理業務	
3	墓地・斎場・火葬場の運営、霊柩車の運送、及び管理に関する業務	
4	コミュニティーセンター、及び運動場の設置・管理に関する業務	
5	ごみ（一般廃棄物）の処理に関する業務	さしまクリーンセンター寺久
6	さしま健康交流センター「遊樂里」の管理業務	
備考	1 番号1～2にある業務は、坂東市の旧岩井市の区域を除く。 2 古河市の旧古河市は、番号2～6の業務を除く。（1はH29より委託処理受入れ）	

11-3 各施設の位置



【さしま環境センター内施設配置】

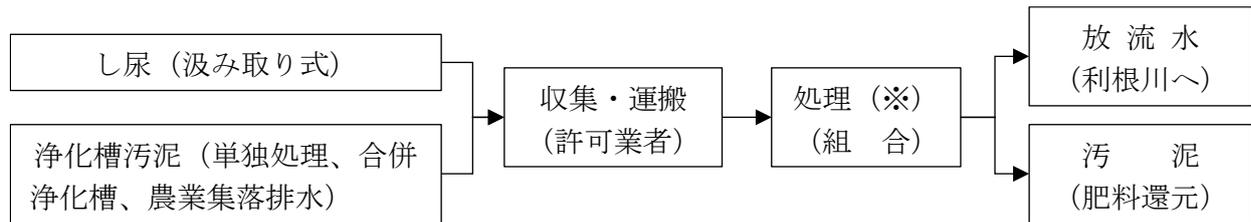
【さしまクリーンセンター寺久内施設配置】



## 11-4 「さしま環境センター」内処理施設の概要

## (1) し尿処理施設の概要

## ① し尿処理の流れ



## ② 施設の概要

区分	概要	
計画処理能力	■130 kl/日、平均日量：123 kl/日、	
処理方式	■水処理：標準脱窒処理 ■汚泥処理：濃縮＋遠心脱水＋乾燥方式 (処理過程に使用する水の種類は井戸水)	
処分方法	し尿	■脱水後、組合焼却施設において焼却処分
	汚泥	■脱水乾燥後、肥料の原料として排出

## (2) 一般廃棄物最終処分場の概要

区分	概要	
埋立処分場	埋立方式	■セル アンド サンドイッチ方式 <sup>※1</sup>
	埋立物	■可燃ごみを燃やした灰、リサイクルできない不燃ごみ
	埋立能力実績	■埋立面積：14,150 m <sup>2</sup> 、埋立容積：125,000 m <sup>3</sup> <sup>※2</sup> ■約1,300 m <sup>3</sup> /年平均(北茨城市への搬入開始以降 <sup>※3</sup> )
浸出水処理施設	処理方式	■回転円板接触（排水と空気を接触させる）方式 <sup>※4</sup>
	処理能力	■30 m <sup>3</sup> /日（調整層：1,300 m <sup>3</sup> ）
その他	■処分場全面に合成ゴム洒水シートを敷設し、地下への汚水流出を防止	

※1 廃棄物をセル（細胞）状に積上げ覆土し、セル層を一段重ねるごとに覆土する方式で、衛生的かつ計画的の埋立処理が可能

※2 令和3年度時点の残余容量 31,501 m<sup>3</sup>（約25%）

※3 平成28年10月、北茨城市と「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」を締結し、処理灰・焼却残渣の約50%にあたる1,400 m<sup>3</sup>/年を搬入。これにより処理場が20年程度延命（平成28年12月には正式に「廃棄物と環境を考える協議会」（会長：北茨城市町、加盟45自治体・組合）に事務組合として加盟）

※4 円板体に固着させた微生物を利用して排水の浄化を行う方式



## (3) さしま斎場

区分		概要
火葬棟	火葬炉	5基＋予備スペース1基、小動物炉1基（地下）
	部屋	告別室2室、待合室6室（24畳／室）、収骨室2室、霊安室1基
	ホール等	メモリアルホール、炉前ホール、ラウンジ
斎場棟	式場	108席（祭壇付）
駐車場等		乗用車95台、マイクロバス5台可能、霊柩車（バン型）1台保有

## 11-5 「さしまクリーンセンター寺久」内処理施設の概要

## (1) 資源化施設リサイクルプラザの概要

区分		概要
処理能力		■約51t／日
ごみごとの 資源化	不燃ごみ	■粗・細破碎機→磁選機→アルミ選別機→不燃系プレス機 →残渣貯留→地金として建設資材等を生産
	可燃性粗大ごみ	■破碎機→貯留→熱回収施設において焼却処分
	ビン類	■破除袋機(破碎)→自動色選別装置→色別ガレット <sup>※1</sup> 貯留 →ガラス製品へ再生
	ペットボトル	■破除袋機(破碎)→選別機→ペットボトル圧縮梱包機 →衣類やプラスチック製品として再生
	カン類	■破除袋機(破碎)→磁選別機、アルミ・鉄選別機→プレス機 →鉄・アルミ製品の原料として再生
	紙類・有害ごみ	■蛍光灯破碎→各区分で貯留 →紙は新聞、菓子箱などの紙製品等へ再生

※1 ガラス屑

## (2) 熱処理施設の概要

区分		概要
処理能力・実績		■51t／日 ■搬入量 ・約54,000t／年（境町は、約8,000tで全体の約14%） ・可燃ごみ <sup>※1</sup> ：約47,000t／年（約160t／日）
熱処理場	炉形式	■流動床式ガス化熔融炉（2炉） ガス化炉内の砂を500～600℃に熱し、その中にごみを入れ、乾燥・ガス化（炭化）し、そのガスを燃焼空気とともに1,250～1,350℃の高温で溶かし灰分をスラグ化、ダイオキシン類を分解
	能力	■蒸気タービン発電：3,000kW（余剰電力を電力会社へ供給） ■206t／日（103t／日／1炉）
	処理対象	■不燃ごみ ■粗大ごみ ■資源ごみ（ビン、カン、ペットボトル、紙等）

※1 可燃ごみは、毎年、他の自治体・事務組合から200～350程度の委託ごみを含む。

## 12 文化財関係

町の指定文化財の指定は、県3点、町489点であり、そのうち455点（約92%）が個人所有、その他は、境町歴史民俗資料館に25点（約5%）、寺院に8点（約2%）が所蔵されている。無形文化財はそれぞれの保存会が、史跡は所在する行政区の区長が管理者となっている。また、個人所有の文化財のうち、町指定文化財の絵画等454点が、境町ゆかりの画人である肅祭寶（しゅくさんぼう）の作品であり、全てが個人の所有であるが、「境町S-Gallery 肅祭寶美術館」に寄託品として103点が展示されている。

なお、各文化財は大規模水害時には全て浸水域内に所在する。

### 12-1 県指定文化財

令和5年3月31日現在

種別	名称	番号	指定年月日	時代	所有者
無形民族文化	塚崎の獅子舞	9	昭和35年3月28日	-	塚崎獅子舞保存会
絵画	絹本著色十三仏	30	昭和37年10月24日	鎌倉時代	歴史民俗資料館
工芸品	礼盤	48	昭和37年10月24日	江戸時代	吉祥院

### 12-2 町指定文化財

令和5年3月31日現在

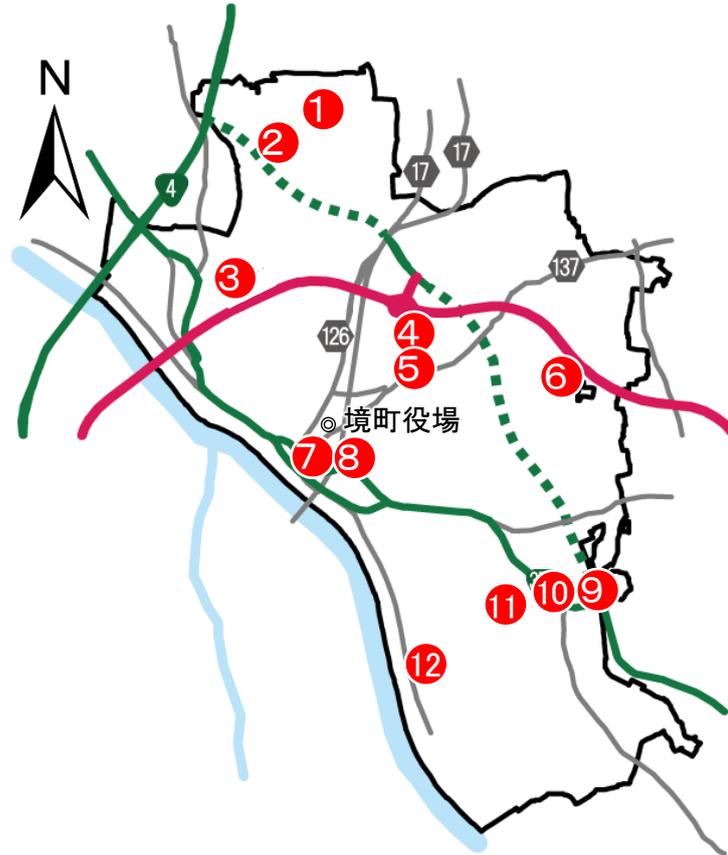
種別	指定数	名称	所有者（管理者）※ <sup>1</sup>			
			個人	歴資	寺院	区等
絵画（絵馬・仏画を含む）	445	①阿弥陀二十五菩薩来迎図、②菅原道真の画像、③利根川通為河身改修塚崎村地先口工築之図（その他は全て肅祭寶の作品）	442 ※ <sup>2</sup>	1	2	
彫刻	3	①阿弥陀如来立像、②金剛力士立像、③聖観音立像			3	
書跡	9	①久世広之の書跡（その他は全て肅祭寶の作品）	8 ※ <sup>2</sup>		1	
古文書	3	①下総国幸嶋郡四鳥村検地帳、②朱印状、③関宿・境町・岩井村茶会所設立定書	1	1	1	
典籍	1	①反古ふすま		1		
考古	2	①馬形埴輪、②壺形埴輪		2		
史跡	2	①八龍神塚古墳、②毘沙門塚古墳				2
工芸品	4	①普賢菩薩、②濱千鳥大皿、③無盡藏、④志野鉄絵付（全てが肅祭寶の作品）	4 ※ <sup>2</sup>			
有形民俗文化	19	①高瀬舟の飾蓆、②足踏み脱穀機、③消防半纏 ほか16点		19		
無形民俗文化	1	①井草大杉囃子				1
合計			489	455	24	7

※<sup>1</sup>所有者凡例：歴資 | 境町歴史民俗資料館、区等 | 所在地の行政区長又は保存会

※<sup>2</sup>肅祭寶の作品が含まれる種別：

肅祭寶の作品454点が含まれている。（内訳：絵画442点、書籍8点、工芸品4点）

12-3 町の文化財の所在地位置図



※個人所有の個人宅を除く

図	種別	数	名称	所在場所	所在地
①	彫刻	1	聖観音立像（一木造）	大非山般若院	境町志鳥 1041
②	史跡	1	毘沙門塚古墳	-	境町横塚 158-58
③	無形民俗	1	塚崎の獅子舞（県指定）	塚崎香取神社	境町塚崎 2876
④	絵画	2	絹本著色十三仏（県指定） 利根川通為河身改修塚崎村地先口工築之図	歴史民俗資料館	境町西泉田 1326-1
	古文書	1	関宿・境町・岩井村茶会所設立定書		
	典籍	1	反古ふすま		
	考古	2	馬形埴輪、壺形土器		
	有形民俗	19	高瀬舟の飾蓆、足踏み脱穀機ほか		
⑤	書籍	1	久世広之の書籍	西光寺	境町西泉田 685
⑥	無形民俗	1	井草大杉囃子	井草香取神社	境町山崎 913
⑦	絵画・書籍・工芸	454	肅祭寶の作品	S-Gallery 肅祭寶美術館	境町 1455-1
⑧	工芸品	1	礼盤（県指定）	吉祥院	境町 974
⑨	彫刻	1	金剛力士立像（一木造）	大照院	境町伏木 2153
	絵画	1	菅原道真座像		
⑩	絵画	1	阿弥陀二十五菩薩来迎図	専修寺	境町伏木 970
	古文書	1	朱印状		
⑪	彫刻	1	阿弥陀如来立像（一木造）	妙安寺	境町一ノ谷 493
⑫	史跡	1	八竜神塚古墳	-	境町金岡 247

## 13 災害救助法関係

### 13-1 災害救助法の適用基準

それぞれの世帯以上に達したときに適用される。

令和4年4月1日現在

人口（人）	住家滅失世帯数（世帯）		
	A <sup>※1</sup>	B <sup>※2</sup>	C <sup>※3</sup>
24,775	50	25	多数

A～Cには該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。（救助法施行令第1条第1項第3号、第4号）

※<sup>1</sup> Aは、町における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数（救助法施行令第1条第1項第1号）

※<sup>2</sup> Bは、県内の被害世帯数が2,000世帯である上での町の被害世帯数（救助法施行令第1条第1項第2号）

※<sup>3</sup> Cは、県内の被害世帯数が9,000世帯以上である上での町の被害世帯数（救助法施行令第1条第1項第3号）

注）半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。

注）床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。

13-2 被害認定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 (全壊・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家の被害	非住家
公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。		
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
その他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

被害区分		判定基準
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災 <sup>*1</sup> 世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
	公共施設災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

<sup>\*1</sup>罹災証明書発行手続までの流れ

- ①被災者から町へ申請（被災者）【必要となる書類：罹災証明交付申請書、被災証明交付申請書、被害の状況がわかる写真（複数枚）、位置図、その他、罹災・被災の事実を証明できるもの、印鑑】
- ②被害状況の調査（町）
- ③罹災証明書の交付（町）

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）」

消防庁「災害報告取扱要領（令和3年5月）」を基に作成

13-3 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(内閣府「令和3年度災害救助基準」令和4年4月1日)

※本表内において、災害救助法を「法」という。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項) 【※1】	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと)
避難所の設置 (法第4条第2項) 【※2】	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)【※3】	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者			(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
	冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わな	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分一世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	れば居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者		は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内) 【※8】【※9】【※10】	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内  一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内  検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
第2項)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用</li> <li>・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費</li> </ul>
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者【※11】	法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める【※4】【※5】【※6】	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 【※7】【※12】	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【※1 災害救助法第4条第1項：救助の種類等〔避難所及び応急仮設住宅の供与〕】

【※2 同法第4条第2項：救助の種類等〔炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給〕】

【※3 同法第2条第2項：救助実施市の長による救助の実施】

【※4 同法第7条第1項：従事命令の権限】

【※5 同法第3条：都道府県知事等の努力義務】

【※6 同法第17条第1項：事務の区分〔都道府県又は救助実施市〕】

【※7 同法第21条：国庫負担】

【※8 災害対策基本法第23条の3第1項：特定災害対策本部設置の権限】

【※9 同法第24条第1項：非常災害対策本部設置の権限】

【※10 同法第28条の2第1項：緊急災害対策本部設置の権限】

【※11 災害救助法施行令第4条第1号～第4号：災害の程度】

【※12 地方自治法施行令第143条：歳出の会計年度所属区分】

## 13-4 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

### 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

[平成 24 年 3 月 9 日消防応第 49 号]

[改正 平成 25 年 3 月消防応第 14 号  
平成 31 年 4 月消防応第 29 号]

- 1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
  - (1) 死者の扱いについて  
以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。
    - ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）
    - イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
  - (2) 死者の計上場所について
    - (1)アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。
      - ア 土砂崩れや河川の氾濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合
        - (ア)被災地が確定又は推定できる場合  
→被災地で計上
        - (イ)被災地が不明かつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(エ)の場合を除く。）  
→死体発見場所で計上
        - (ウ)被災地も死体発見場所も不明な場合  
→死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上
        - (エ)被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合  
→居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上
    - (1)イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。
- 2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
  - (1) 行方不明者の取扱いについて  
当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。  
なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。
    - ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
    - イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
    - ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第 30 条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告が

されたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるもののほか、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難い場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合→被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合→勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したのものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

→重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給をうけたもの

→重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合→被災地で計上

イ 3(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

4 その他

(1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

(2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。

(3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

## 13-5 災害時における人的被害情報の公表方針

令和元年9月2日  
茨城県防災・危機管理課  
(防災G 029-301-2885)

### 災害時における人的被害情報の公表方針について

県では、近年の大規模災害が頻発している状況等を踏まえ、今後、大規模災害が万一県内で発生した際に、迅速な人命救助に対応できるよう、災害時における人的被害情報の公表方針を定めることといたしました。

#### <公表方針の概要>

次の全てに該当する場合に、茨城県個人情報の保護に関する条例第9条第2項第4号の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」に該当するものとして、行方不明者又は安否不明者の氏名及び市町村名の提供を行う。

- ア 行方不明者又は安否不明者の生命を保護するため、緊急かつやむを得ないとき
- イ 救出・救助活動を行うため、所在情報を入手する必要があるとき

## 災害時における人的被害情報の公表方針の概要

### 1 人的被害の範囲

- (1) 行方不明者災害が原因で所在不明、かつ、死亡の疑いのある者
- (2) 安否不明者災害が原因で所在不明の者（行方不明者を除く。）
- (3) 死者災害が原因で死亡した者

### 2 人的被害の数の把握・公表の手順

- (1) 市町村は、住民等からの被害報告や関係機関の協力に基づき情報を収集・把握し、県に報告
- (2) 県は、市町村、関係機関と連携し、(1)の情報を一元的に集約・整理
- (3) 県は、(知事に報告後)、(2)の結果のうち、その数を消防庁へ報告し、その後、報道機関に提供
- (4) 市町村がそれぞれ人的被害の数を公表しようとする場合は、事前に県に報告し、その後、公表

### 3 人的被害の氏名等の公表方針

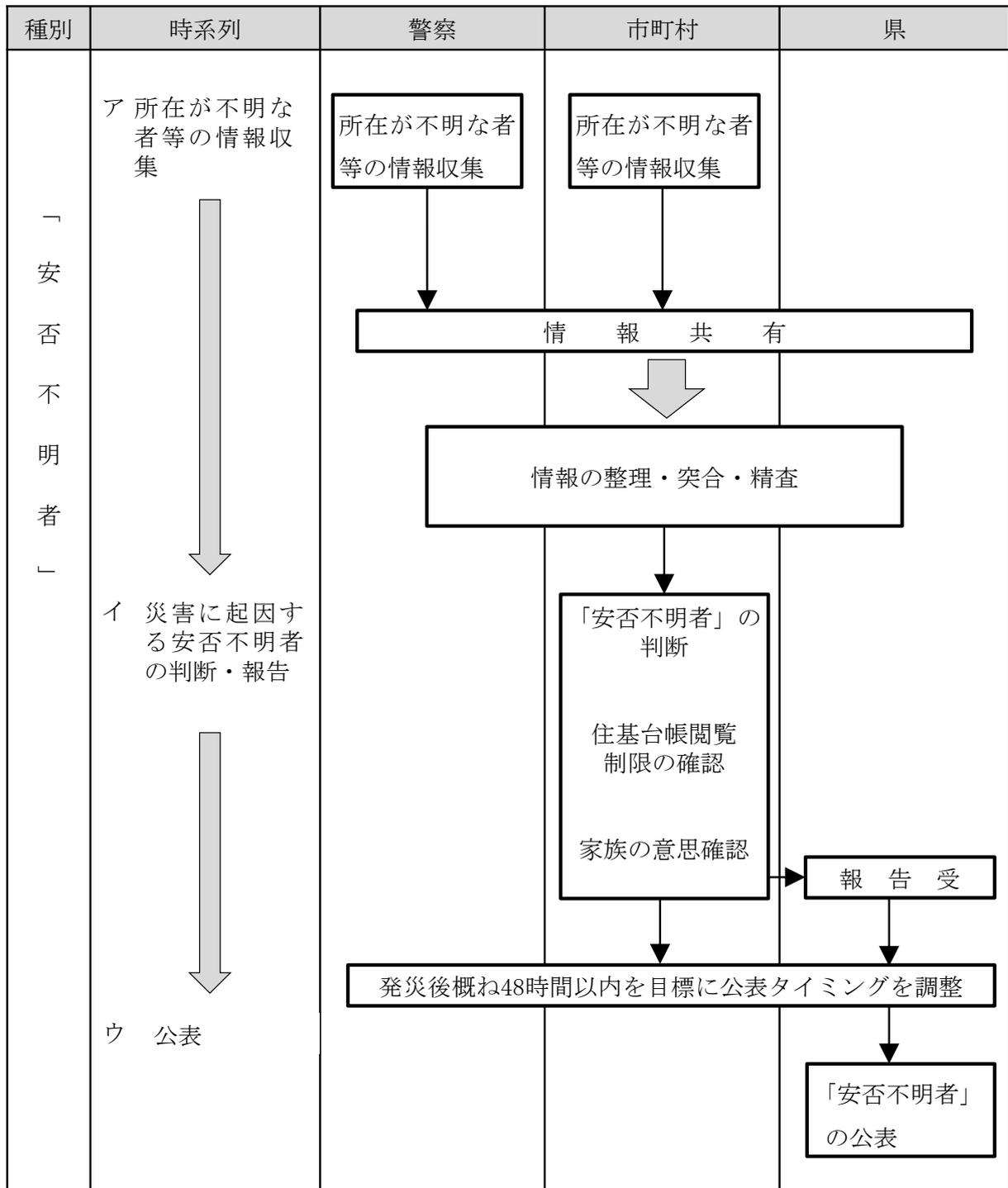
- (1) 行方不明者・安否不明者  
次の要件に全て該当する場合、報道機関等に対し、氏名、市町村名を提供

- ア 行方不明者又は安否不明者の生命を保護するため、緊急かつやむを得ないとき
- イ 救出・救助活動を行うため、所在情報を入手する必要があるとき

- (2) 死 者

死者の氏名等の公表については、遺族の意向を尊重して実施

災害における人的被害（安否不明者）の公表要領



※災害発生後、一定期間経過しても「安否不明者」が発見されない場合には、県、市町村、及び警察は協議の上、「安否不明者」を「行方不明者」として取り扱う

13-6 【様式】被害状況報告表

保健福祉部 厚生総務課扱		発生 被害状況報告表 中間 様式 決定			市町村		
年 月 日 時現在							
① 災害発生の日時							
② 災害発生の場所							
③ 災害発生の原因							
④ 災害の状況							
		区分	棟	世帯	人	備考	
ア	人的被害	死	傷	/	/		
イ		行方不明者		/	/		
ウ		負傷	重	傷	/	/	
エ			軽	傷	/	/	
オ	住家被害	全壊・全焼又は流失		棟	世帯	人	
カ		半壊又は半焼					
キ		一部破損					
ク		床	上	浸	水		
ケ		床	下	浸	水		
⑤ 救助の措置							
救助の種類							
区分							
ア すでに措置したもの							
イ 今後措置を要するもの							
⑥ その他の特記事項							
年 月 日 時報告							
茨城県保健福祉部長殿 (地方福祉事務所経由)			(報告者) 市(町村) 災害対策本部長				
			報告書作成者 職 氏名		印		
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。							
2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。							

13-7 【様式】災害概況即報

第4号様式 (その1)

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_  
災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害の概況	発 生 場 所					発 生 日 時	月 日 時 分				
被害の状況	人 的 被 害	死 者	人	重 傷	人	住 家 被 害	全 壊	棟	床 上 水 浸	棟	
		うち災害 関連死者	人				半 壊	棟	床 下 水 浸	棟	
		不 明	人	軽 傷	人		一 部 損 壊	棟	未 分 類	棟	
	119 番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)				(市町村)				
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること)								
	自 衛 隊 派 遣 の 要 請 の 状 況										
	その他町が講じた応急対策										

注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。

注) 住家被害のうち、その程度が未確定なものについては、「未分類」の欄に計上すること。

13-8 【様式】被害状況即報

第4号様式 (その2)

都道府県			区分			被害				
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報		田	流失・埋	ha	そ				
	( 月 日 時現在)			冠 水	ha					
報告者名			畑	流失・埋	ha	の				
				冠 水	ha					
区分			被害			学 校	箇所			
							病 院	箇所		
人的被害	死 者	人	道 路			橋 り よ う		箇所		
		うち災害関連死者		人			河 川	箇所		
	行方不明者			人				港 湾	箇所	
	負傷者	重 傷		人	砂 防				清 掃 施 設	箇所
		軽 傷		人				崖 く ず れ		箇所
住 家	全 壊		棟	鉄 道 不 通			被 害 船 舶		隻	
	半 壊		棟					水 道	戸	
			世帯				電 話		回線	
被 害	一 部 破 損		棟	他				電 気	戸	
			世帯				ガ ス		戸	
			人					ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
非住家	公 共 建 物		棟			火災発生	建 物		件	
	そ の 他		棟				り 災 世 帯 数	世帯		
								り 災 者 数	人	

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	
公 共 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村 教		団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団体
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円		119 番通報件数		件
災 害 の 概 況						
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況 (消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること)					
	自衛隊の災害派遣			その他		

※ 被害額は省略することができるものとする。

※ 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

13-9 【様式】災害救助法適用申請書

	第	号
	年	月
		日
茨城県知事 殿		
	機関・職・氏名	印
<b>災害救助法の適用について（要請）</b>		
このことについて、下記理由により災害救助法を適用されたく要請します。		
記		
1	災害発生の日時及び原因	
2	被害地域	
3	被害の状況	
	(1) 人的被害の状況（死者、行方不明者、負傷者）	
	(2) 住家被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼、一部損壊、床上浸水の世帯数）	
	(3) その他	
4	法の適用を申請する理由	
	（厚生労働大臣との事前協議を必要とする適用基準により災害救助法を適用する場合のみ）	

13-10 【様式】災害救助法の住宅の応急修理申込書

様式第1号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

〇〇〇〇市町村長 殿

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 \_\_\_\_\_

【現在の住所】 \_\_\_\_\_

【現在の連絡先（TEL）】 \_\_\_\_\_（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・対象・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏名】 \_\_\_\_\_

1 被災日時 令和 年 月 日

2 災害名 (災害名称)

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊

- 市が発行する「罹災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。
- 中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第2号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位

- ・ 屋根
- ・ 柱
- ・ 床
- ・ 外壁
- ・ 基礎
- ・ 梁
- ・ ドア
- ・ 窓
- ・ 冊子
- ・ 上下水道の配管
- ・ ガスの配管
- ・ 給排気設備の配管
- ・ 電気・電話線・テレビの配線
- ・ トイレ
- ・ 浴室
- ・ その他（ ）

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

13-11 【様式】資力に関する申出書

様式第2号

資力に関する申出書

〇〇〇〇市（町）長様

私、  
が半壊しております。

は（災害名称）のため、住家  
住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきます  
ようお願いします。

記

※世帯の収入状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住所の所在地

現住所

氏名

13-12 【様式】修理見積書

様式第3号

修理見積書

( 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 )

※市町村が発行する「罹災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 0 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額 (応急修理分) (※1) 0 円 (消費税込)

見積金額 (被災者負担分) 0 円 (消費税込)

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)	備考
①	0 円	0 円	
②	0 円	0 円	
③	0 円	0 円	
④	0 円	0 円	
⑤	0 円	0 円	
⑥	0 円	0 円	
合計	0 円	0 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：655,000円の範囲内  
準半壊の場合：318,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可）すること

〇〇〇県知事又は 〇〇〇市町村長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住所	
氏名	

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

13-13 【様式】 応急修理依頼書

様式第4号

申込日：令和 年 月 日

応急修理依頼書

\_\_\_\_\_ 様

〇〇〇〇 市（町）長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに工事写真（修理前、修理中、修理後の工事写真）と併せて「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

2 対象住宅所在地

\_\_\_\_\_

3 受付番号

\_\_\_\_\_

4 依頼工事の見積額

\_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円（応急修理分）

（添付書類）

修理見積書（写）

13-14 【様式】 応急修理実施連絡書

様式第5号

申込日：令和 年 月 日

応急修理実施連絡書

\_\_\_\_\_ 様

〇〇〇〇 市（町）長

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災された方の住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

2 対象住宅所在地

\_\_\_\_\_

3 受付番号

\_\_\_\_\_

4 依頼工事の見積額

金 \_\_\_\_\_ 円（応急修理分）

5 応急修理実施予定期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

（添付書類）

応急修理依頼書（写）、修理見積書（写）

13-15 【様式】請書

様式第6号

請 書

印紙  
貼付

- 1 件 名：○○○○○邸 応急修理業務
- 2 履行場所：○○市△△△ □-○-△
- 3 履行期間：令和元年 月 日から令和元年 月 日まで
- 4 契約金額：金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証：免除
- 6 請求条件：市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法：完了後払
- 8 申込書受付番号：令和 年 月 日 第 号

○○市契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和元年 月 日

○○○○市長 様

受注者： 住所  
氏名

13-16 【様式】工事完了報告書

様式第7号

申込日：令和 年 月 日

工事完了報告書

〇〇〇〇市（町）長 様

(施工業者)

---

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災された方の住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

2 対象住宅所在地

\_\_\_\_\_

3 受付番号

\_\_\_\_\_

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・修理写真（修理前、修理中、修理後）報告書



## 14 要配慮者対策関係

### 14-1 洪水避難確保計画策定対象の社会福祉施設等（水防法第15条）

令和6年5月1日現在

No.	名称	種別	所在地
1	茨城西南医療センター病院	病院	境町 2190
2	自立支援センターきぼう	グループホーム	境町内門 718-1
3	グループホームつばさ	グループホーム	境町内門 717-2
4	ソーシャルインクルーシブ茨城境町	日中支援型グループホーム	境町 2162-1
5	グループホーム燦燦	認知症対応型共同生活介護	境町 1520-2
6	特別養護老人ホーム ファミリー境	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護	境町塚崎 4864
7	利根老人ホーム	養護老人ホーム	境町長井戸 1687
8	認定こども園 はなぶさ	幼保連携型認定こども園	境町若林 2342-1
9	おおぞら保育園	保育所	境町長井戸 1688-1
10	ひまわり保育園	保育所	境町西泉田 1328-5
11	認定こども園 境いずみ保育園	幼保連携型認定こども園	境町西泉田 704-2
12	認定こども園 バンビーノせいしょう	幼保連携型認定こども園	境町大歩 425-26
13	境杉の子幼稚園	幼稚園型認定こども園	境町山崎 1340-2
14	キリスト愛児幼稚園	幼稚園型認定こども園	境町伏木 1383-37
15	境小学校	公立学校(小)	境町 293
16	長田小学校	公立学校(小)	境町蛇池 409
17	猿島小学校	公立学校(小)	境町大歩 333
18	森戸小学校	公立学校(小)	境町百戸 1252
19	静小学校	公立学校(小)	境町塚崎 704
20	境第一中学校	公立学校(中)	境町長井戸 1682
21	境第二中学校	公立学校(中)	境町伏木 1310-1
22	茨城県立境高等学校	公立学校(高)	境町境町 175
23	茨城県立境特別支援学校	公立学校(特)	境町塚崎 2170
24	介護老人保健施設 境町メディカルピクニック	介護老人保健施設	境町塚崎 2555-1
25	介護老人保健施設 夢彩の舎	介護老人保健施設	境町若林 2269-1
26	グループホーム 県西さわやか	認知症対応型共同生活介護	境町 1762-1
27	グループホーム さとのこハウス境	認知症対応型共同生活介護	境町 38-3 ウェルシアタウン内 ウェルシア関東 (株) 茨城境町店2階
28	コビープリスクールさかい	保育所	境町西泉田 1500
29	遊徳保育園	保育所	境町塚崎 4856-1

## 15 町に被害をもたらした主な災害の統計資料関係

町は、近年、地震、水害、感染症など各種の災害に見舞われた。これらは、次にきたる大規模災害への備えとして貴重な体験であり、訓練とは異なる得難い実体験の記録・統計資料として残す必要がある。

### 15-1 大規模地震：平成23年3月11日 東日本大震災

町は、東日本大震災<sup>\*1</sup>において、最大震度5強を経験した。幸いにも犠牲者や倒壊家屋はなかったものの、1,000件以上の瓦、塀、壁などの住家等の損壊が発生し、災害対策基本法制定以降、初の災害対策本部を設置して組織的に対応した災害であった。

<sup>\*1</sup>東日本大震災：

東北沖を震源とするマグニチュード9、最大震度7の大海嘯を伴うプレート型の巨大地震のこと。東北地方を中心として日本全国で犠牲者約20,000人、全壊家屋約120,000棟、東海第1原発事故など被害総額約17兆円と戦後最大の被害が発生

#### (1) 被害状況

##### <全般>

発生年月日	災害区分	最大震度	被害状況					災害対策本部の設置状況	
			人的被害	倒壊家屋	一部損壊		ライフライン		
平成23.3.11	プレート型地震	5強	なし	なし	瓦落下	807軒	停電	6,200戸	設置
					塀損壊	103軒	断水	42戸	
					壁損壊	225軒			
					その他	39軒			
					計	1,174軒			

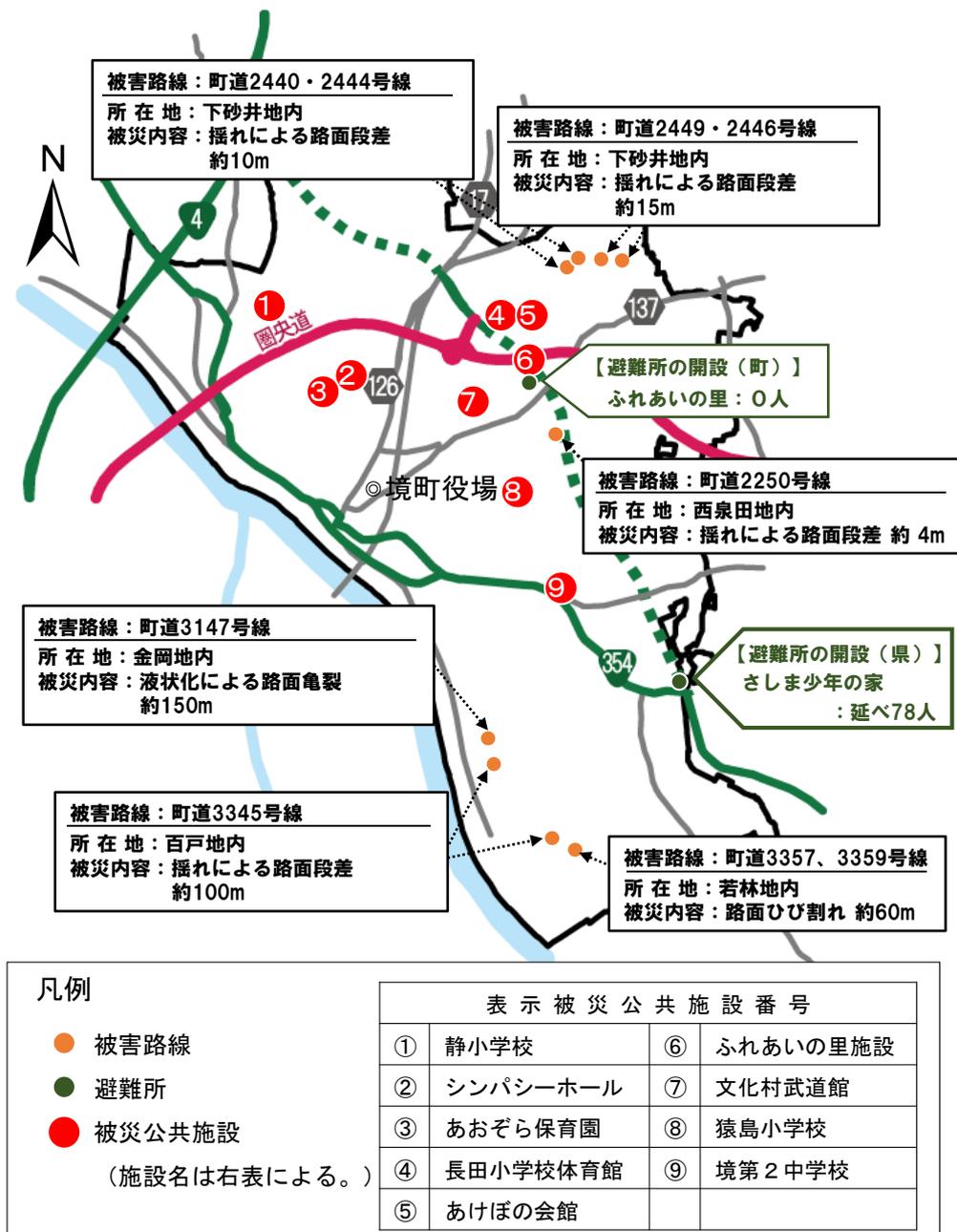
##### <公共施設>

施設名	被害状況	
あけぼの会館（元宮幼稚園）	天井取付け部分一部ひび割れ	
あおぞら保育園	天井石膏ボード一部亀裂	
シンパシーホール	身体障がい者用トイレ・タイル一部破損	
長田小学校 体育館	バスケットゴール・揺れ防止アームはずれ	
猿島小学校	体育館	バスケットゴール穴ふさぎカバーはずれ
	受水槽	下部配管より漏水
静小学校	築山	上部コンクリートカバー陥没及び一部ひび割れ
	ブロック塀	一部亀裂
	防災貯水槽	埋設箇所地盤沈下
境第二中学校 武道館	天井ボード一部ズレ	
ふれあいの里	ギャラリー夢	屋根ぐし破損、冷暖房用配管亀裂
	憩の家	身体障がい者用トイレ・タイル亀裂・和室天井板一部亀裂
	長屋門トイレ	合併浄化槽陥没
武道館	鉄柱のモルタル化粧一部亀裂	

## &lt; 道路、水道本管 &gt;

地域名	被害状況
町道 3147 号線金岡地内	2 か所の横割れ、センターに縦の地割れ
町道 2420 号線外 3 路線下砂井地内	霞ヶ浦農業用水占用区間陥没
町道 3345 号線外 1 路線百戸地内	一部陥没及び亀裂
町道 3359 号線若林地内	一部縦方向に地割れ
町道 2550 号線西泉田地内	霞ヶ浦農業用水占用区間陥没
町道 2388 号線栗山地内	一部陥没
町道 1-10 号線下小橋地内	水道本管漏水
町道 3147 号線金岡地内	水道本管漏水
町道 3345 号線百戸地内	水道本管漏水

## &lt; 被害発生状況図 &gt;



## (2) 町の対応

	日付	時刻	対応
初動対応	3月11日	14:50	警戒本部を設置し、被害状況等情報収集を開始
		16:00	警戒本部から特別警戒本部に移行 建設課による町内巡視の実施
		16:30	避難所（役場庁舎）を開設し、避難者2名の受入れ
		17:45	第1回特別警戒本部会議を開催し、今後の対策を検討
		18:00	独居老人の安否情報確認を民生委員に依頼
		20:30	第2回特別警戒本部会議の開催
	3月12日	8:40	第3回特別警戒本部会議の開催
		9:00	全職員による町内全域の家屋等の被害調査の実施 民生委員による独居老人の安否情報の収集（約350名） 庁内全域での広報活動の実施
		12:00	特別警戒本部から災害対策本部に移行し、同本部の設置
		16:30	独居老人世帯のうち希望者に夕食を配布（約170名分）
		17:15	第1回災害対策本部会議の開催
	3月13日	10:30	地震により破損した瓦の町所有の敷地（伏木地内）への一時保管の決定（3月16日から実施）
	応急復旧対応	3月14日	-
-			町HPによる住民への周知 ・児童クラブ、庁内保育園の就園時間 ・町内の被害情報 ・避難住民の受入れ ・節水の協力依頼
-			防災行政無線による住民への周知 ・町長メッセージ
3月15日		-	町HPによる住民への周知 ・東北地方太平洋沖地震災害情報 ・震災に伴う役場業務
3月16日		-	町災害対策本部会議の開催
3月17日		-	町HPによる住民への周知 ・茨城県知事からのメッセージ
		-	町災害対策本部会議の開催
3月22日		-	町HPによる住民への周知 ・罹災証明書の発行
		-	町災害対策本部会議の開催
3月23日		-	町災害対策本部会議の開催
	-	広報さかいお知らせ版臨時号による住民への周知 ・避難住民受入状況 ・町内の被害状況等	
3月28日	-	町HPによる住民への周知 ・節水の協力 ・被害情報	
	-	町災害対策本部会議の開催	
3月29日	-	町災害対策本部会議の開催	

## (3) 避難実績

避難実績	避難所開設	1 か所
	避難者数	2 名

## (4) 災害廃棄物等の処理の状況

町は、被災家屋の瓦礫のうち、瓦の仮置場を伏木地内（学校給食センター北側）に設定し、中間処理を業者に委託して運搬・処理した。

瓦礫等 発生戸数 (戸)	収集・運搬の瓦礫量 (t)			処分の瓦礫量 (t)		
	木くず量	コンクリート等量	計	木くず量	コンクリート等量	計
1,174		1,203	1,203		1,203	1,203
備考	1 瓦礫の量：被災家屋から発生した瓦の量 2 総排出量：813 m <sup>3</sup> 1,203t (1.84/m <sup>3</sup> )					

## (5) 東日本大震災に伴う町外からの避難住民の受入支援

町は、国からの東日本大震災で甚大な被害が発生した東北地方等町外の避難住民の受入要請に伴い、3月15日から「ふれあいの里」を避難所として開設し、受入体制を整えるとともに、県により3月19日から4月4日の間、「さしま少年自然の家」が避難所として開設されたことから、近隣自治体と連携して職員による人的支援（24時間3交代制）を次のように行った。

	開設期間	避難所名	開設者	避難者数
1	平成23年3月15日～4月4日	ふれあいの里	町	0人
2	平成23年3月19日～4月4日	さしま少年の家	県	延べ78人（当初17人、最大54人） 福島県：52人、茨城県日立市2人

## 15-2 大規模内水氾濫対応：平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨

町では、関東・東北豪雨災害<sup>\*1</sup>において、線状降水帯による 50 年に 1 度といわれる豪雨により、1 時間の最大雨量が 38 mm、3 日間（実質 24 時間）の累計雨量が 387 mmにもおよび、中小河川等の氾濫・越水、機場ポンプの故障などにより利根川の氾濫は免れたものの、大規模内水氾濫（町内の約 10%が浸水）が発生した。特に都市下水路のオーバーフローにより、境地区に被害が集中（住家浸水被害の約 60%）し、都市下水路、染谷川、長井戸沼土地改良区等の沿川の行政区に対し、町で初となる「避難勧告」を発令した。

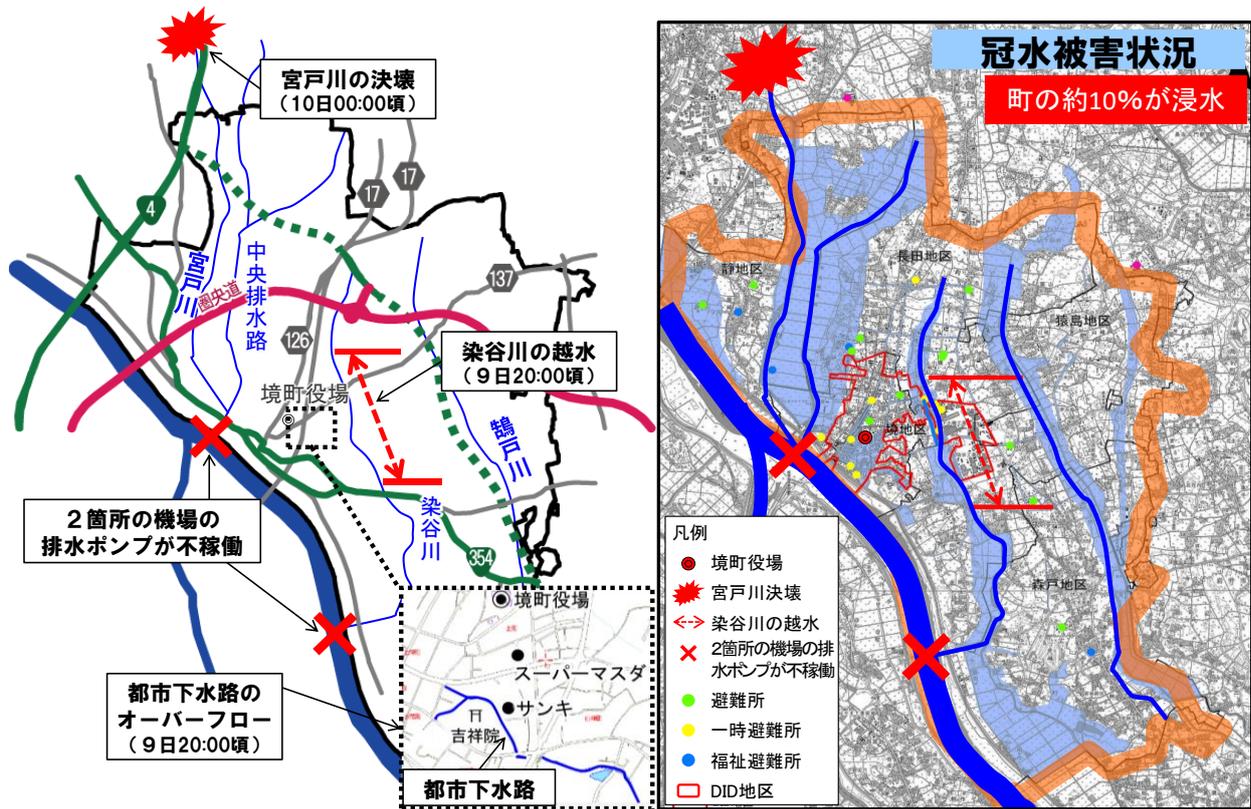
<sup>\*1</sup> 関東・東北豪雨災害：

台風 17 号及び 18 号の 2 つの台風の影響により、関東北部から東北南部を中心として線状降水帯が発生し、各地で 24 時間雨量が 300 mmを越えるなどした。その影響により、鬼怒川等の国管理 5 河川、都道府県管理河川 80 河川の堤防決壊・越水が発生し、犠牲者 20 人、全壊 81 棟、半壊 7,090 棟、床上 2,523 棟、床下浸水 13259 棟となった大規模災害

## (1) 被害状況

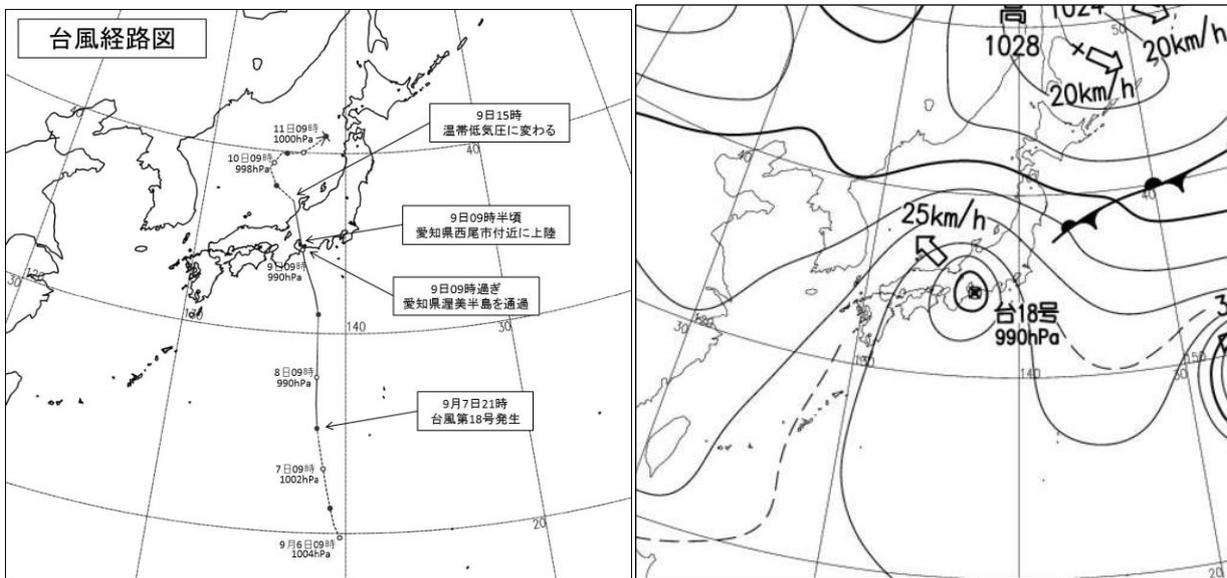
被害種別		被害の内容
人的被害	死者	1 名
	負傷者	3 名
住宅被害	床上浸水	240 棟（大規模半壊 131 世帯／半壊 109 世帯）
	床下浸水	253 棟
道路	町道 1-10 号線（下小橋地内）	防護策・土留倒壊 L=51m
	町道 2282 号線（大歩地内）	路肩・カルパート崩壊 L=10m
	冠水	34 か所
河川	一級河川宮戸川	古河値内において決壊
	準用河川染谷川	排水機上浸水による機器故障
		本河：上小橋地内越水 放水路：下小橋地先法面崩れ
下水道	公共下水道	中継ポンプ故障
		9 月 10 日 山神町地内（9-2 処理区分/1 事業所） 9 月 18 日 復旧
		9 月 10 日 さくらの森 （4 処理区分/4 世帯、2 事業所） 復旧作業中
	境第 4 地区集落排水処理施設	9 月 10 日 浸水により雨天停止 9 月 18 日 稲尾地区（53 世帯復旧） 9 月 22 日 志鳥地区（82 世帯）
農畜産物被害状況	水稲	388ha（4 億 1768 万円）
	大豆	16.9ha（595 万円）
	そば	44.6ha（745 万円）
	野菜類	11.4ha（1857 万円）
	肉用牛（死亡）	144 頭（1 億 8122 万円）
車両被害	水没車両	330 台（境自動車組合のみ）

出典：広報さかい災害臨時特集号（平成 28 年 1 月）



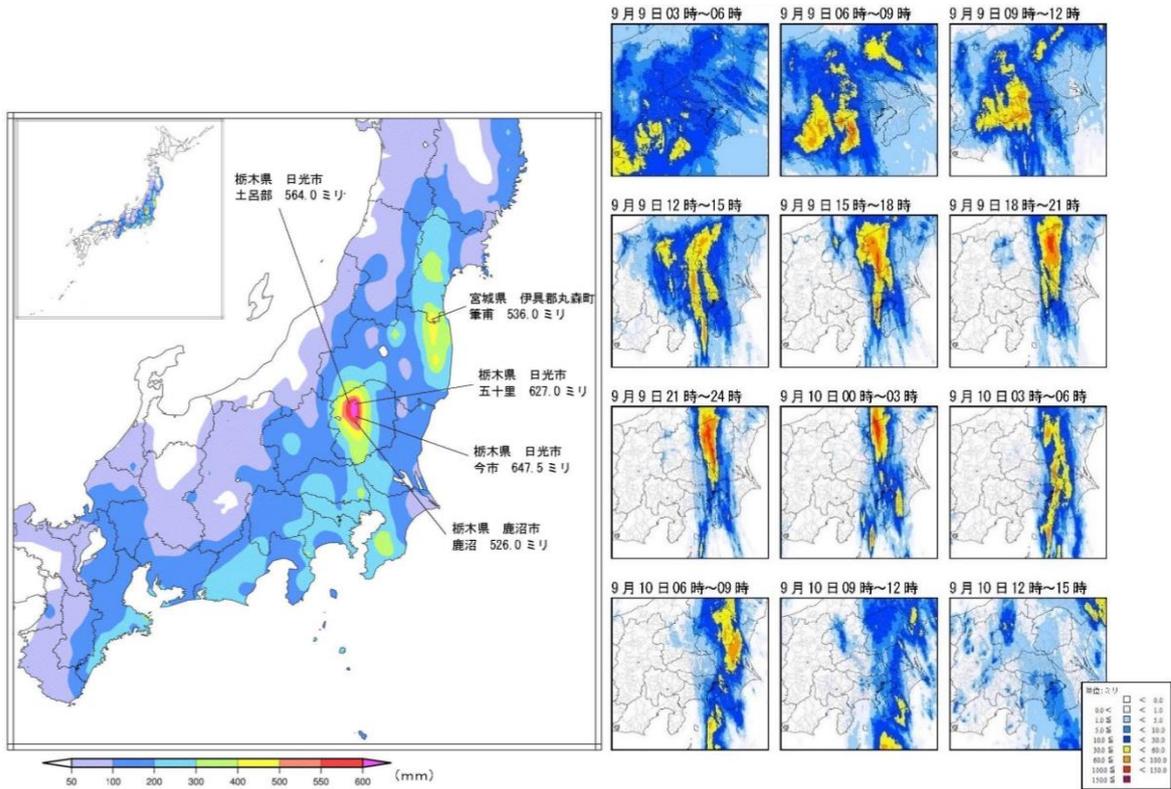
(2) 気象状況

① 台風経路図・天気図



左：台風経路図／右：天気図（9月9日09時）

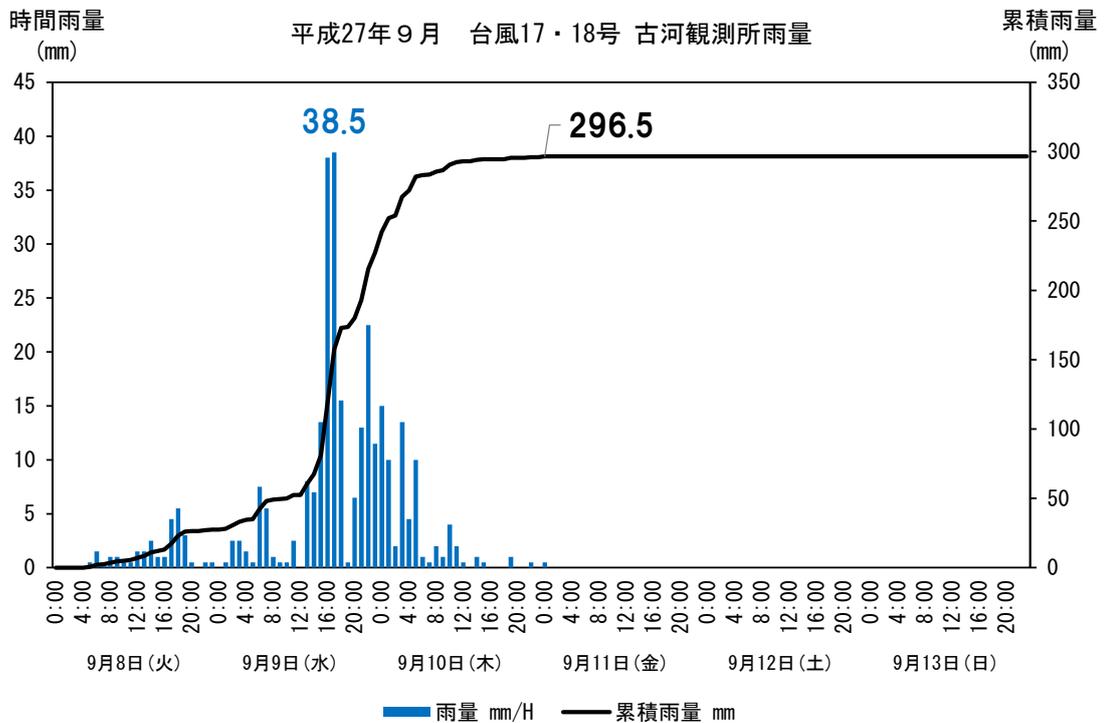
②降水量分布図・解析雨量による3時間降水量分布図（9月9日～10日関東地方の大雨）



左：総降水量分布図（9月7日～11日）／右：解析雨量による3時間降水量分布図

出典：気象庁「災害時気象報告 平成27年9月関東・東北豪雨及び平成27年台風第18号による大雨等（平成27年12月）」

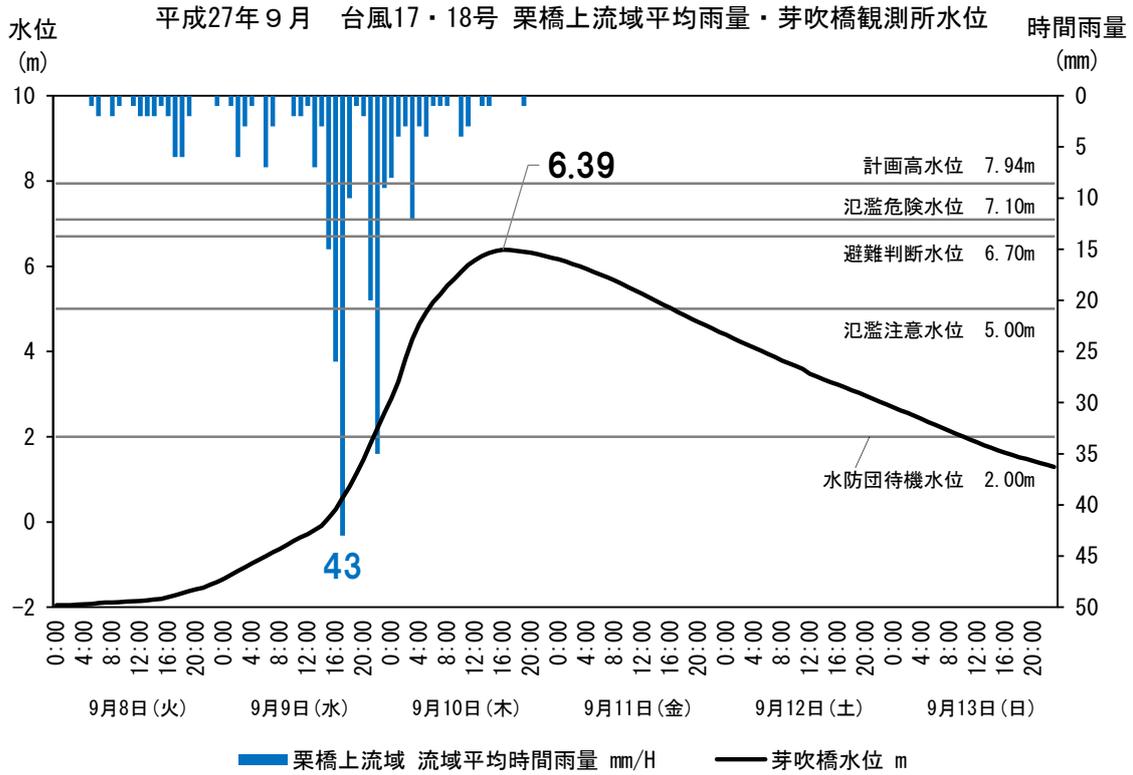
③境町の雨量（古河観測所雨量）



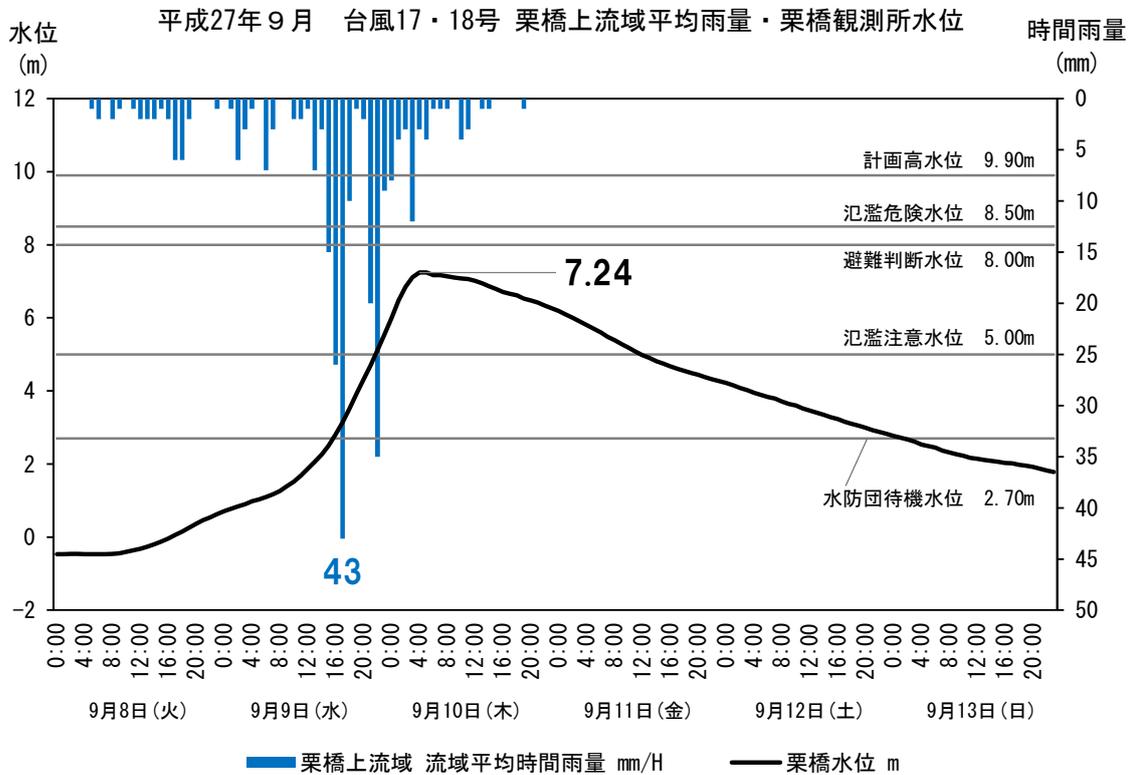
出典：国土交通省「水文水質データベース」を基に作成

④各水位観測所の雨量と水位変動

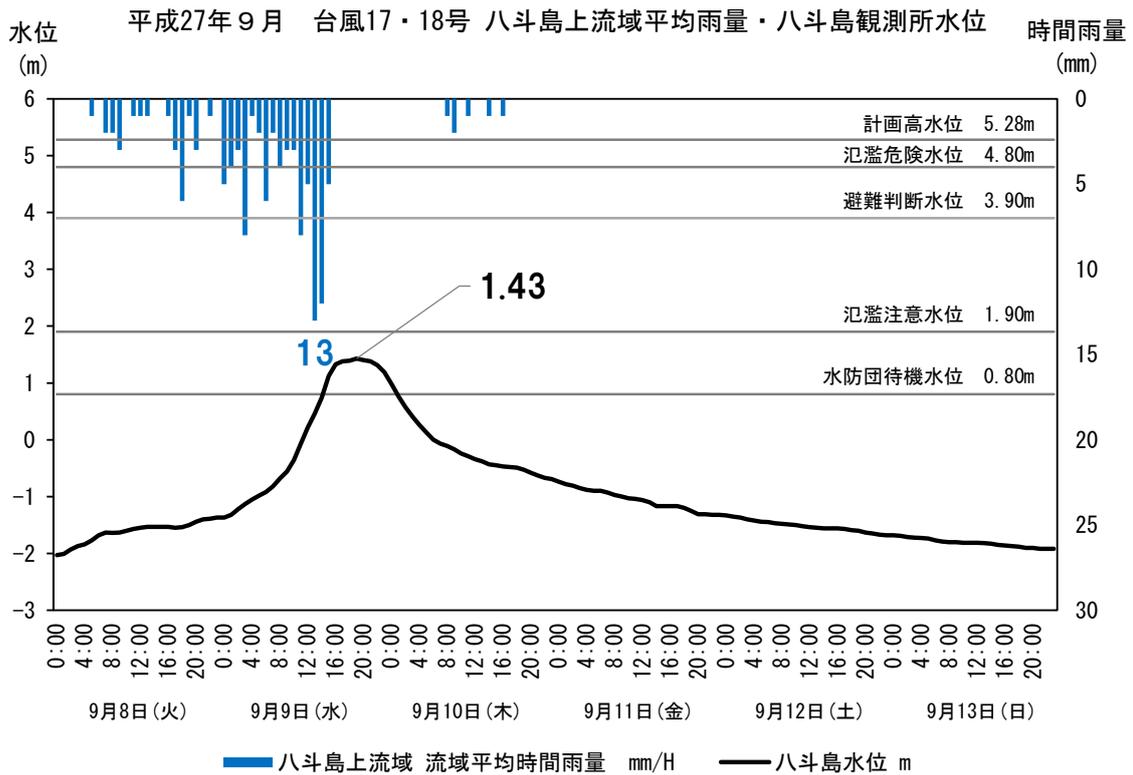
○栗橋上流域平均雨量・芽吹橋観測所水位



○栗橋上流域平均雨量・栗橋観測所水位

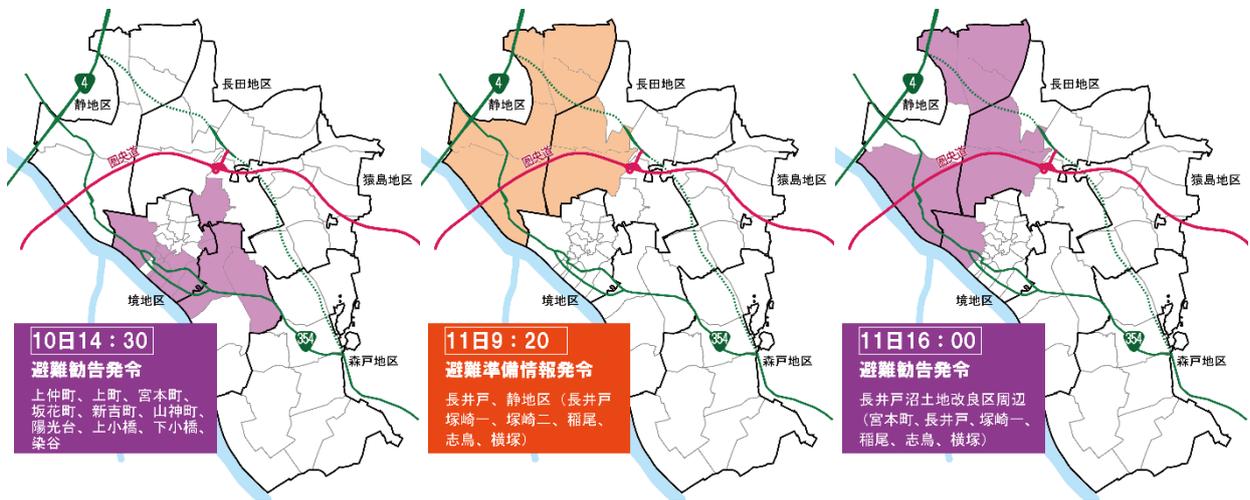


○八斗島上流域平均雨量・八斗島観測所水位



出典：国土交通省「水文水質データベース」を基に作成

(3) 避難情報の発令対象エリアと発令時間

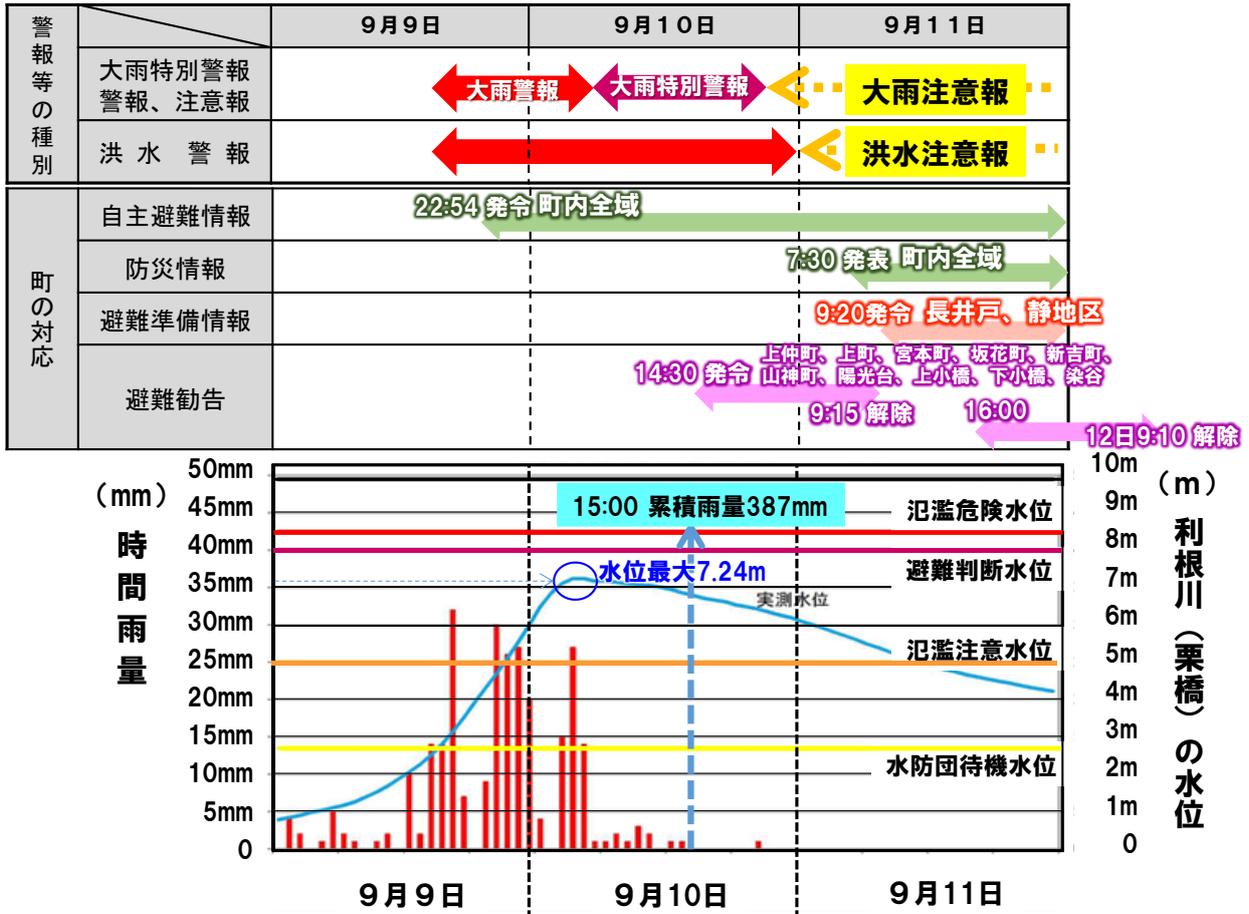


## (4) 災害の概況と町の対応

日付	時刻	事象・洪水予報等	災害対策本部等
9月8日	13:29	境町に大雨注意報	-
9月9日	15:16	境町に洪水注意報	-
	16:36	境町に大雨警報、洪水警報	-
	17:00	住民からの通報（道路冠水）の殺到	-
	20:00	染谷川越水（陽光台地先）	・一斉メールによる部課長の招集
	20:43	-	・道路冠水情報（エリアメール）配信
	21:00	町内各所で道路が冠水	災害対策本部設置
	22:00	ニュース番組による染谷川越水情報の放送	-
	22:54	-	自主避難情報発令（町内全域） ・避難勧告の発令を検討（夜間避難の危険性を考慮） ・現段階での屋外への避難の危険性を伝えた上で、①庁舎、②中央公民館を一時避難所として開設したことを伝達 ・浸水が深い地域の住民向けに、ボートでの避難支援を実施していることを伝達
	23:00	-	・避難所開設 ・自衛隊に支援を要請 （急を要するため、町長判断により直接要請）
23:40	利根川上流部氾濫注意情報 「9日21時50分頃に、氾濫注意水位に到達」【栗橋水位観測所】	-	
9月10日	0:00	宮戸川左岸決壊（古河市久能地先）	-
	5:00	町内の広範囲で50cmを超える浸水	-
	5:49	-	・道路冠水情報（エリアメール）配信
	7:30	-	第1回災害対策本部会議 ・町内小・中学校の休校、町内イベントの延期及び中止を決定 ・議会全員協議会開催、議事日程の延期を決定 ・水陸両用車（アゴ）による肉用牛の救出要請を決定
	7:45	茨城県に大雨特別警報	
	14:30	-	避難勧告発令 （上仲町、上町、宮本町、坂花町、新吉町、山神町、陽光台、上小橋、下小橋、染谷【対象世帯：464世帯、対象人数：1,282人】） ・宮戸川の水を利根川に排水できなくなったため。浸水深は最大で5m弱
	17:30	-	第2回災害対策本部会議
20:09	境町に大雨注意報	-	
9月11日	0:15	境町に洪水注意報	-
	7:30	-	防災情報発表（町内全域） ・町内の現況を住民に伝達（外出時の注意を促す。）
	9:15	-	避難勧告解除 （上仲町、上町、宮本町、坂花町、新吉町、山神町、陽光台、上小橋、下小橋、染谷【対象世帯：464世帯、対象人数：1,282人】）
	9:20	-	避難準備情報発令 （長井戸、静地区（長井戸、塚崎一、塚崎二、稲尾、志島、横塚【対象世帯：1,967世帯、対象人数：4,949人】） ・宮戸川の氾濫により、長井戸沼土地改良区の水位が上昇したため
	13:30	-	第3回災害対策本部会議
	16:00	-	避難勧告発令 （長井戸沼土地改良区周辺（宮本町、長井戸、塚崎一、稲尾、志島、横塚【対象世帯：173世帯、対象人数：318人】） ・宮戸川の氾濫により、長井戸沼土地改良区の水位が上昇したため
9月12日	9:00	-	第4回災害対策本部会議
	9:10	-	避難勧告解除 （長井戸沼土地改良区周辺（宮本町、長井戸、塚崎一、稲尾、志島、横塚【対象世帯：173世帯、対象人数：

日付	時刻	事象・洪水予報等	災害対策本部等
			318人】)
	17:00		ボランティアセンター開設(社会福祉協議会)
	20:00		国交省排水ポンプ車1台目到着
	22:00		ふるさとチョイス災害ページに掲載
	23:00		国交省排水ポンプ車ポンプアップ開始
			第5回災害対策本部会議(書面)
日付	時刻	災害対策本部等会議	行方不明者捜索・応急復旧作業等
9月13日	8:00		冠水箇所の消毒開始
			長井戸地区洪水被害地域学校パトロール
			床上浸水家屋消毒開始
			第6回災害対策本部会議(書面)
9月14日	12:00	第7回災害対策本部会議 行方不明者捜索本部設置	行方不明者情報入手
	13:00		行方不明者消防団等捜索開始、水陸両用車出動
			災害廃棄物会議(県庁)
	17:00		国交省、排水ポンプ車2台目配備
			冠水地域の小中学生のバス送迎開始
9月15日	10:00		行方不明者の防災ヘリ、水陸両用車捜索
	11:30		完遂・立入禁止等看板撤去作業開始
			水路等のごみ回収作業開始 道路陥没箇所の確認および補修開始
	17:30		区長会へ現況報告(被害状況等報告) 古河市宮戸川決壊修復工事仮完了予定
9月16日	6:00		行方不明者の自転車発見
			第8回災害対策本部会議
	10:00		行方不明者捜索本部会議
	15:40		行方不明者発見(横塚:長井土沼)
	16:30		行方不明者捜索本部解散 消防団等捜索隊解散
			第9回災害対策本部会議
			災害義援金の口座開設 災害被害状況の確認・稲わら除去作業開始
9月17日			第10回災害対策本部会議
	14:00		ホームックから洗浄機20台寄贈受け (後日町民へ貸出開始)
	19:00~ 21:43		宮戸川決壊地点の水位再上昇の報告 19:30 境工事事務所、状況確認 19:45 長井戸地区土地改良区水門全開依頼 20:41 長井戸地区土地改良区水門全開報告 21:43 宮戸川水位が安定した旨報告受け
9月18日	0:30	国交省と排水ポンプ車撤退協議 通行止めとなっている主要道路 長井戸一塚崎1-3号線の復旧を指示	
			第11回災害対策本部会議
9月19日			罹災証明書申請の受付開始
9月24日			第12回災害対策本部会議
	17:30		区長会(被災行政区)説明会 ・被害状況 ・補正予算の概要 ・県の支援対策 ・各課支援事業資料配布
			茨城県行政書士会無料相談開始(~10/7)
9月25日			被災者へ災害救助法・被災者生活再建支援法の資料を配布
9月30日			被災者向けプレミアム商品券先行販売 土のうステーションの追加を指示 長田地区への防災倉庫の設置を指示
10月1日			被災者向けプレミアム商品券4500万円分発売
10月2日			避難所(中央公民館)の閉所:2名
10月4日			被災者説明会開催
			平成27年第2回臨時議会
			豪雨に伴う水害復旧費8億6,263万円を全会一致で可決

< 気象と利根川の水位及び町の対応の関係 >



< 流域雨量指数の予測値と町の対応の関係 (9/9 ~ 9/10) >



大雨が継続していた場合、

明け方に宮戸川が氾濫した可能性が大 ➡ 避難行動・経路に影響

## (5) 主なアンケート結果

目的：洪水に対する町民の意識と、豪雨災害にどのように対応したかの実態把握のため

調査票名：境町の洪水に関する住民意識調査

調査対象：境町に居住し、町内会に加入している全世帯（6,007世帯）

調査実施期間：平成29年10月1日～平成29年10月20日

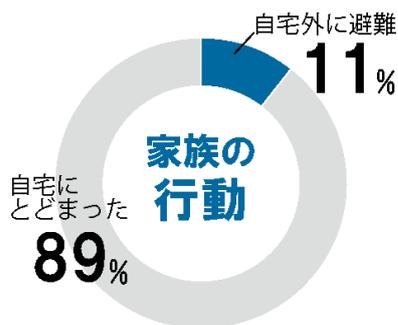
調査方法：境町の行政区経由による質問票の配付・回収

回収数／配布数：5,035票／6,007票（83.8%）

## ①避難率（当日の対応行動）

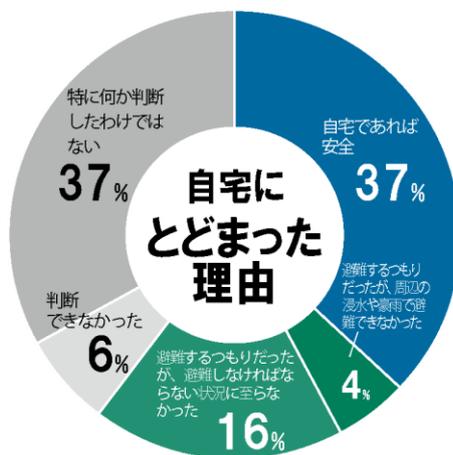
本アンケートでは避難したかどうかの調査はしておらず、当日の対応行動についての調査となる。

89%の方が「家族全員で自宅にとどまった」と回答しており、「家族全員で自宅外へ避難した」や「家族の一部が自宅外へ避難した」という世帯の割合は11%に満たない。ほとんどの住民が自宅にとどまったことが把握できる。



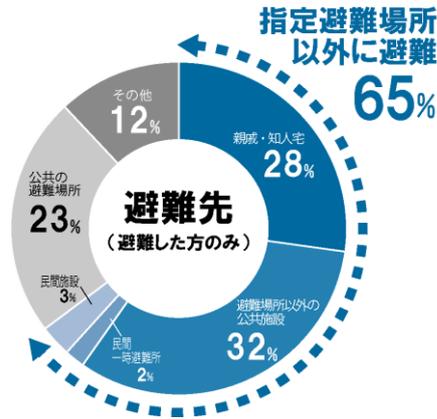
## ※自宅にとどまった理由について

「特に何か判断したわけではなく、結果として自宅にとどまった」割合が4割近くあった。何かしらの判断のもと、とどまった理由としては「自宅であれば安全と考え、自宅にとどまった」と判断した割合が4割近くであった。避難するつもりがあったものの「…周辺の浸水や豪雨で避難できないと考え、自宅にとどまった」や「…避難しなければならないような状況に至らなかったため、自宅にとどまった」といった状況判断によって自宅にとどまった割合は2割程であった。



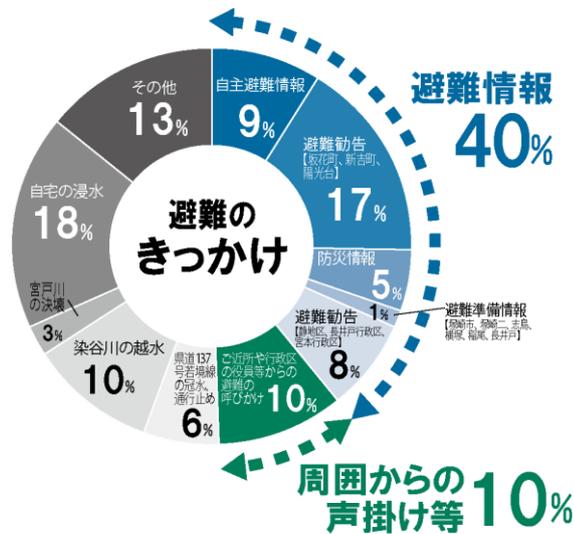
## ②避難先

指定避難場所以外に避難した方が65%、指定避難場所へ避難した方は23%となった。



## ③避難のきっかけ

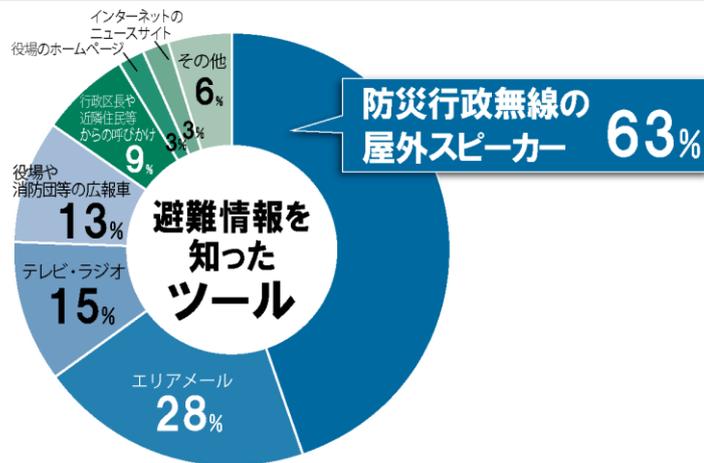
①の当日の対応行動で、地震や家族が自宅外に避難した方を対象に避難を開始した理由について調査したところ、避難情報をきっかけとして避難した人の割合が40%と高くなっている。周囲からの声掛け等による避難は10%となっている。また、自宅が浸水し始めてから避難を開始した方が多く、避難情報のタイミングを逸している住民が多いことが伺える。



## ④情報の取得方法

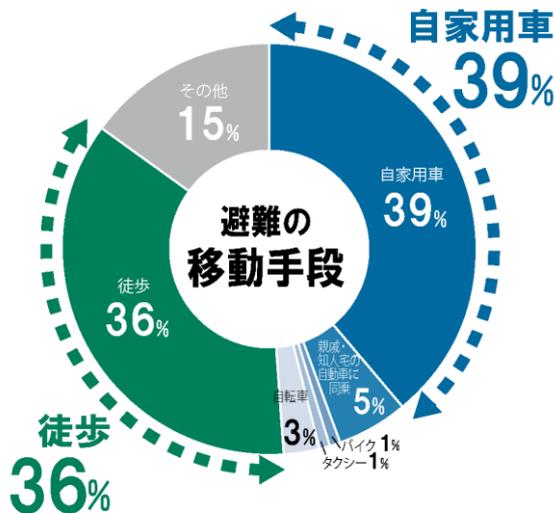
町は、5回にわたり避難を呼びかける情報を発令した。いずれかの情報を1つでも入手できた（内容の理解の可否は問わない）方を対象として、どのような手段で情報入手したかを調査したところ、「防災行政無線の屋外スピーカー」が最も多く、次に「緊急エリアメール」や「テレビ・ラジオ」といったメディア媒体を介した入手が多くなっている。

9月9日	22:54	自主避難情報発令
9月10日	14:30	避難勧告発令
9月11日	7:30	町内の現況を伝える防災情報発表
	9:20	避難準備情報発令
	16:00	避難勧告発令



## ③避難の手段

利根川氾濫時に自宅以外の場所に避難する意向のある人の避難手段の意向をみると、境町全体の6割近くの方は「自宅の自動車」を選ぶ意向を持っている。また、4割近くの方は「徒歩」の意向を持っており、避難手段の割合のほとんどはこの両者が占めている。



## 15-3 広域避難：令和元年10月 東日本台風

町は、東日本台風<sup>\*1</sup>において、上流域での広範な豪雨により、想定するタイムラインを遥かに超える速さで利根川の水位が上昇し、水位観測所（栗橋）で氾濫危険水位を越え、計画高にあと30cmと迫る9.6mに達し、72年振りとなる利根川氾濫の危機に接し、町内全域に対し「避難勧告」を、利根川沿川22行政区に対し「避難指示」を発令した。幸いにも利根川の氾濫は免れたものの、全国初となる広域避難を実施した。

また、県西地区の雨が関東・東北豪雨時の約半分（189mm/24h）の雨量であったことも幸いし、内水氾濫を免れることができた。

<sup>\*1</sup>東日本台風：

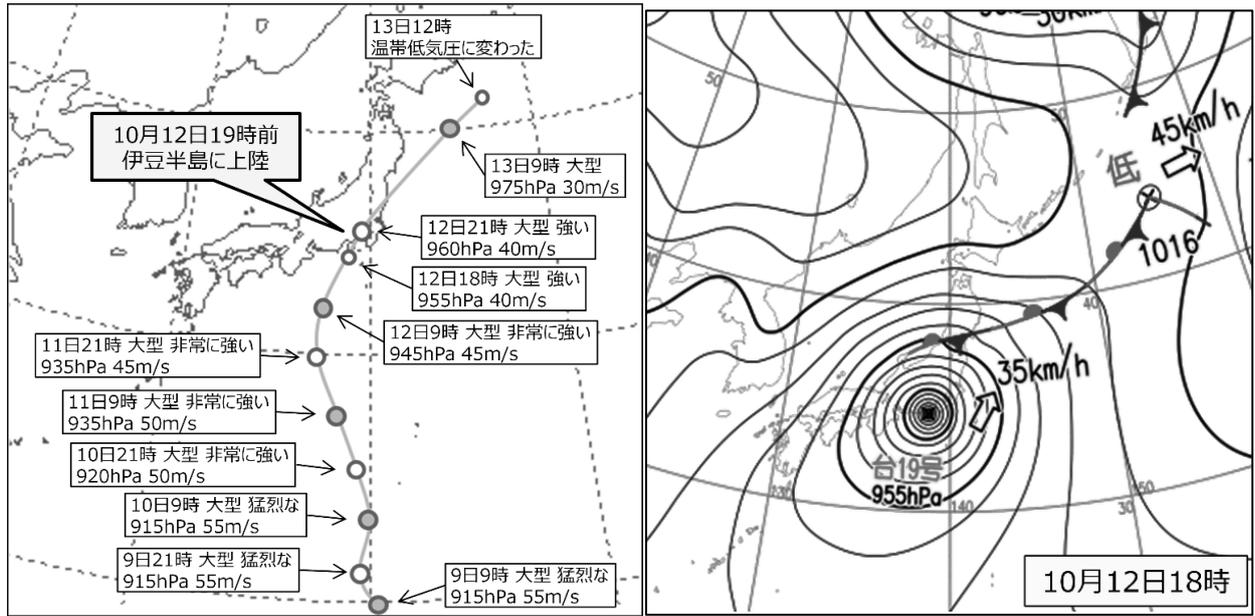
大型で猛烈な勢力のまま日本に上陸した台風19号の影響により、関東甲信越、東北を中心に広範囲に記録的な大雨を降らせ、那珂川、久慈川、千曲川などの国・都道府県管理の河川の決壊71河川135か所、越水271河川、住家等の全壊3,229棟、半壊28,107棟、床上7,524棟、床下21,549棟となり、台風による犠牲者は、昭和54年以来、40年振りとなる100人を超えた。

## (1) 被害状況

発生年月日	災害区分	被害状況						災害対策本部の設置状況	
		人的被害	避難対象	避難者数	浸水 家屋倒壊等	水没 車数	災害廃棄物		
令和1.10.12	外水氾濫 ※未発生	怪我：1名 ※右足骨折	全世帯 約24,000名	約7,900名 ----- 広域避難： 約6,500名 自主避難： 約3,500名	床上 床下 計	4軒 74軒 78軒	4台	不明	設置

(2) 気象状況

① 台風経路図・天気図

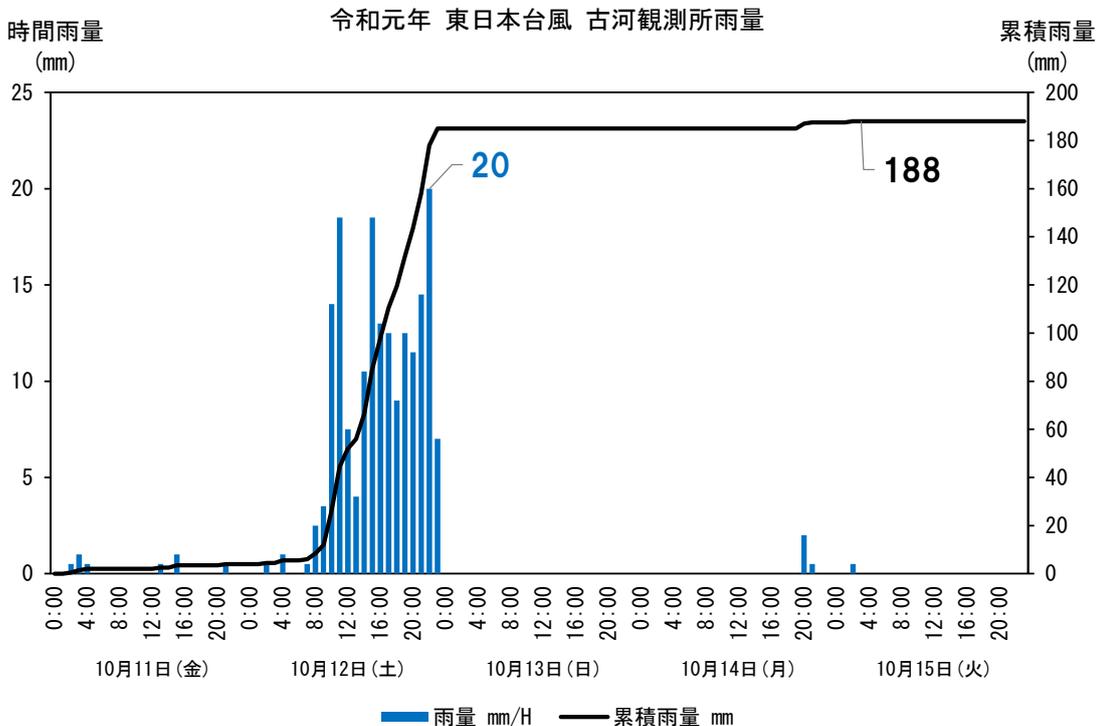


左：台風経路図／右：天気図（上陸直前）

出典：気象庁「災害時気象報告 令和元年東日本台風等による10月10日から10月26日にかけての大雨・暴風等（令和2年3月）」

② 境町の雨量（古河観測所の雨量）

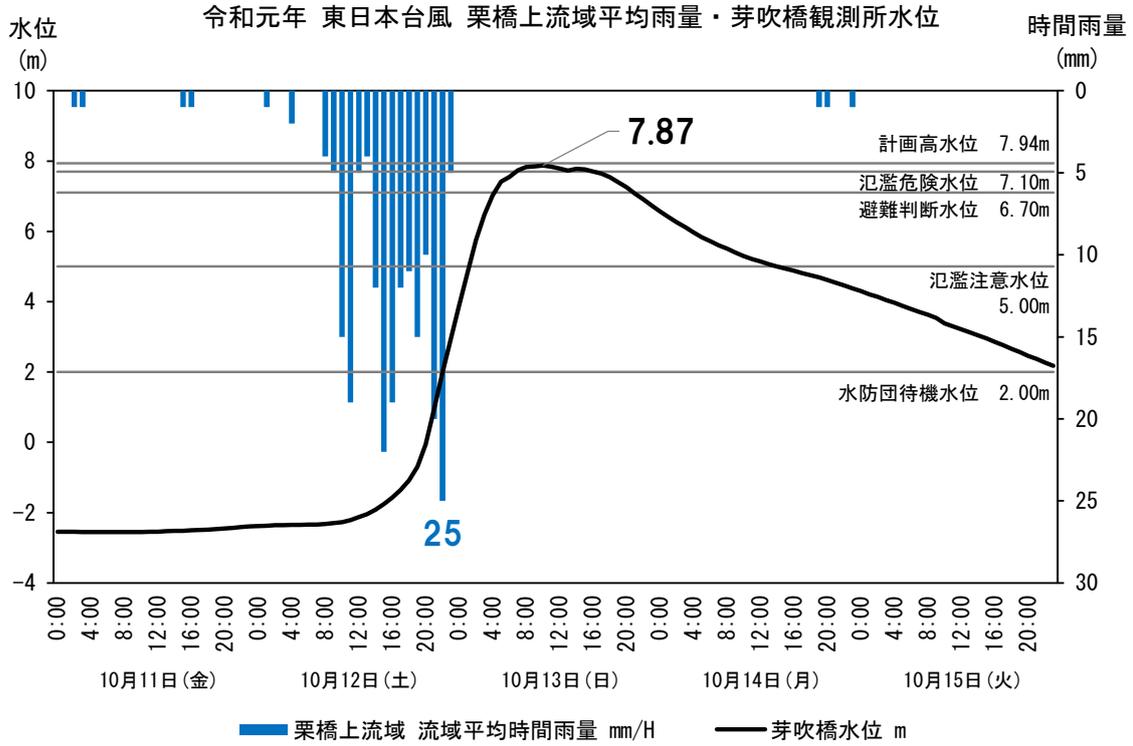
町では、1時間の最大雨量が34mm、3日間（実質24時間）の累計雨量が189mm（関東・東北豪雨の半分）であったが、利根川水位のピーク時には境町の雨が止んだため、内水氾濫に至らず避難行動への影響を免れた。



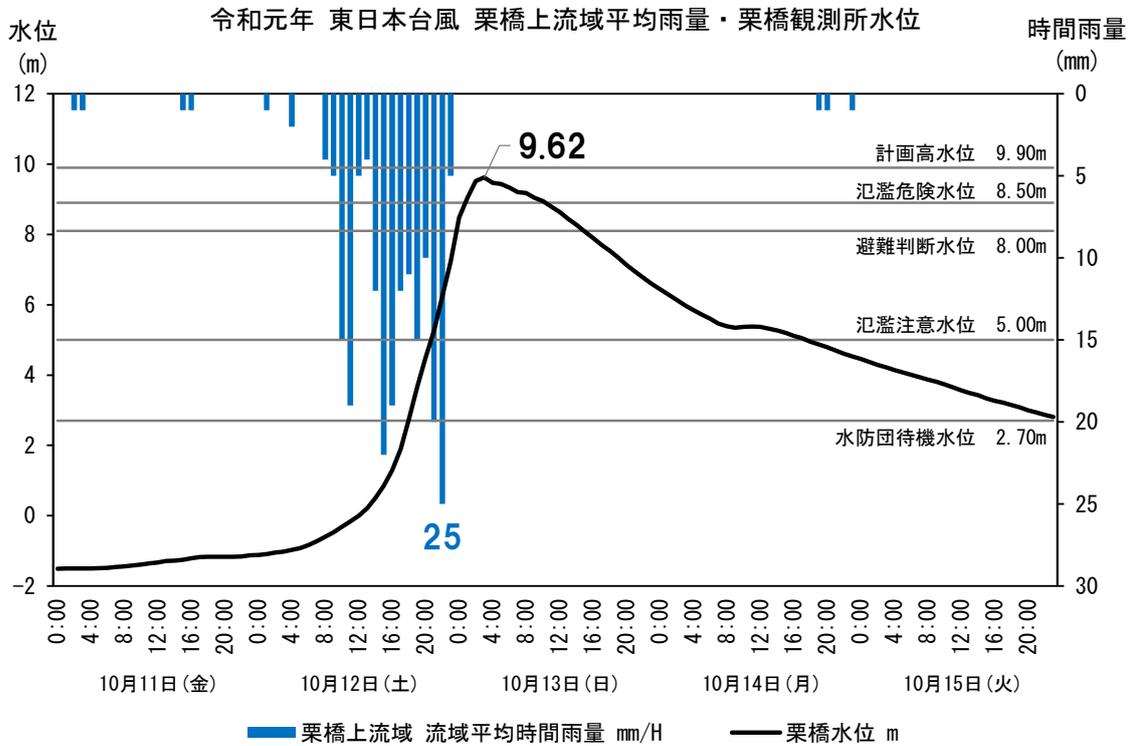
出典：国土交通省「水文水質データベース」を基に作成

③各水位観測所の雨量と水位変動

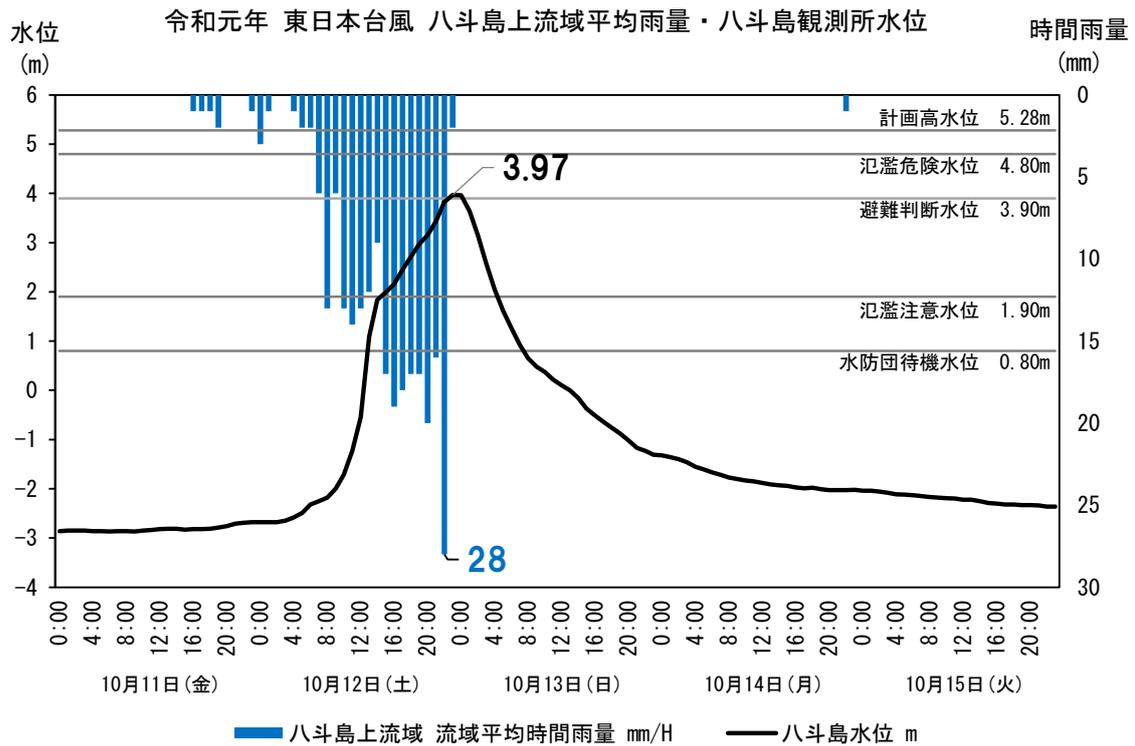
○栗橋上流域平均雨量・芽吹橋観測所水位



○栗橋上流域平均雨量・栗橋観測所水位

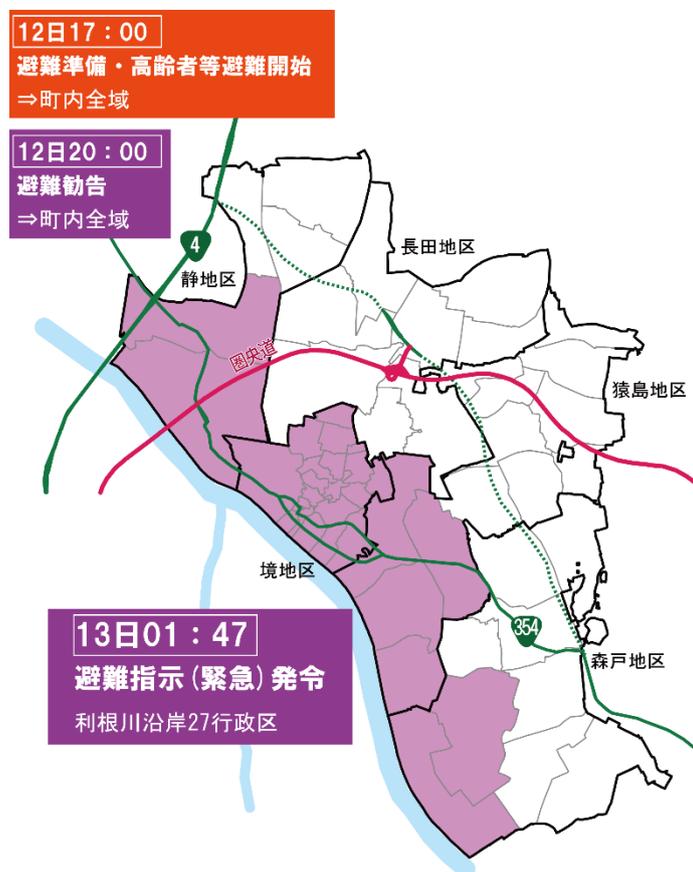


○八斗島上流域平均雨量・八斗島観測所水位



出典：国土交通省「水文水質データベース」を基に作成

(3) 避難情報の発令



## (4) 災害の概況と町の対応

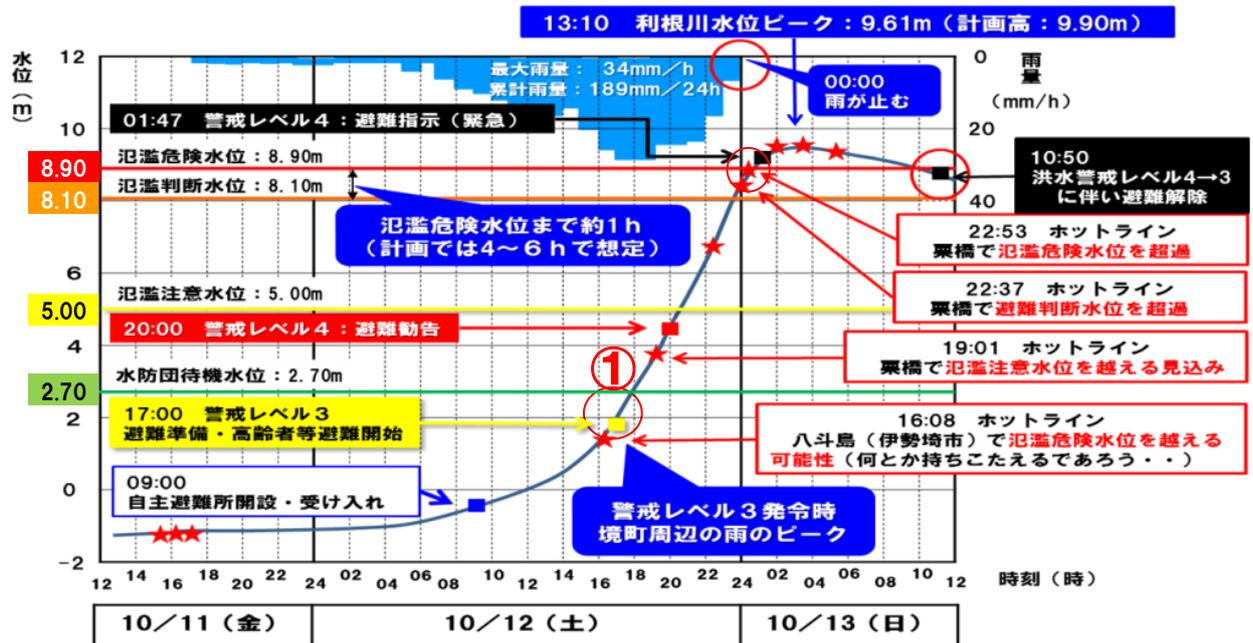
町は、16時6分の利根川上流河川事務所からのホットラインをトリガーに、本部長が決心し、広域避難体制に移行した。翌朝3時に水位のピークを迎え、幸いにも氾濫を免れた。しかし、翌日が晴天となったため、避難解除の目安である避難判断水位に至る前に多くの避難者が帰宅した。

日付	時刻	事象・洪水予報等	災害対策本部	対応及び避難行動等	
10月12日	06:20～	- 大雨・雷・強風・洪水注意報	09:00 災害対策連絡室設置	・初動対応チームミーティング ・自主避難所開設（2か所）	
	10:18～	- 大雨（浸水害）・洪水・暴風警報	10:18 特別警戒本部設置	・町内9か所通行止め ・避難者14世帯43名	
	14:30～	14:30 利根川洪水予報1号 「氾濫注意情報」（八斗島）			
	16:05～	16:08 #1利根上ホットライン 八斗島観測所20時頃避難判断水位に達し氾濫危険水位を超える可能性	-	-	-
			16:15 #1災害対策本部会議 「広域避難決心」	・16:15～ 19:30までに各行政区長を通じバスによる避難希望者を把握 ・17:00 バス協会貸切委員会県西支部へバス6台を配車要請 ・17:00～ 広域避難所等の開設（長田小・坂東総合高） ・17:30～ 消防団による巡回広報（避難要請） ・18:45～ 上記バス及び公用車を含め11台で避難者の輸送開始 ・19:00～ F特別養護老人ホーム120名、坂東市内所在の関連施設に自主的広域避難 ・22:30～ 町道3か所通行止め ・23:00現在 避難者数1,103名（役場、長田小、坂東総合高）	
	20:00～	-	-	20:00 警戒レベル4「避難勧告」（町内全域）	
		20:30	思川氾濫警戒情報（観見橋）		
		20:40	利根川（栗橋）水防警報		
		21:20	利根川洪水予報2号 「氾濫注意（八斗橋・栗橋）」		
		21:30	渡良瀬川洪水予報2号 「氾濫注意情報（中里）」		
		21:40	利根川洪水予報3号 「氾濫警戒情報（八斗島）」		
	22:37～	22:30	渡良瀬川洪水予報3号 「氾濫警戒情報（乙女）」		
		22:37 #2利根上ホットライン 栗橋の水位が13日6時頃氾濫危険水位に達する可能性	-	-	
		22:40 #2災害対策本部会議 「広域避難に係る今後の体制（態勢）指針」	22:40		
23:00		思川氾濫危険情報（観見橋）			
23:40	23:40	渡良瀬川洪水予報4号 「氾濫危険情報（古河・乙女）」			
	23:53 #3利根上ホットライン 栗橋の水位が13日2時頃氾濫危険水位を超え、7時頃計画高超えの見込み	-	-		
	10月13日	00:10～	-	-	
10月13日	00:30	利根川洪水予報4号 「氾濫警戒情報」（栗橋）	00:10 #3災害対策本部会議 警戒レベル4「避難指示（緊急）」指針 ⇒利根川沿岸の家屋倒壊等氾濫想定区域の27行政区（4,853世帯13,114名）に対し「避難指示（緊急）」の発令を指針	・01:47～ 本部長（町長）自ら防災行政無線で町民に対し避難の呼びかけ ・01:47～ 総和工業高校に広域避難所を開設 ・01:47～ 消防団をもって利根川沿岸の27行政区に対し巡回広報（避難要請） ・03:00現在 避難者数1,789名（役場、長田小、坂東総合高、総和工業高） ・03:00～ T養護老人ホーム60名、バスにより総和工業高校に広域避難 ・05:00現在 避難者数2,151名（役場、長田小、坂東総合高、総和工業高）	
	00:50	利根川洪水予報5号 「氾濫危険情報」（栗橋）			
	00:52	#4利根上ホットライン 栗橋の水位が5時30分頃11mを超える見込み			
	01:30	渡良瀬川洪水予報5号 「氾濫危険情報（乙女）」	01:47 本部長による緊急放送 警戒レベル4「避難指示（緊急）」（利根川沿岸27行政区）		
	02:24	#5利根上ホットライン 栗橋の水位が13日3時頃計画高水位を超える見込み、更に上昇の可能性有			
	05:10	利根川洪水予報6号 「氾濫危険情報（栗橋）」			

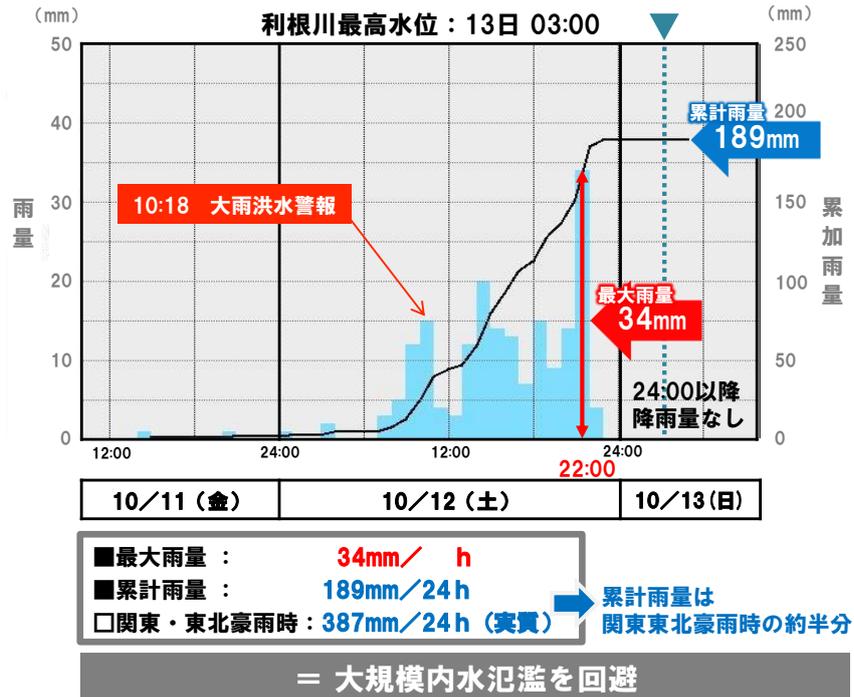
日付	時刻	事象・洪水予報等	災害対策本部	対応及び避難行動等	
	05:32 ～	#6 利根上ホットライン 栗橋の水位が避難判断水位 に下がるまで避難指示を解 除しないよう依頼	-	-	-
	10:50 ～	10:50 利根川洪水予報7号 「氾濫危険情報(栗橋)」 11:30 利根川(栗橋)水位情報 「避難判断水位」に低下	05:40 #4 災害対策本部会議 「避難指示等の解除要 件」についての指針 11:30 #5 災害対策本部会議 警戒レベル4「避難指示 (緊急)解除」について の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>05:40 各避難所に利根川の水位が危険な状態が続いているため、指示があるまで自宅に戻らないよう避難者に依頼</li> <li>06:00 現在 避難者数 3,232名 (最大避難者数) (役場 186名、長田小 852名、坂東総合高 1,352名、総和工業高 842名)</li> <li>11:30 警戒レベル4「避難指示(緊急)」の解除について周知</li> <li>12:00 各避難所に公用車(バス等5台)を配車し避難者の帰宅を支援</li> </ul>	

※避難所の避難者数は、避難者名簿に記載されたもののみを記載

<利根川水位等と避難情報発令のタイミング>



### < 境町の降雨量と内水氾濫への影響 >

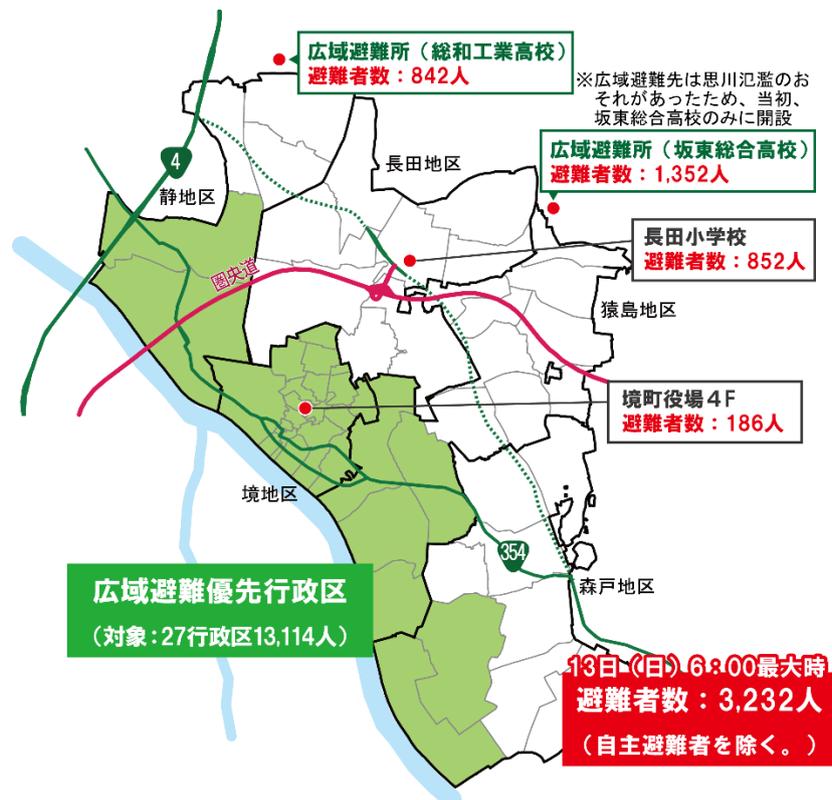


### (5) 避難実績

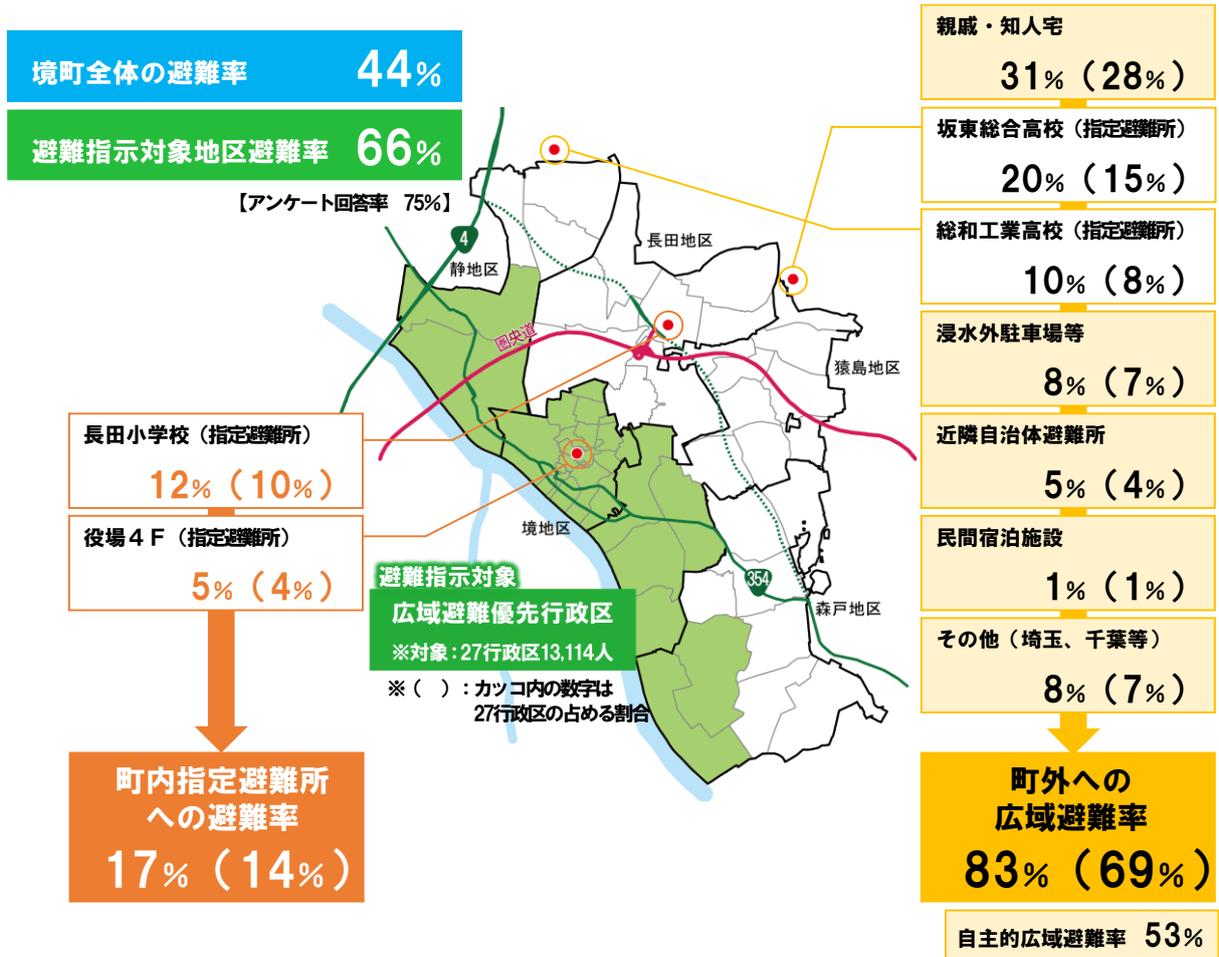
#### ①避難者名簿の集計結果

各避難所では、受付において避難者名簿に記載することなく、駐車場で避難をしている住民（アンケート結果約700人程度）も散見された。

また、各避難所において、保全のほか、施設の利用、備品の借用、設備の位置・使用など施設管理者による支援は不可欠である。



②アンケート結果による避難実績



(6) 主なアンケート結果

目的：令和元年10月に発生した台風19号において、住民に対して意識調査を実施し、工期避難の実態を把握して課題・教訓を導き出し、今後の防災業務へ反映するため。

調査対象：境町在住の住民（町内会加入者）(6,007世帯)

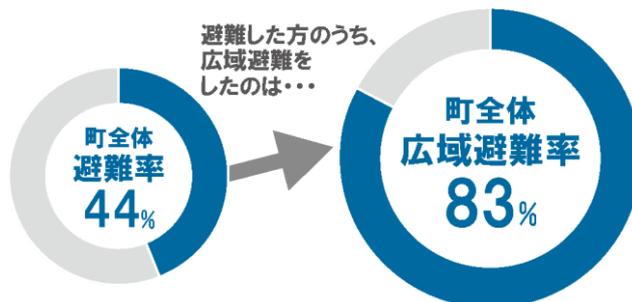
調査実施期間：令和元年12月13日～令和2年1月7日

調査方法：行政区ごとで各区長等を通じ、意識調査票を各世帯に配布、回答、回収

回収数／配布数：4,360世帯／6,007世帯 (75%)

①避難率

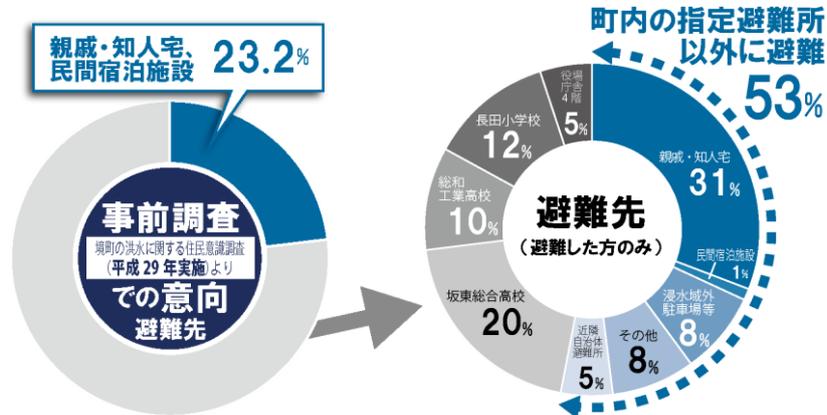
境町全体の44%（約7,100人）が避難した。そのうち83%（約5,900人）が広域避難した。



## ②避難先

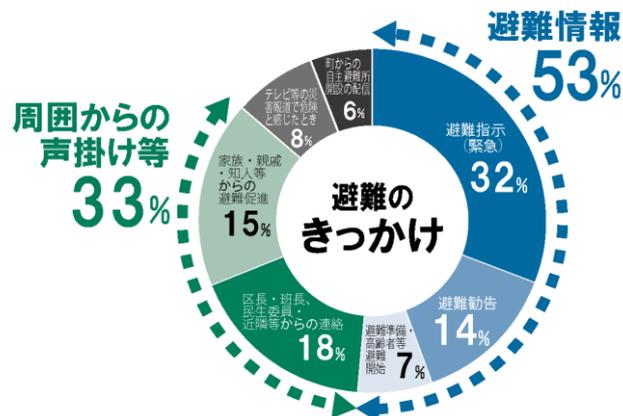
避難した方の53%が町内の指定避難所以外に自主避難した。

平成29年に実施した住民アンケートでは、親戚・知人宅等へ避難する意向を持つ方は23.2%だった。事前調査よりも多くの方が各自で避難先を確保している。



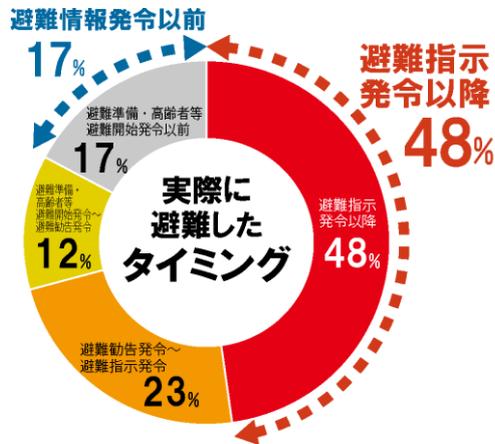
## ③避難のきっかけ

避難した方の53%が避難情報をきっかけに避難した。周囲からの声掛け等をきっかけに避難を決心した方も33%と多く、身近な人からの避難の誘いが有効だったことがわかる。



④避難のタイミング

避難した方の48%が避難指示発令以降に避難した。一方、17%の方は情報を待たず自主的に避難した。



⑤情報の取得方法

町民の31%が防災ラジオで避難勧告を知った。また、町防災アプリ「Sakainfo」で知った方の割合は少ないが、町民の78%が効果・必要性を感じていることがわかった。



#### 15-4 感染症対応：令和2年～ 新型コロナウイルス感染症

町は、新型コロナウイルス感染症<sup>※1</sup>の発生に伴い令和5年1月31日現在、感染者の累計が3,604人となった。その間、ワクチン接種の促進、先行的かつ広範にわたる各種対策事業の推進により拡大・重症化防止に努めた。現在は、感染症対策の基本（マスク着用、手指等の消毒、3密の回避、換気等）について概ね日常生活に定着し、これらの対策は、他の災害における避難所等の感染症対策としても有効である。

※1新型コロナウイルス感染症：

令和2年12月1日、最初の患者が中国武漢で原因不明の肺炎を発症した日とされており、以降、武漢で患者が増加し、12月31日にWHOに正式に報告された。人に感染する新たな新型コロナウイルス感染症（COVID-19）として全世界を席卷し、変異を繰り返して感染症による死者は、令和5年1月末現在、全世界で約6,811,531人（令和5年1月29日時点）、日本では約68,091人（令和5年1月31日時点）も発生し、未だ有効な治療薬は開発されていない。

出典：厚生労働省検疫所 FORTH「新型コロナウイルス感染症に係る世界の状況報告」  
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況について」

なお、国の方針により、令和5年5月8日以降、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第6条に基づく感染症の分類のうち、現在の「2類相当」から、季節性のインフルエンザと同じ「5類」に分類されることが決定された。

これにより、感染者への入院勧告、感染者や・濃厚接触者の外出制限がなくなり、また、緊急事態宣言がなくなるため、飲食店などの営業時間短縮要請、イベント等の入場制限が無くなり、将来的には、医療費、ワクチン接種が全額公費負担から、一部自己負担に変わる方向ではあるものの、3年を過ぎてようやく日常生活が戻りつつある。

感染症の分類は次表のとおりである。

<感染症法に基づく感染症の分類>

分類	指定されている感染症	感染症分類の考え方
1類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
2類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
3類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症
4類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱等	動物、飲食物等の物件を介して人に感染する感染症
5類感染症	インフルエンザ 性器クラミジア感染症等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことで発生・まん延を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	1 インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの 2 かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの

分類	指定されている感染症	感染症分類の考え方
指定感染症	※ 政令で指定 (現在は指定なし)	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3 類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

## (1) 国の対処方針に基づく対策 (措置)

町では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和2年2月21日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（事務局：危機管理部及び健康推進室（当時：現健康推進課））し、各部・課連携のもと、各所掌する症例に関し必要な対応を実施した。感染症法に基づく主な措置は次のとおりである。

## &lt;感染症法に基づく主な措置の概要&gt;

	新型インフルエンザ等感染症	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	指定感染症
規定されている疾病名	新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱等	結核・SARS・鳥インフルエンザ（H5N1）等	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス等	黄熱・鳥インフルエンザ（H5N1以外）等	インフルエンザ・性器クラミジア感染症等・梅毒等	※政令で指定（現在は該当なし）
疫病名の規定方法	法律	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	政令
疑似症患者への適用	○	○	○ (政令で定める感染症のみ)	—	—	—	具体的に適用する規定は、感染症毎に政令で規定
無症状病原体保有者への適用	○	○	—	—	—	—	
診断・死亡したときの医師による届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	○	○	○	○	○	—	
患者情報等の定点把握	—	—	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	○	
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○	
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○	—	—	
就業制限	○	○	○	○	—	—	
入院の勧告・措置	○	○	○	—	—	—	
検体の取去・採取等	○	○	○	—	—	—	
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等	○	○	○	○	○	—	
ねずみ、昆虫等の駆除	○(※)	○	○	○	○	—	
生活用水の使用制限	○(※)	○	○	○	—	—	
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	○(※)	○	—	—	—	—	
発生・実施する措置等の公表	○	—	—	—	—	—	
健康状態の報告、外出自粛等の要請	○	—	—	—	—	—	
都道府県による経過報告	○	—	—	—	—	—	

※ 感染症法 44 条の 4 に基づき政令が定められ、適用することとされた場合に適用（新型コロナウイルス感染症については適用なし）

出典：厚生労働省資料を基に作成

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「措置法」という。）に規定する国の基本的対処方針に基づく、「非常事態宣言」等の措置について、県からの要請内容及び町の対象期間は次のとおりである。

また、町は、第 7 波以降現在まで、県からの措置対象の市町村としての指定はない。

<措置法に基づく県の措置状況>

令和 5 年 1 月 31 日時点

茨城県の措置状況		第1波	第3波			第4波	第5波					第6波	第7波	第8波
措置期間		R2.4.16 ～5.14 ※1	R2.11.28 ～12.20	R2.12.27 ～R3.1.17	R3.1.18 ～2.22	R3.4.22 ～6.16	R3.7.30 ～8.5	R3.8.6 ～8.19	R3.8.8 ～8.19	R3.8.16 ～8.19	R3.8.20 ～9.30	R4.1.27 ～3.21	-	-
措置の種類		緊急事態宣言	感染拡大市町村		県独自の緊急自治宣言	感染拡大市町村	感染拡大市町村	県独自の緊急自治宣言	まん延防止等重点措置	茨城県非常事態宣言	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置	-	-
主な要請内容	県民向け	不要不急の外出自粛 (4.17～5.14) ※1	不要不急の外出自粛	不要不急の外出自粛 ※3	不要不急の外出自粛	不要不急の外出自粛(会食:家族以外は4人まで)	不要不急の外出自粛(会食:家族以外は4人まで)	不要不急の外出自粛(会食:家族以外は4人まで)	不要不急の外出自粛(会食:家族以外は4人まで)	外食は控え、テイクアウト	不要不急の外出自粛(会食:家族以外は4人まで)	会食:同一テーブル4人まで ※4	制限なし	制限なし
	事業者向け	対象施設の休業 (4.18～5.14) ※1	飲食店の営業時間短縮 (11.30～12.20)	飲食店の営業時間短縮 (1.6～1.17)	飲食店の営業時間短縮	飲食店の営業時間短縮	飲食店の営業時間短縮	飲食店の営業時間短縮	飲食店などの営業時間短縮・酒類提供停止・カラオケ利用停止	商業施設の入場制限:通常時の2分の1	飲食店などの営業時間短縮・酒類提供停止・カラオケ利用停止	飲食店の営業時間短縮(選択により酒類提供停止)	制限なし	制限なし
境町の要請期間		4.17～5.14 ※2	11.28～12.13 ※2	1.13～1.17 ※3	1.18～2.22	5.13～5.26	7.30～8.5	8.6～8.7	8.8～8.19	8.16～9.19	8.20～9.30	1.27～3.21	制限なし	制限なし

※ 1 R 2 / 4 / 16～全国に宣言地域が拡大、4 / 17 要請内容を発表（休業は 4 / 18～）

5 / 15～6 / 7 の間、宣言解除後も休業等を要請（Stage 1 まで段階的に対象施設等を緩和）

※ 2 営業時間短縮は R 2 / 11 / 30～

※ 3 R 3 / 1 / 7～17 の間、県内全域に外出自粛を要請

※ 4 R 4 / 1 / 7～26 の間は、県内全域に「同一テーブル 4 人まで（ただし、ワクチン 2 回接種済み又は検査陰性であることを確認できる場合、5 人以上も可能）」を要請

## (2) 陽性者の発生状況及び推移

感染症発生当初の主流であったデルタ株は、重症化リスクが高く、ワクチンの開発・接種前には、医療・経済の逼迫など危機的状況であった。そのため、町は、古河保健所等と連携し、事務局により日々の陽性者の発生状況等について掌握し、町のホームページに掲載して町民へ周知するとともに、発生状況に応じ必要な場合には防災行政無線や防災アプリにより直接注意を促し、各種対策事業へ反映した。

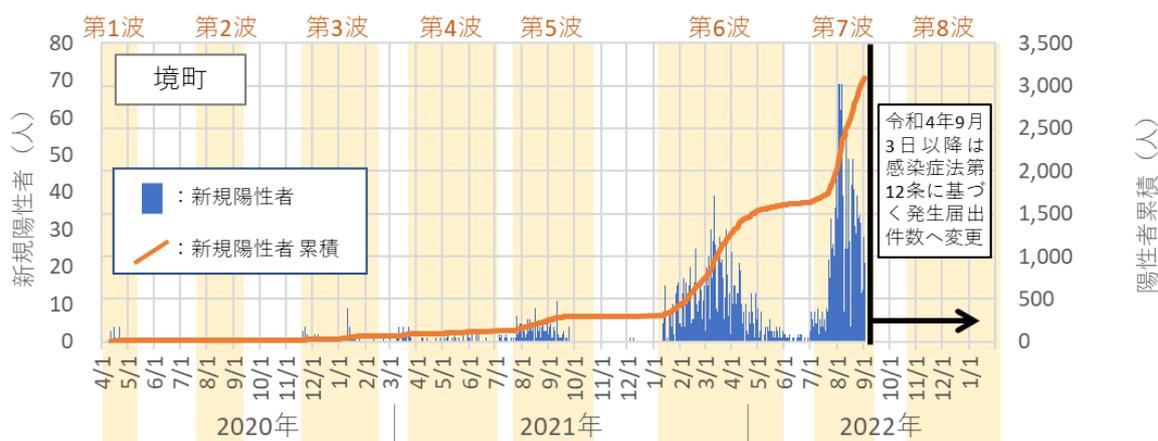
なお、現在主流であるオミクロン株については、感染率は高いものの、重傷者率が低く、ワクチンの普及効果と相まって、逐次規制が緩和された。そのため、令和 4 年 9 月 3 日以降、発生届要領の変更により、保健所による全感染者・濃厚接触者を対象とした個人の特定・報告・管理から、65 歳以上の高齢者や重症化リスクが医師により認められ、医療機関から報告のあった住民等のみが対象となり、計上された数値は、一律では比較できない。

## &lt; 境町月別発生状況 &gt;

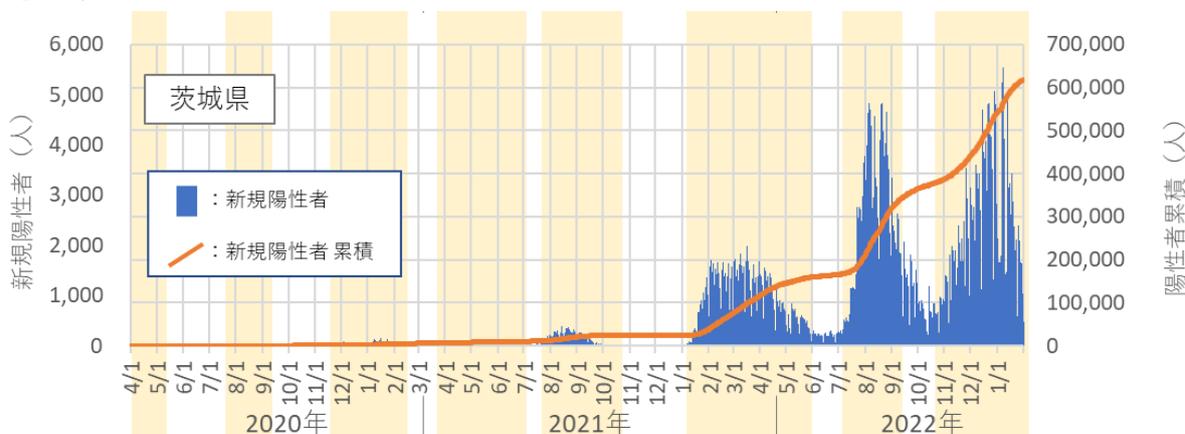
令和2年4月11日～令和5年1月31日

年	月	人数	年合計	食糧支援	波別人数			
R2	1月		35人		1波	R2.3 ～ R2.5	13人	
	2月							
	3月							
	4月	13						
	5月							
	6月							
	7月							
	8月	1						
	9月							
	10月							
	11月	14						
	12月	7						
R3	1月	27	265人		3波	R2.10 ～ R33.3	79人	
	2月	2						
	3月	29						
	4月	5						
	5月	13						
	6月	13						
	7月	36						
	8月	80						
	9月	58						
	10月	0						
	11月	0						
	12月	2						
R4	1月	128	2,793人 (9月2日まで)	※2月16日開始	6波	R4.1 ～ R4.6	1,329人	
	2月	309						22件 74人
	3月	521						96件 381人
	4月	270						32件 126人
	5月	75						6件 23人
	6月	26						8件 25人
	7月	382			50件 190人	7波	R4.7 ～ R4.10	1,560人
	8月	1040			135件 481人			
	9月	42			32件 98人			
	9月3日以降※	82				8波	R4.11 ～	415人
	10月	14			8件 20人			
	11月	86			4件 16人			
	12月	163			※11月11日より一時休止			
	R5	1月			166	166人		
合計	R2.4.11 ～R4.9.2	3,093人	3,604人	393件 1,434人	※R4年9月3日以降、発生届の変更により65歳以上の高齢者や重症化リスクが医師により認められた方等が対象			
	R4.9.3～	511人※						

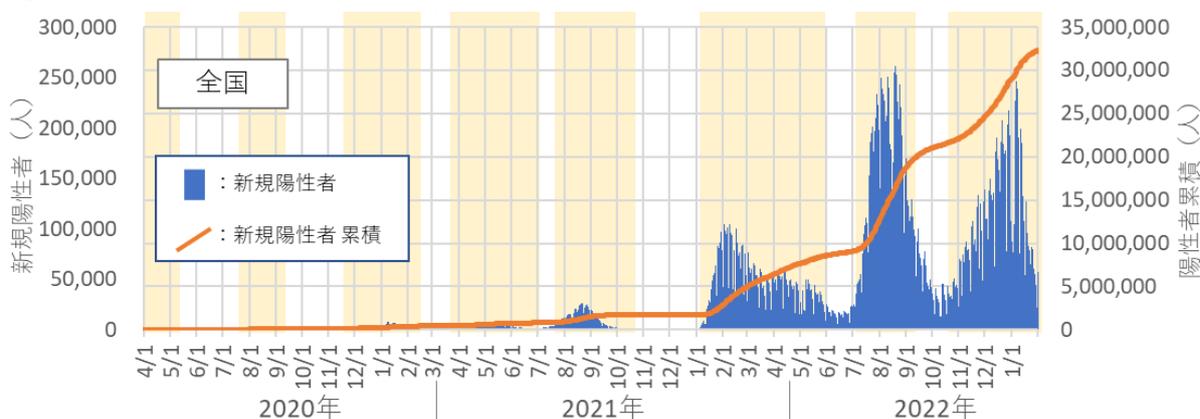
## ①境町



## ②茨城県



## ③全国



出典：厚生労働省オープンデータ、茨城県公表資料を基に作成

## (3) 境町のワクチン接種状況

町では、令和2年4月17日以降、境町新型コロナウイルス感染症コールセンターを開設、令和3年4月26日から集団接種の予約受付を開始し、令和3年5月9日からは地元医師会等と協力し、文化村町民体育館に町の集団接種会場を設定<sup>\*1</sup>して、65歳以上の高齢者から逐次接種を開始した。また、令和4年9月24日からはオミクロン対応ワクチン（ファイザー）の接種を開始し、高齢者、基礎疾患患者などの4回目以降の接種をはじめとして集団接種を継続

し、令和5年1月28日終了までの間、集団接種会場216回（町民体育館：134回、茨城西南医療センター病院：82回）を実施した。

感染状況、接種率及び国の方針等を踏まえ、令和5年2月1日以降、体育館の集団接種会場を完全に撤収・復旧し、境町健康センター及び個人医療機関による個別接種体制へ移行した。

※<sup>1</sup>集団接種会場：

健康推進課を基幹に、一般職員により5個接種班（20～30人）を編成し、ローテーションにより半日交替（日曜日及び水曜日を基準）で接種会場を運営するほか、茨城西南医療センター病院においても実施した。

<境町新型コロナウイルスワクチン接種状況>

令和5年2月14日時点

	全体		うち高齢者		うち小児接種		うち乳幼児接種	
	回数	接種率	回数	接種率	回数	接種率	回数	接種率
総接種回数	78,074	-	30,702	-	1,522	-	77	-
うち1回以上接種者	21,320	85.5%	6,940	95.6%	646	44.2%	40	5.1%
うち2回接種完了者	21,204	85.1%	6,920	95.3%	627	42.9%	34	4.3%
うち3回接種完了者	18,148	72.8%	6,704	92.4%	249	17.0%	3	0.4%
うち4回接種完了者	12,229	-	6,031	-				
うち5回接種完了者	5,173	-	4,107	-				

※全体接種率は、令和4年1月1日時点 住基人口24,927人を適用

※高齢者（65歳以上）接種率は、令和4年1月1日時点 住基人口7,259人を適用

※小児（5歳～11歳）接種率は、令和4年1月1日時点住基人口1,462人を適用

※乳幼児（生後6か月～4歳）接種率は、令和4年1月1日時点住基人口785人を適用

<茨城県新型コロナウイルスワクチン接種状況>

令和5年2月22日時点

	全体		うち高齢者		うち小児接種		うち乳幼児接種	
	回数	接種率	回数	接種率	回数	接種率	回数	接種率
総接種回数	9,290,827	-	2,415,383	-	136,909	-	-	-
うち1回以上接種者	2,499,369	84.51%	813,658	94.74%	58,439	35.40%	-	-
うち2回接種完了者	2,468,519	85.53%	811,952	94.54%	56,564	34.27%	-	-
うち3回接種完了者	2,094,225	72.45%	789,773	91.96%	21,906	13.27%	-	-
うち4回接種完了者	1,469,564	-	-	-				
うち5回接種完了者	759,150	-	-	-				

※高齢者及び小児接種状況については、令和5年2月20日時点の接種状況

※乳幼児接種状況については、都道府県別状況の公表なし

出典：首相官邸ホームページを基に作成

<オミクロン株対応ワクチンの接種回数>

	全体		うち高齢者		公表日
	回数	接種率	回数	接種率	
境町	11,787	47.3%	5,553	76.5%	令和5年2月14日
茨城県	1,397,120	48.34%	657,350	77%	令和5年2月22日

出典：首相官邸ホームページを基に作成

## (4) 新型コロナウイルス感染症対策事業実績

町は、新型コロナウイルス感染症に伴い、児童、高齢者、子育て世帯から、事業者、他自治体・関係国、自宅療養者等に至るまで幅広く町民に寄り添い、マスク・消毒液などの衛生用備品の配布から、全町民・時短営業に伴う市業者への各種給付、パルスオキシメーター・PCR検査等の助成、休校等に伴う給食関係支援、自宅療養者に対する施設の提供・配食支援、など各種の事業・支援を推進した。

令和4年8月18日時点

No.	時期	事業名	概要・実績等
1	R2.3.3(火) R2.3.6(金) R2.3.26(木)	保育園、福祉施設等へのマスク等配布	<p>&lt;背景&gt; 境町内の民間の保育園・認定こども園・福祉施設について備蓄を含め調査したところ、1か月のマスクもない施設があることが判明したため</p> <p>&lt;概要&gt; 当面の必要分として、1か月のマスク・消毒液等を配布</p> <p>&lt;実績&gt; [3月3日]町内5か所の各児童クラブにマスク300枚と消毒液1本、各計1,500枚・5本を配布 [3月6日]児童福祉施設(認定こども園等)の職員用としてマスク計2,040枚を配布 [3月26日]児童福祉施設(認定こども園等)に消毒液(40容器)計10本(400)を配布</p>
2	R2.3.12(木) R2.3.13(金) AM10時～PM6時 (予備:14日)	全世帯へのマスクの配布	<p>&lt;背景&gt; 全国的にマスクが不足し、入手が困難なため</p> <p>&lt;概要&gt; ・境町の全世帯(9,541世帯)に4万枚(1世帯大人用3枚、子ども用2枚:計5枚)を配布すべく、全世帯に引換券を兼ねたハガキを送付し、各地区延100人の職員を配置し、引換会場を開設 ・一部の地区でドライブスルー方式を採用</p> <p>&lt;実績&gt; ・配布数及び配布率:[12日～13日]7,193世帯(75%) ・最終配布数:7,748世帯(81%)(※17日まで個別対応)</p>
3	R2.3.14(土)～ R2.3.22(日)	「子連れのお客様、お子様無料ランチ企画」道の駅さかい	<p>&lt;背景&gt; 新型コロナウイルス感染症の拡大による休校措置を受けて、親子や保護者を応援するため</p> <p>&lt;概要&gt; 道の駅さかいでは、「休校対策、栄養補給とパパママ支援!ランチ500円!しかもお子様無料毎日大人100食+子ども200食限定!」を実施</p> <p>&lt;実績&gt; ・利用状況:大人930人+子ども1,600人=2,530人 ・売上金額:465,000円/大人930名分</p>
4	R2.3.10(火)～ R2.3.31(火)	児童クラブへの昼食支援事業	<p>&lt;背景&gt; 3月2日から24日までの臨時休校に伴い、町内5か所の児童クラブを利用する保護者の経済的負担・精神的負担を軽減するため</p> <p>&lt;概要&gt; ・3月16日(月)から毎日、学校給食センターから昼食提供を実施 ・この間、企業・団体等の協力を得て、施策内容を充実</p> <p>&lt;実績&gt; ・学校給食センター:保護者アンケートの結果、約70%の昼食支援要望があり、児童全員に無料で毎日提供 ・ローソン:[3月10日、17日、24日]おにぎり226名分を提供 ・㈱アライ:[3月17日、24日、31日]唐揚げ226名分を提供 ・建設協会境支部:[3月24日、31日]デザート、果物等226名分を提供 ・境町商工会(町内飲食業6店舗):[3月18日]やきそばを提供</p>

No.	時期	事業名	概要・実績等
5	R2. 4. 1(水) ～ R2. 4. 14(火) AM11時～PM2時	「境町子ども食堂」	<p>&lt;背景&gt; 売上が落ち込む町内飲食店を支援するため</p> <p>&lt;概要&gt; ・アプリ「ごちめし」(Gigi (ジジ) 株式会社) と提携し、町内の子どもを対象にし、子ども食堂を開始 ・実施店舗:町内 18 店舗</p> <p>&lt;実績&gt; ・[4月1日]参加店舗 15 店 150 食、[4月2日]18 店 180 食の弁当が用意され、両日とも完売 ・開始 2 日でアプリ「ごちめし」経由で 49 件の寄付</p>
6	R2. 4. 8(水)	コンテナハウス貸出登録	<p>&lt;概要&gt; 広域大規模災害用コンテナハウスを、医療危機に直面するような地域、機関、茨城県の要請する病床として、町外への貸出登録を実施</p> <p>&lt;実績&gt; 町が所有するコンテナホテル 8 台を都内の医療現場に無償提供</p>
7	R2. 4. 14(火) ～ R2. 4. 19(日)	感染予防のために各家庭に教科書発送	<p>&lt;背景&gt; 4月11日に町内に在住する方の感染が確認されたため</p> <p>&lt;概要&gt; 4月13日及び14日に保護者来校時に配布予定の新学年の教科書等を、各家庭へ郵送</p>
8	R2. 4. 17(金) ～ AM9時～PM5時 (土・日・祝含む)	境町新型コロナウイルス感染症コールセンター開設	<p>&lt;背景&gt; 政府から緊急事態宣言が発令され、茨城県からも外出自粛要請が出されたうえ、境町でもウイルス感染者が確認され、不安な状況が続いているため</p> <p>&lt;概要&gt; 4月17日から当分の間、新型コロナウイルス感染症に関する専門のコールセンターを開設</p>
9	R2. 4. 19(日) R2. 4. 25(土)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため消毒液を無料配布	<p>&lt;背景&gt; 境町でも新型コロナウイルス感染者が確認されており、感染防止対策として消毒液の入手が困難であるため</p> <p>&lt;概要&gt; 新型コロナウイルス感染症に除菌効果が期待でき、テーブルやドアノブ等の表面の除菌等に使用する消毒液を町民へ無料配布(1世帯10)</p> <p>&lt;実績&gt; ・無料配布実績(町民): [4月19日]4,009人(4,5800)、[4月25日]1,460人(2,1500) ・無料配布実績(施設:保育園、児童クラブ、医療機関等) [4月20日]計38施設(2800)</p>
10	R2. 4. 21(火)	中和建設(株)から飛沫防止用受付カウンター衝立寄贈	<p>&lt;概要&gt; 中和建設(株)から飛沫防止用受付カウンター衝立 60 台寄贈</p> <p>&lt;実績&gt; 各課窓口に設置</p>
11	R2. 4. 22(水)	「オールいばらきマスクインナープロジェクト」～茨城県の高校生約 75,000 人に配布するマスクインナーを境町長から県教育長へ贈呈	<p>&lt;背景&gt; 新型コロナウイルス感染が拡大して長期戦の様相を呈しているなか、少しでも安心して生活できる環境を提供するため</p> <p>&lt;概要&gt; ・ウイルスを低減できるマスクインナーを、茨城県の高校生等に配布するため、境町長から県教育長あてにマスクインナーを贈呈 ・プロジェクト費用として、マスクインナー約 75,000 セット(総額 3,750 万円)を企業版ふるさと納税及び個人のふるさと納税 GCF 等で集金</p>
12	R2. 4. 23(木)	妊婦向けマスク配布	<p>&lt;概要&gt; 町内在住の妊婦(新たに母子手帳の交付を受ける妊婦を含む)へマスクを配布</p> <p>&lt;実績&gt; 町内在住の妊婦 73 名にマスク 1 箱 50 枚入りを配布</p>
13	R2. 4. 28(火)	帰省自粛の若者応援事業	<p>&lt;概要&gt; 境町の帰省を自粛している境町出身の若者を地元の特産物で応援</p> <p>&lt;実績&gt; 地元特産物である境町のお米 10 kg、マスク 10 枚、さし茶ティーバック 1 セットを送付</p>

No.	時期	事業名	概要・実績等
14	R2. 4. 30(木)	境町臨時子ども手当給付金	<p>&lt;背景&gt; 子育て世帯の負担軽減を図るため</p> <p>&lt;概要&gt; 高校生以下の児童生徒一人につき 5,000 円を支給</p>
15	R2. 5. 1(金) ～ R2. 5. 31(日) AM11 時～PM4 時	「子ども食堂」再開 19 店舗が弁当提供	<p>&lt;概要&gt; ・新型コロナウイルス対策として 4 月 1 日から 11 日まで実施していた「子ども食堂」を 5 月 1 日から再開 ・対象：18 歳以下 ・協力店舗：町内 19 店舗 ・1 店舗あたり 10 食</p>
16	R2. 5. 7(木) ～ R2. 5. 10(日) PM7 時～PM8 時	時短営業協力の巡回広報	<p>&lt;概要&gt; 消防指揮車を使用して町内の繁華街を巡回広報し、午後 8 時までの時短営業を要請</p>
17	R2. 5. 7(木) ～ R2. 6. 30(火)	テイクアウト弁当支援事業	<p>&lt;背景&gt; ・新型コロナウイルスの影響を受け、売上げが減少している飲食店を支援するため ・店内飲食ではなく、テイクアウトを推奨することで、三密を避けるため</p> <p>&lt;実績&gt; ・助成対象弁当数：1 日 1 店舗 15 食 ・助成限度額：1 食 500 円を上限に半額補助 (7,500 円/1 日上限) ・参加店舗：47 店舗</p>
18	R2. 5. 9(土) R2. 5. 10(日)	布マスク及びマスクインナー配布	<p>&lt;概要&gt; ・町内の 5 か所（役場、文化村、ふれあいの里、伏木文化センター、塚崎一区公民館）でドライブスルー方式により、境町オリジナルマスク及びマスクインナーを配布 ・対象人数：21,905 名</p> <p>&lt;実績&gt; 配布数：[5 月 9 日、10 日]18,995 名 (86.7%)</p>
19	R2. 5. 13(水) ～ R2. 6. 30(火)	18 歳以下の子育て世帯へコシヒカリ 5 kg 支援	<p>&lt;背景&gt; 新型コロナウイルス感染症拡大による休校や休園要請に伴い、子育て世帯の経済的負担を軽減するため</p> <p>&lt;概要&gt; ・町内の 4 店舗で、町から郵送されたハガキとお米 (1 世帯 5 kg) を引換 ・交換店舗：菅谷酒店、内海盛作商店、(株)アライストアール、道の駅さかい</p>
20	R2. 5. 13(水) ～ R2. 5. 27(水)	古河保健所へ応援派遣	<p>&lt;概要&gt; 子ども未来課健康推進室から保健師 1 名を古河保健所へ派遣</p> <p>&lt;実績&gt; 新型コロナウイルス感染症に係る電話相談や事務処理対応を実施</p>
21	R2. 5. 15(金) ～ R2. 5. 17(日)	住民向けマスク販売	<p>&lt;概要&gt; ・町民全世帯（対象世帯：9,628 世帯）を対象に、購入ハガキと交換にマスク 1 箱 50 枚入りをドライブスルー方式により販売 ・町内の 7 か所（役場、商工会、文化村、社会福祉協議会、ふれあいの里、伏木文化センター、塚崎一区公民館）で実施</p> <p>&lt;実績&gt; ・販売数：[5 月 15 日]506 箱、[5 月 16 日]1,165 箱、[5 月 17 日]889 箱 →計 2,560 箱 (販売率 26.6%)</p>
22	R2. 5. 15(金) ～ R2. 7. 31(金) の毎週金曜日	茨城県行政書士会による無料相談会	<p>&lt;概要&gt; 町内の事業者の方を対象に相談会を開き、新型コロナウイルス感染症のための交付金・融資制度の申請書作成までの助言及び支援を実施</p> <p>&lt;実績&gt; ・県内では水戸市、つくばみらい市に次いで 3 例目 ・県行政書士会所属の行政書士 2 名</p>
23	R2. 5. 24(日) AM9 時～PM0 時	消毒液無料配布	<p>&lt;概要&gt; 境青年会議所、境町商工会青年部、さかい 4H クラブの協力を得て、消毒液 (次亜塩素酸電解水) の無料配布を実施</p> <p>&lt;実績&gt; ・配布人数：829 名 ・配布量：1,060ℓ</p>

No.	時期	事業名	概要・実績等
24	R2. 6. 11(木)	災害医療用コンテナハウス及び災害用トレーラ三鷹市への出発式	<p>&lt;背景&gt; 三鷹市のPCRセンター設置に伴い、三鷹市長の要望を受けたため</p> <p>&lt;概要&gt; PCR検査に係る医療従事者の控室及び被験者の救護施設の使用を目的として、災害医療用コンテナハウス(ホテル仕様 約6m)及び災害用トレーラ1台ずつを無償貸出し</p>
25	R2. 6. 12(金)	町内全小中学校にAIサーモカメラ設置	<p>&lt;背景&gt; 学校再開に向け、基本的な感染予防対策として、登校時に児童生徒の体温確認をするため</p> <p>&lt;概要&gt; 町内全小中学校にサーマルカメラ(サーモグラフィ)を設置</p> <p>&lt;実績&gt; 境小(2台)、長田小(1台)、猿島小(1台)、森戸小(1台)、静小(1台)、境一中(2台)、境二中(2台)の計10台を7校に設置</p>
26	R2. 7. 17(金)	災害用コンテナハウス及び災害用トレーラ貸出しに対し、三鷹市長から感謝状授与	<p>&lt;概要&gt; 災害医療用コンテナハウス及び災害用トレーラ1台ずつの無償貸出しに対し、三鷹市の河村孝市長が当庁を訪れ、橋本町長に感謝状を授与</p>
27	R2. 7. 20(月)	クラウドファンディングによるバス事業者等支援プレミアムクーポン券事業	<p>&lt;背景&gt; 町の重要な社会インフラでもあるバス等の旅客運送事業者の早期経営回復と町民の利便性を促進するため</p> <p>&lt;概要&gt; ・クラウドファンディングを活用して新型コロナウイルス感染症の影響を受けるバス事業者等を支援 ・境町バス・タクシー・運転代行支援プロジェクト(目標額100万円)</p>
28	R2. 8. 17(月)	3歳から中学校3年生までの児童に夏用冷感マスク配布	<p>&lt;背景&gt; 保育園や学校を利用する児童の感染防止のため</p> <p>&lt;概要&gt; 子育て世帯を対象に3歳から中学校3年生までを対象として、夏用冷感マスクを配布</p> <p>&lt;実績&gt; ・3歳から5歳児:592名 ・小学生:1262名 ・中学生:608名</p>
29	R2. 8. 28(金)	自宅にエアコンのない高齢者世帯に冷房機購入時5万円を助成	<p>&lt;背景&gt; 新型コロナウイルス感染症予防につき外出を控える中、熱中症対策のため</p> <p>&lt;概要&gt; ・冷房機器を購入する、自宅にエアコンのない高齢者世帯に購入費等を上限5万円まで助成 ・故障中の物を含むエアコンのない70歳以上の高齢者のみの世帯に実施</p>
30	R2. 10. 14(水)	アルゼンチン共和国オリンピック委員会に高性能冷感マスク寄贈	<p>&lt;背景&gt; アルゼンチンでは80万人を超える新型コロナウイルス感染症の感染者数が確認されていたが、日本のような高性能マスクがないと、同国オリンピック委員会が明かしたため</p> <p>&lt;概要&gt; 大使館を通してオリンピック委員会及び競技団体に高性能冷感マスク2,500枚を寄贈</p>
31	R3. 1. 8(金)	友好都市ハワイ州ホノルル市に高性能冷感マスク寄贈	<p>&lt;背景&gt; ホノルル市においても新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、市役所の職員も対応に追われているため</p> <p>&lt;概要&gt; 職員向けに、境町で制作した高性能マスクを1,800枚寄贈</p> <p>&lt;実績&gt; ・救急救命士や消防士をはじめとする市の職員の方々による活用 ・コールドウェル市長(当時)による式典での着用</p>

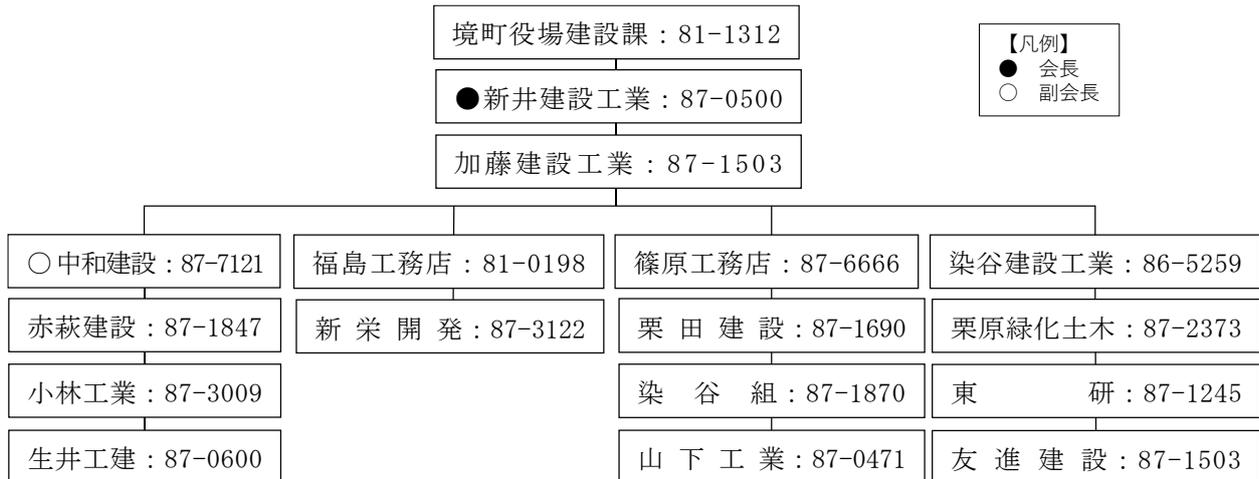
No.	時期	事業名	概要・実績等
32	R3. 1. 20(水) ～ R3. 1. 21(木)	「パークホテル さかい」消毒作業 業務	<概要> 新型コロナウイルス感染症陽性者(自宅療養者のうちホテル療養が必要と 認められた者)9名に対し、「パークホテルさかい」B棟を貸切収容し、退去後、 実習を兼ねて、消毒業者(南北関東エース社)と役場職員が共同して、当該ホ テル客室内及び備品等の消毒作業を実施
33	R3. 4. 14(水)	新型コロナウイ ルスワクチン接 種シミュレーシ ョン実施	<概要> ・5月からの高齢者接種開始に向け、猿島郡医師会と連携し、ワクチン接種 のシミュレーションを実施 ・接種本番にも参加する猿島郡医師会の医師・看護師が参加 ・運営面におけるトラブル対応や副反応・救急対応など様々なシチュエーシ ョンを想定
34	R3. 4. 26(月)	新型コロナウイ ルスワクチンの 集団接種の予約 受付開始	<概要> ・65歳以上の町民の方を対象とする新型コロナワクチンの集団接種の予約 をコールセンターにて受付 ・年齢を5歳刻みにして予約日を分けて順次受付 <実績> ・7月21日現在の予約状況： [第1回]6,632名(A) [第2回]6,615名 ・対象人口7,168名(B)に対する予約率92.5%(A/B)
35	R3. 5. 2(日)	令和3年6月6日 執行境町議会議 員一般選挙投票 所内のコロナ感 染予防対策	<背景> コロナ禍において町民が少しでも安心して投票できるようにするため <概要> 投票用紙記載台・下敷き・投票箱等、投票するときに触れる備品及び投票 所となっている役場庁舎1階フロアに、錯体ナノコロイド水溶液を塗布し、 感染予防を万全にした選挙を執行 <実績> 県内では境町が初めて実施
36	R3. 5. 9(日) ～ R3. 7. 25(日)	境町集団接種会 場における新型 コロナウイルス ワクチン接種の 開始 (高齢者対象)	<概要> ・65歳以上の高齢者を対象にファイザー製ワクチンを集団接種 ・町民体育館：5月9日開始(日曜日、水曜日(午後)) ・西南医療センター病院：5月31日(月)開始(平日(午後)) <実績> ・7月21日現在の接種状況： [第1回]接種完了6,632名(A) [第2回]接種済み6,200名 ・7月25日に第2回目接種完了見込み
37	R3. 5. 17(月)	第66回境町成人 式典開始の決定	<概要> ・新型コロナウイルス感染症の拡大により延期した「令和3年第66回境町 成人式典」を境町と成人式運営委員会で協議を重ね、町議会と相談のうえ 令和3年11月28日(日)に開始の決定 ・対象者：283名(H12年4月2日～H13年4月1日生まれの方)
38	R3. 6. 16(水) ～ R3. 7. 25(日)	新型コロナウイ ルスワクチン接 種実施(基礎疾患 者対象)	<概要> ・64歳以下の基礎疾患を有する方で通院入院している方等を対象に集団接 種を実施 ・町民体育館：日曜日、水曜日(午後) <実績> ・対象人数(推定)1,200名に対し、1,020名が予約済み(予約率85.0%) ・7月25日に第2回目接種完了見込み
39	R3. 6. 28(月)	新型コロナウイ ルスワクチン接 種の予約受付開 始(一般対象)	<概要> ・64歳以下の町民を対象とした集団接種の予約受付を開始 ・接種は7月28日(水)から開始 ・新たに県が行う大規模接種(とねミドリ館)を追加 ・コールセンター、インターネットによる予約受付も導入 <実績> ・7月21日現在の予約状況： [町民体育館]4,740名 [茨城西南医療センター病院]1,646名 [とねミドリ館]862名

No.	時期	事業名	概要・実績等
40	R3. 6. 27(日) ～ R3. 8. 17(日)	新型コロナウイルスワクチン接種(学校、警察福祉施設等関係者)	<p>&lt;背景&gt; クラスター防止及び緊急対応に当たる要員の感染防止のため</p> <p>&lt;概要&gt; 町内小中学校、警察、福祉施設等の関係者(対象者:639名)に対して、優先接種を実施</p> <p>&lt;実績&gt; [第1回]R3. 7. 27完了予定 [第2回]R3. 8. 17完了予定</p>
41	R3. 9. 1(水) ～ R3. 10. 3(日)	自宅療養者の緊急療養施設設置事業	<p>&lt;背景&gt; 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者が急増したため</p> <p>&lt;概要&gt; 自宅では家族との離隔が困難な方に対し、「パークホテルさかい」を緊急療養施設として無料で宿泊していただき、感染拡大を防止</p> <p>&lt;実績&gt; ・パークホテルさかいB棟: (30室)×3000円/日×30日(期間:1か月)貸切 ・事業費270万円 ・成果:5人利用</p>
42	R3. 9. 1(水) ～ R4. 8まで継続中	パルスオキシメーター補助金事業	<p>&lt;背景&gt; ・日頃の体調管理や、万一の重症化リスクを避けるため ・体調が悪化したときの目安としてもらうため</p> <p>&lt;概要&gt; 一般家庭を対象に、パルスオキシメーター購入費用の一部を助成</p> <p>&lt;実績&gt; パルスオキシメーター費用の一部(購入費の2分の1、上限額5,000円)を助成(R4. 8現在継続中)</p>
43	R4. 2. 16(水) ～ 当面の間継続中	新型コロナウイルス陽性者等(自宅療養者)への配食支援サービス	<p>&lt;概要&gt; 新型コロナウイルス感染症で陽性者となり、自宅で療養されている方及び濃厚接触者となる同居家族に対し、食料などを無償で届ける配食支援サービスを実施</p> <p>&lt;実績&gt; 1人1回に限り、支援用食料セットとして一日あたり3食相当、5日分(7,500円相当)の人数分をお届け(R4. 8現在継続中)</p>

## 16 除雪体制関係

町は、平成20年12月24日に境町ふるさとまつり協力会（以下「協力会」という。）等と「災害対策活動協力に関する協定書」に基づき、除雪に関する連絡網の整備、幹線道（町道）の除雪担任等の基準を定めるとともに、危険箇所への塩化カルシウム散布場所を設定するなど除雪体制を整備している。

### 16-1 境町ふるさとまつり協力会雪害時災害連絡網



### 16-2 町道除雪対象路線及び協力会の担任 ※1

図	町道路線番号	場 所	担 任 業 者
①	1-1号線	横塚～志鳥	福島工務店、染谷組、栗田建設
②	1160号線	横塚～塚崎	
③	242・2450号線	猿山～下砂井	加藤建設工業
④	1-4号線	長井戸～栗山	新井建設工業、生井土建
⑤	1-3号線	塚崎～井草	篠原工務店、赤萩建設、東研
⑥	1-8号線	松岡～県道尾崎境	小林工業
⑦	1628号線	境小学校南側	山下工業
⑧	1・10号線	県道尾崎境～内門新田	栗原緑化土木
⑨	2238号線	柚谷～国道354号線	中和建設、新栄開発
⑩	3147・2-17号線	金岡～伏木国道354号線	友進建設
⑪	3557号線	森戸小学校北側・東側	染谷建設工業
⑫	2-19号線	若林蓮台	

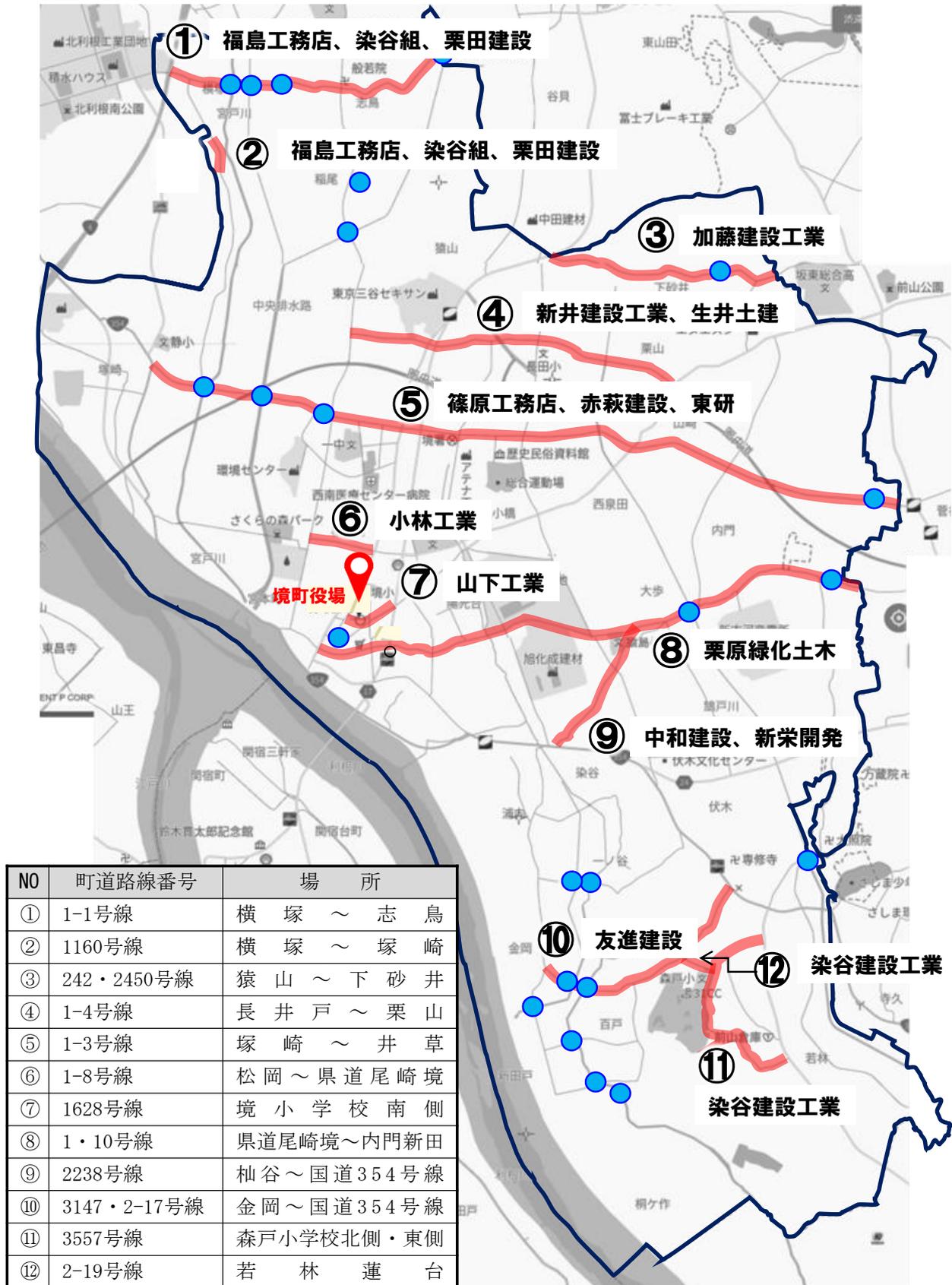
※1 除雪の担任は基準であり、除雪作業は、当日の状況に応じて協力隊の統制により除雪の担任を指定し実施する。

### 16-3 塩化カルシウム散布箇所

町は、降雪時に危険箇所と思われる橋、坂、日陰など塩化カルシウム要散布箇所を、地区ごとに設定（全 24 か所）しており、降雪状況に応じ実施する。必要な場合は、協力会の協力を受けて実施する。

堺地区	(1) 上町	①いのせ食堂前の日陰箇所 ②役場西側出口北の日陰箇所 ③宮本町 旧 354 号線～354 号線間
長田地区	(1) 長井戸（1-3 号線）	①相良ぶどう園前の坂及び日陰箇所
	(2) 下砂井（2450 号線）	①下砂井集落センター東側の日陰箇所（1-6 号線） ②上野商店までの日陰箇所
猿島地区	(1) 金岡（1-12 号線）	①金岡集落センター南側の一ノ谷沼捷水路に架かる橋
	(2) 内門（1-10 号線）	①坂東市との境界の日陰箇所
	(3) 浦向（2-16 号線）	①浦向・一ノ谷境界の一ノ谷沼捷水路に架かる橋
	(4) 大歩（1-10 号線）	①元とんかつふじの東川の鶴戸川に架かる橋（大歩橋）
	(5) 井草（1-3 号線）	①井草新田の十字路付近の日陰箇所
森戸地区	(1) 伏木南部（3609 号線）	①大照院西側の鶴戸川に架かる橋（天神橋）
	(2) 一ノ谷（2-16 号線）	①浦向～一ノ谷へあがる染谷川に架かる橋
	(3) 百戸（3147 号線）	①金岡～百戸へあがる染谷川に架かる橋+坂部分 30m
	(4) 百戸（3105 号線）	①百戸・若林境界の桐ヶ作～若林へあがる染谷川に架かる橋
	(5) 百戸（3116 号線）	①長野園製茶工場西側の新田戸・百戸境界の染谷川に架かる橋
静地区	(1) 塚崎（1-3 号線）	①みやと食堂前の宮戸川に架かる橋（宮戸川橋） ②塚崎・長井戸境界の長井戸沼中央排水路に架かる橋（長塚橋）
	(2) 稲尾（1-2 号線）	①稲尾・長井戸境界の長井戸沼大川用排水路に架かる橋（長尾橋）
	(3) 稲尾（2-14 号線）	①横塚～稲尾へあがる長井戸沼中央排水路に架かる橋
	(4) 横塚（1-1 号線）	①横塚・善福院東側の宮戸川に架かる橋 ②横塚・志鳥の境界で長井戸沼中央排水路に架かる橋 ③横塚～志鳥へあがる日陰箇所

16-4 除雪対象路線の担任及び塩カル散布位置図



## 17 台帳

### 17-1 罹災証明書

(整理番号)

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長





17-4 避難所及び収容状況

指定避難所の名称	種別	開設期間	実人員 ・ 延人員  人	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
		月 日 ～ 月 日					
計							

17-5 炊き出し受給者名簿

世帯主氏名	家族数	月 日			7日間小計			8日目以降小計			合計	実支出額	備考
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			

1. 「備考」欄には、給食内容を記入すること。

17-6 食料品現品給与簿

給与 年月日	給与 人員	食数	給与物品内訳			受領書				
			米	パン	缶詰	住所	世帯主	家族数	受領印	避難先 住所氏名



17-8 炊き出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者名	使用避難所名	備考

1. 「期間」の欄には、( 月 日から 月 日まで 日間) と記入する。

17-9 飲料水供給簿

地区

供給日時	対象人員	給水用機械器具							燃料費	実支給額
		名称	借上			修繕				
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障概要		

1. 給水用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず作成するもとし、有償による場合にのみ「金額」の欄に額を記入する。
2. 「故障概要」欄には、故障の主な原因、主な修理箇所を記入すること。



17-11 応急危険度判定の実施決定に関する連絡書

(様式第1号)

応急危険度判定の実施決定に関する連絡書

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県知事殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、平成〇年〇月〇日 〇時〇分、〇〇〇において、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、判定実施班及び判定拠点を設置については、追って連絡します。</p>	
<p><b>被害情報</b></p> <p>① 公共施設の状況</p> <p>② 建築物の倒壊の状況</p> <p>③ 火災の状況</p> <p>④ その他被害の状況</p>	
<p><b>連絡事項</b></p>	
<p><b>連絡先</b></p>	

17-12 応急危険度判定実施班及び判定拠点の設置連絡書

(様式第2号)

応急危険度判定実施班及び判定拠点の設置連絡書

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部 判定実施班長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に下記のとおり判定実施班及び判定拠点を設置し、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。</p> <p>なお、応急危険度判定士の派遣については、追って要請を行う予定です。</p>	
<p><b>被害情報</b></p> <p>① 公共施設の状況</p> <p>② 建築物の倒壊の状況</p> <p>③ 火災の状況</p> <p>④ その他被害の状況</p>	
<p><b>判定実施班の設置</b></p> <p>設置時刻                    時                    分</p> <p>設置場所</p>	
<p><b>判定拠点の設置</b></p> <p>設置場所</p>	
<p><b>連絡先</b></p>	

17-13 応急危険度判定支援 要請書（県知事宛）

（様式第3号）

応急危険度判定支援 要請書（第〇次）

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分		
<p>茨城県知事殿 （県災害対策本部長）</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日（〇）〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。 ついては、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>			
判定士派遣要請期間	月	日から	日間 （これ以降は改めて要請することとします。）
要請判定士人数	人／日（延べ 人）		
要請判定コーディネーター人数	人／日（延べ 人）		
<p>連絡先</p>			

17-14 応急危険度判定支援 要請書（県判定支援班長宛）

（様式第4号）

応急危険度判定支援 要請書（第〇次）

発信日時	平成〇年〇月〇日 〇時〇分		
<p>茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿 （県災害対策本部長）</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部 判定実施班長</p> <p>〇〇〇では、平成〇年〇月〇日（〇）〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。 ついては、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>			
判定士派遣要請期間	月 日 から 日間 （これ以降は改めて要請することとします。）		
要請判定士	人／日（延べ 人）		
要請判定コーディネーター	人／日（延べ 人）		
判定調査表	木造 枚	R C 枚	S 造 枚
ステッカー	危険 枚	要注意 枚	調査済 枚
昼食準備	派遣側	人（延べ 人）	
	依頼側	人（延べ 人）	
宿泊手配	派遣側	人（延べ 人）	
	依頼側	人（延べ 人）	
参集日時	月 日 時		
参集場所			
移動手段			
移動ルート			
連絡先			







17-18 応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告 》

( 1 / )

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の説明	外観（屋根損傷、2階傾き、建具の損傷、雨樋破損、外壁剥落等）	
修理前写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後写真	修理後写真	









17-23 病院、診療所医療実施状況

診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬点数	金額	備考
		入院	通院			

1. 「診療人員」欄は、延人員を記入すること。



17-25 被災者救助状況記録簿

年月日	対象人員	救出機械器具							実支給額	備考	
		名称	借上費			修繕費					燃料費
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障概要			
計											

1. 他の市町村に及んだ場合は、備考欄にその市町村名を記入すること。
2. 「借上費」については、有無償を問わず記入するものとし、有償の場合にのみ、借上費を「金額」欄に記入すること。
3. 「故障概要」欄には、故障の主な原因、主な修理箇所を記入すること。









## 17-30 遺体捜索用機械器具修繕費

機械器具 の名称	所有者 の氏名	故障年月日	故障の概 要	修繕年月日	修繕費	備考

1. 「故障の概要」欄には、故障の原因主な修繕箇所を記入すること。
2. 「備考」欄には、修繕した業者等を記入すること。



17-32 被害状況報告書

受診者名	受信日時	年 月 日 時 分	
送信者名	所属		
報告番号	第 報	報告機関名	
発生年月日	年 月 日	災害の原因	

区分		被害の概要・発生患者数等		
地区名				
全戸数				
全壊				
半壊				
流出				
床上浸水				
床下浸水				
計				
被害率				
ねずみ族昆虫駆除の 地域特定の要否				
代理執行の必要性の有無				
災害救助法の適用の有無				
発 生 患 者 数	疾病名			
	患者			
	疑似			
	保菌者等			
	計			
死者数				
災害防疫所要経費の概算額				
感染症指定医療機関の被害の概				
その他参考となる事項				

17-33 防疫活動状況報告書

月 日 区分		日	累計	日	累計	日	累計	週間累計
感染症 患者発 生数	真性							
	疑似							
	保菌者等							
貿易活動従事者								
職員（雇上げ職員含む）の 防疫活動の従事者								
消毒の実施戸数								
ねずみ族昆虫駆除実施戸数								
生活の用に供される 水の供給を受けた人員								
検疫調査人員								
細菌検査実施件数								
集団避難所数								
集団避難所の収容人数								
備 考								

1. 「感染症患者発生数」とは、被災地における感染症患者発生数をいう。
2. 「消毒の実施戸数」及び「ねずみ族昆虫駆除の実施戸数」とは、感染症予防法の規定により町または県が実施したものをいう。
3. 「備考」には、防疫活動を必要と認める事項を報告すること。
4. 防疫活動終了のときは、その旨を報告すること。
5. 防疫活動状況報告の第一回目には、防疫活動の実施計画概要も併せて報告すること。

17-34 災害防疫業務完了報告書

災害発生年月日	概要	
災害の原因		
災害の概要		
県のとった措置の概要		
災害対策本部の活動	防疫実施の方針	
	主要作業日誌	
災害救助活動	医療救護	
	給水作業	
災害防疫活動	予防宣伝	
	調査指導	
	検疫調査	
	患者措置	
	飲料水の確保・井戸の消毒	
	家屋の消毒・消毒薬の使用状況	
	ねずみ族昆虫駆除の実施	
	し尿処理の指導	
	泥土、堆積物の処理・清潔方法	
	その他特記すべき事項	
感染症の発生状況		
予防接種		
感染症指定医療機関の状況		
予算の概要		



